

令和 3 年

富岡町議会会議録

第 4 回 定例会

9 月 14 日 開会 ～ 9 月 16 日 閉会

富岡町議会

令和3年第4回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 9月14日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○説明のため出席した者	5
○事務局職員出席者	6
開 会（午前 9時00分）	7
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸報告	8
○議案の一括上程	12
○提案理由の説明及び一般町政報告	12
○一般質問	14
佐藤 啓 憲 君	14
堀 本 典 明 君	27
高 野 匠 美 君	36
○富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	49
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	50
○散会の宣告	56
散 会（午後 1時51分）	56

第2日 9月15日（水曜日）

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	60
○出席議員	60
○欠席議員	61

○説明のため出席した者	6 1
○事務局職員出席者	6 1
開 議 （午前 9時00分）	6 3
○開議の宣告	6 3
○議事日程の報告	6 3
○会議録署名議員の指名	6 3
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 3
○監査委員就任挨拶	6 5
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 6
○散会の宣告	1 0 8
散 会 （午後 2時02分）	1 0 8

第3日 9月16日（木曜日）

○議事日程	1 1 1
○本日の会議に付した事件	1 1 1
○出席議員	1 1 1
○欠席議員	1 1 2
○説明のため出席した者	1 1 2
○事務局職員出席者	1 1 2
開 議 （午前 9時00分）	1 1 3
○開議の宣告	1 1 3
○議事日程の報告	1 1 3
○会議録署名議員の指名	1 1 3
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 1 3
○委員会報告	1 4 0
○動議の提出	1 4 3
○閉会の宣告	1 4 3
閉 会 （午前11時08分）	1 4 3

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和3年第4回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和3年9月14日（火）午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第11号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第12号 令和2年度富岡町継続費精算の報告について
- 報告第13号 専決処分の報告について
- 報告第14号 専決処分の報告について
- 報告第15号 専決処分の報告について
- 報告第16号 専決処分の報告について
- 報告第17号 専決処分の報告について
- 議案第73号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第74号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第75号 富岡町と双葉町との下水道事業に関する事務の委託に関する規約について
- 議案第76号 工事請負契約について
- 議案第77号 工事請負契約について
- 議案第78号 工事請負契約の変更について
- 議案第79号 動産の取得について
- 認定第1号 令和2年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第 3号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第80号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第86号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第87号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 選挙第 1号 富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第8 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 報告第11号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第12号 令和2年度富岡町継続費精算の報告について
- 報告第13号 専決処分の報告について
- 報告第14号 専決処分の報告について
- 報告第15号 専決処分の報告について
- 報告第16号 専決処分の報告について
- 報告第17号 専決処分の報告について
- 議案第73号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第74号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第75号 富岡町と双葉町との下水道事業に関する事務の委託に関する規約について
- 議案第76号 工事請負契約について

- 議案第 77号 工事請負契約について
議案第 78号 工事請負契約の変更について
議案第 79号 動産の取得について
認定第 1号 令和2年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 9号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 80号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第2号）
議案第 81号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 82号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 83号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 84号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 85号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 86号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 87号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第11号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第12号 令和2年度富岡町継続費精算の報告について
- 報告第13号 専決処分の報告について
- 報告第14号 専決処分の報告について
- 報告第15号 専決処分の報告について
- 報告第16号 専決処分の報告について
- 報告第17号 専決処分の報告について
- 議案第73号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第74号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第75号 富岡町と双葉町との下水道事業に関する事務の委託に関する規約について
- 議案第76号 工事請負契約について
- 議案第77号 工事請負契約について
- 議案第78号 工事請負契約の変更について
- 議案第79号 動産の取得について
- 認定第1号 令和2年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第80号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第81号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第83号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第84号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第85号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第86号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第87号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 選挙第1号 富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第8 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第11号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第12号 令和2年度富岡町継続費精算の報告について

報告第13号 専決処分の報告について

報告第14号 専決処分の報告について

報告第15号 専決処分の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

報告第17号 専決処分の報告について

○出席議員（10名）

1番 堀本典明君

2番 佐藤教宏君

3番 佐藤啓憲君

4番 渡辺正道君

5番 高野匠美君

6番 遠藤一善君

7番 安藤正純君

8番 宇佐神幸一君

9番 渡辺三男君

10番 高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長 山本育男君

副町長 高野剛君

教育長 岩崎秀一君

会計管理者 植杉昭弘君

総務課長 林紀夫君

企画課長 原田徳仁君

税務課長 志賀智秀君

住民課長 猪狩力君

福祉課長 杉本良君

健康づくり課長	遠	藤	博	生	君
生活環境課長	黒	澤	真	也	君
産業振興課長	坂	本	隆	広	君
参事兼 都市整備課長	竹	原	信	也	君
教育総務課長	飯	塚	裕	之	君
生涯学習課長	佐	藤	邦	春	君
郡山支所長	斉	藤	一	宏	君
参事兼 いわき支所長	三	瓶	直	人	君
総務課課長補佐 兼秘書係長	松	本	真	樹	君
産業振興課 課長補佐	大	森	研	一	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

議事 事務局局長	小	林	元	一
議会事務局長 兼庶務係長	杉	本	亜	季
議会事務局長 庶務係主査	黒	木	裕	希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(高橋 実君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る9月8日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から16日までの3日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和3年第3回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに令和3年第2回双葉地方水道企業団議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

双葉地方広域市町村圏組合に係る令和2年度歳入歳出決算書並びに双葉地方水道企業団に係る水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書、併せて富岡町社会福祉協議会等諸団体より決算の報告がありましたので、配付させていただいております。御覧いただくようお願いいたします。

最後に、陳情書3件を受理し、この写しを委員会報告書の88ページから100ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 佐藤 啓 憲 君

4番 渡辺 正道 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（高橋 実君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの3日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの3日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、代表監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

3監第9号、令和3年9月14日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、高橋実様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、宇佐神幸一。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。(1) 令和3年5月（令和2年度5月分・令和3年度5月分）・6月・7月。

(2) 一般会計及び特別会計。(3) 歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和3年6月21日・7月20日・8月20日。

3、検査の結果。(1) 収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2) 違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3) 検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） おはようございます。報告第22号、令和3年9月14日、富

岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)9月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、③陳情について、④その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和3年9月8日午前8時45分、場所、富岡町役場第一委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について。9月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件7件、人事案件2件、事務委託に関する規約の制定案件1件、工事請負等の契約案件2件、工事請負等の変更案件1件、動産の取得案件1件、決算の認定案件9件、補正予算案件8件、合計31件。(2)9月定例会の会期及び日程について。9月定例会の会期日程については、会期を9月14日から16日までの3日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他。①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について議会事務局長より説明を受け、提案のとおり答申することに決した。③陳情について、提出のあった陳情3件について議会事務局長より説明を受けた。④その他、令和2年度施工工事の現地調査について議会事務局長より説明を受け、地域交流館及びとみおかアーカイブ・ミュージアムの現地調査を実施することに決した。

○議長（高橋 実君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君） おはようございます。報告第23号、令和3年9月14日、富岡町議会議長、高橋実様、議会報編集特別委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第207号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第207号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過は記載のとおりなのでお読みください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第207号の編集について。とみおか議会だより第207号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、学びの森で行われたスタインウェイ体験会の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、宮本皓一前町長から議会だよりへのご意見を寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第207号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第207号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。第36回町村議会広報全国コンクールへ応募することに決し、「とみおか議会だより第204号」を選定した。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 皆さん、おはようございます。それでは、報告いたします。

報告第24号、令和3年9月14日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和3年5月・6月・7月分）について、2、(1)多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針について、(2)多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針を踏まえた東京電力の対応について、(3)東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、

(4) その他、3、その他。

2、審査の経過はお読み取りください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和3年5月・6月・7月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。議員からは、東京電力からの通報に関して、町でも細かくチェックをして再発防止の申入れをするよう要望が出された。2、(1) 多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針について。ALPS処理水の処分に伴う当面の対策のポイントについて、内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所より説明を受けた。議員からは、風評被害を抑えるための正しい情報の発信と、その情報を信用してもらえるような対策に関する事、また賠償について東電への指導など要望が出された。2、(2) 多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針を踏まえた東京電力の対応について。多核種除去設備等処理水の取扱い及び安全確保のための説明に関する検討状況について、また風評被害が発生した場合における賠償の取扱いについて、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、処理水に含まれる核種について、通常の発電所から放出される物質と福島第一原子力発電所から放出される事故由来の物質の違いを明確にすること、また海洋放出の際のモニタリングを徹底するよう要望が出された。2、(3) 東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。議員からは、機器のメンテナンスや保守に関する要望が出された。2、(4) その他。福島第二原子力発電所2号炉使用済み燃料プール冷却停止時における温度上昇確認について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。その他。議員からは、新型コロナウイルス拡散防止のための対策について要望が出された。

以上です。

○議長（高橋 実君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（高橋 実君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（高橋 実君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。先月6日に富岡町長に就任いたしました山本育男でございます。町民の皆様の負託にしっかりとお応えすべく、誠心誠意、粉骨砕身町長の職を務めてまいりますので、議員の皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げますとともに、私の町政運営に特段のご理解をもってご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本定例会は、私にとって町長としての初めての議会となりますので、まずは町政の運営に臨む決意を申し上げさせていただきます。

私は、本町の現状を町民の皆様をはじめ、本町に関係する全ての皆様のたゆまぬご努力により、富岡町を未来につなげ、将来を切り開くための基礎が出来上がりつつあるものと捉えております。今後は、これまでの10年間の歩みを大切にしながら、これまで以上に町民の皆様は当然のこと、本町に心

を寄せてくださる皆様一人一人の声を丁寧にお聞きし、希望と笑顔あふれる町づくりに強い意志を持って、町民の皆様と共に全力を挙げ取り組んでまいらなければならないと決意いたしております。

私は、医療、福祉の充実、魅力ある教育の実践、多様な交流の促進、多面的な産業の集積による雇用の創出、新たな地域コミュニティの創造にしっかりと取り組み、これらの一つ一つを積み重ねることで活発な移住、定住の実現や地域経済の好循環につなげ、活力ある本町をつくり出し、双葉地域の中核としての役割をしっかりと担ってまいりたいと考えております。未曾有の災害から立ち上がるため、また本町の創造的発展を見据えて、これまで復旧、整備された各施設を有効的かつ複合的に活用し、住民の幸せづくりのための事業をより一層積極的に展開してまいらなければならないと考えております。また、復興・創生事業の展開は町民の皆様への参画の下、物から人へと事業の主体をシフトさせなければならないと考えており、加えて本町をしっかりと未来に引き継いでいくためには財政の健全性の確保が不可欠であるとも考えております。このためにも、何事も前例にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底的に意識したバランスのよい事業の展開に未来志向の考えで取り組んでまいりますので、議員の皆様には特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。また、今後の各種事業の展開につきましては、事業の各段階において丁寧にご相談を申し上げてまいりますので、その際には忌憚のないご意見を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

本町には、宮本前町長が心残りの一つとおっしゃった小良ヶ浜地区、深谷地区の避難指示解除に向けた方向性を見いだすという本町の復興・創生にとって大変重要な課題をはじめ、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた取組のさらなる加速、移住、定住の促進のための枠組みづくりと、さらにもう一步踏み込んだ生活環境の充実、住民が安心と幸せを実感できる地域コミュニティの創造、町外生活を続けざるを得ない町民の皆様とのきずなの維持など、数多くの課題があるものと認識しております。また、双葉地域の創造的発展のためには、福島第一原子力発電所の事故処理と福島第二原子力発電所の廃止措置の安全かつ確実な実施が必要と認識するところであり、定期的にその進捗状況を確認し、国や福島県と共に継続して監視を続け、安心と安全の形が目に見えるように努めてまいらなければならないと認識いたしております。

私は、これからの課題を言うに及ばず、今後の様々な課題に対し、議員の皆様をはじめ町民の皆様、そして本町に心を寄せてくださる全ての皆様と共にひるむことなく積極果敢に挑戦し、希望と笑顔あふれる本町のあしたの実現のために取り組んでまいります。私は、公平、公正、そして常に明るく、爽やかな町政運営を心がけ、町民の皆様へ幸せを実感いただくために、私たちを取り巻く情勢や状況を的確に捉え、何事も柔軟かつ未来志向に考えて、適切かつ的確に町政を運営してまいります。皆様とのこの約束をもって、私の町政運営に臨む決意とさせていただきます。

さて、今定例会には監査委員の選任のご同意を求める人事案件や、移住、定住の促進に取り組むための予算の追加確保とともに、本年度これまでの各種事業の進捗状況と今後の事業展開を見据えた予算の補正、また下水道事業における維持管理費の縮減に向けた双葉町との下水道事業に関する事務の

委託に関する規約の制定など、報告案件7件、人事案件2件、事務委託に関する規約の制定案件1件、工事請負等の契約案件2件、工事請負契約等の変更案件1件、財産の取得案件1件、令和2年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定など歳入歳出決算の認定案件9件、令和3年度富岡町一般会計補正予算など予算の補正案件8件の計31件の議案等を提出しております。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりましたが、さきの議会全員協議会において帰還困難区域の復興・再生に向けた政府の取組について、内閣府原子力災害現地対策本部、辻本副本部長より説明がありましたように、小良ヶ浜地区、深谷地区の避難指示解除に向けた取組の動き出しが見えてまいりました。富岡町の全ての地域において、早期に避難指示が解除され、本当の意味での復興が達成されるよう、そして富岡町の創生に全ての人が一致団結して向かうことができるよう、町民の皆様をはじめ、皆様に共に明るく爽やかに果敢に挑戦を続け、富岡町のあしたを築いてまいりましょうとお願いを申し上げ、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（高橋 実君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（高橋 実君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、3番、佐藤啓憲君の登壇を許します。

3番、佐藤啓憲君。

〔3番（佐藤啓憲君）登壇〕

○3番（佐藤啓憲君） 山本町長が就任されて初めての一般質問となりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従ひまして質問をさせていただきます。

大きな1番、新型コロナウイルス感染症の対策について。(1)、新型コロナウイルスの変異株が猛威を振るひ、全国的な感染拡大や、近隣の市町村でも蔓延防止区域になるなど、県内においても深刻な状況になっています。これを受けて、政府方針では医療体制の構築、感染防止の徹底、ワクチン接種の徹底を3本柱として対策を進めるとしてありますが、富岡町の現状把握と今後の対応についてどのようにしていくのか伺ひたい。

(2)、これまでのデルタ株の感染経路については、夏休みの中、子供の感染に起因した家庭感染が問題視されています。2学期も始まり、学校やこども園でのさらなる対策強化が求められますが、どのように対応されるのか伺ひたい。

大きな2番、特定復興再生拠点の避難指示区域解除に向けた準備について。(1)、町では令和5年

春を目標に特定復興再生拠点である夜の森、大菅地区の避難指示解除を目指し懸命に取り組んでいます。また、準備宿泊開始予定まで半年と期間が迫ってきておりますが、各機関との綿密な連携を図り、安心、安全な区域解除につなげなければなりません。つきましては、避難指示解除の要件である当該区域の除染の状況、インフラ整備、住民との協議など、現在の進捗と課題について伺いたい。

以上、大きく2点の答弁をよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 3番、佐藤啓憲議員の一般質問にお答えいたします。なお、私から1の（1）及び2について、次に教育長から1の（2）についてお答えいたしますので、ご了解をお願いいたします。

1、新型コロナウイルス感染症の対策について。（1）、新型コロナウイルスの変異株が猛威を振るい、全国的な感染拡大や、近隣の市町村でも蔓延防止区域になる等、県内においても深刻な状況になっています。これを受けて、政府方針では医療体制の構築、感染防止の徹底、ワクチン接種の徹底を3本柱として対策を進めるとしてはいますが、富岡町の現状把握と今後の対応についてどのようにしていくのか伺いたいについてお答えいたします。全国的な感染の拡大に伴い、福島県においてもまん延防止等重点措置や県独自の非常事態宣言が出される中、町としても様々な新型コロナウイルス感染症の対策を講じてきたところであります。マスクの着用や手洗い、消毒など、基本的な感染対策の徹底はもちろんのこと、学びの森や地域交流館など、不特定多数の方々の利用がある施設においては、入り口での体温チェック機器や消毒液の設置をはじめ徹底した対策を行っております。町職員をはじめ関連団体職員には、出勤前の検温や体調の異常を感じた際は出勤を見合わせるなど、各施設から感染が拡大することのないよう十分な注意を払うよう求めるとともに、県や商工会など関係機関と連携の上、町内の飲食店を個別に訪問して感染拡大を防止するための啓発活動を実施しているところであります。また、町では円滑なワクチン接種が感染拡大防止に対して極めて重要であると考えており、町内医療機関の医師、看護師等と丁寧に協議しながら、通常医療の継続と新型コロナワクチンの接種の両立にご協力をいただいております。加えて、ワクチンの接種は避難先の自治体で受けることが基本となっておりますが、様々な事情により町内で接種を希望する方が一定以上おられることから、町外に居住する町民でも町内でワクチン接種が受けられるよう、医療機関に対し接種枠の確保について調整を行ってまいりました。国のワクチン接種記録システムによる8月末現在の接種率につきましては、65歳以上が約82%、64歳以下は約20%となっております。避難先自治体においても接種が進んでおり、職域や大学等の接種を含めれば国が目標とする11月には希望する町民に対しておおむね接種が完了するものと見込んでおります。幸いなことに現在のところ、町内においてはクラスターが発生するような事例は確認されておりませんが、町や関連団体だけでなく、事業所や飲食店ともしっかりと連携し、

引き続き町内における新型コロナの感染防止に万全を期してまいります。

次に、2、特定復興再生拠点の避難指示区域解除に向けた準備について。(1)、町では令和5年春を目標に特定復興再生拠点である夜の森、大菅地区の避難指示解除を目指し懸命に取り組んでいます。また、準備宿泊開始予定まで半年と期間が迫ってきていますが、各機関と綿密な連携を図り、安心、安全な区域解除につなげなければなりません。つきましては、避難指示解除の要件である当該区域の除染の状況、インフラ整備、住民との協議など、現在の進捗と課題について伺いたいについてお答えいたします。町は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除目標時期を令和5年春と設定し、面的除染の実施や上下水道等の社会インフラ復旧を復興の基盤とした上で、桜並木等の観光資源を有効活用できる環境の整備や生活関連サービスの再開に係る調整等も進めております。昨年9月定例議会では、関係機関が示す整備工程を基に避難指示解除前の準備行為として、避難指示解除の約1年前となる令和4年春には準備宿泊を開始することが理想と申し上げ、議会からも準備宿泊の円滑な実施に向けた立入規制の緩和のご提案をいただいていたところであり、その姿勢に早期帰還を望む町民の皆様からも賛同の声をいただいております。それらの声に応えるためにも、町は準備宿泊の実現に向けて関係機関と共に復興の進捗をつぶさに確認し、少しでも遅れが生じるおそれがある場合は速やかに事前調整を実施しております。当該区域における環境整備の進捗状況としては、令和3年7月末時点での除染率は約79%にとどまるなど、除染及び解体工事が遅延している一方、事前調整の効果によって上下水道整備は年内完成、電気やガス等は現地確認の上でサービスを提供することが可能であることを確認しており、特に関心が高い放射線量率の推移については富岡町除染検証委員会の現地視察などを広報紙や町ホームページ、町政懇談会等を通して周知しております。町としては、この地に安心して行き来し暮らすためにも、放射線量率のさらなる低減に向けた除染解体工事の進展が大きな課題と認識し、課題解決に向けた取組を環境省に強く求めているところであります。今後指示解除に向けては、除染、建物解体の進捗や放射線量の推移の見極めが大前提となるため、全ての工程が着実に進み、避難指示解除が具体的に見えてきた段階で改めて議会をはじめ、町民の皆様と協議いただける機会を設け、誰もが復興を感じ取れる姿をお示しできるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 実君） 教育長。

〔教育長（岩崎秀一君）登壇〕

○教育長（岩崎秀一君） 1、新型コロナウイルス感染症の対策について、(2)、これまでのデルタ株の感染経路については、夏休み中の子供の感染に起因した家族感染が問題視されています。2学期も始まり、学校やこども園でのさらなる対策強化が求められますが、どのように対応されるのか伺いたいについてお答えいたします。

本町の学校及びこども園におきましては、これまで様々な感染対策を実施してきたところであり、幸いにも児童生徒の感染は発生していない状況にあります。しかしながら、全国的な感染拡大に伴い、

町内でも感染者が増加していることから、これまで徹底して行ってきた3密の回避や手洗い、消毒など基本的な対策に加え、さらなる対策強化を進めているところであります。具体的には、前回6月議会で議決いただきました学校、こども園における自動水栓の設置のほか、外部講師によるオンライン授業の実施、修学旅行や校外学習の延期及び内容の変更、部活動における感染対策などを行っております。また、対策強化については家庭へも重ねて周知しており、学校内や学校からの拡大防止と家庭内感染を警戒したさらなる対策に関する文部科学省通知を踏まえ、不要不急の外出自粛を要請するとともに、2学期からは本人だけでなく、同居する家族に発熱等の風邪の症状があった場合についても児童生徒を出席停止とすることといたしました。引き続き、学校やこども園における感染対策に万全を期すとともに、児童生徒が楽しみにしている修学旅行や校外学習をはじめとする教育活動についても工夫を凝らし、必要な学びを保障してまいります。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 答弁ありがとうございました。まず初めに、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、町長をはじめ執行部各職員のご尽力によって、当町の感染者は最小限に抑えられておりますことに心から感謝を申し上げます。しかしながら、都市部での緊急事態宣言と本県においても蔓延防止対策が延長されるなど、デルタ株をはじめ感染力の強い変異株による県内の感染状況にも左右されることから、今後の対応を確認する観点で再質問させていただきます。

これまでのワクチン接種の状況と接種率についてお伺いします。重症化を防ぐためには、今のところワクチン接種が一番の対策と言われておりますが、富岡町のワクチン接種率について、65歳以上と以下で現在何%となっているのか、この数字について分かれば教えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご質問ありがとうございます。お答えいたします。

8月末現在になりますが、65歳以上の方で2回接種の完了をしている方が82.2%、64歳以下の方で2回接種の完了をしている方については20.31%となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。65歳以上ですと82.2%ということで、これは希望される方の数字ですので、結構高い数字にはなっているのかなと思うのですが、やはり65歳以下の部分、そこがまだまだ数字として足りていないところのかなと思いますけれども、希望されている方がなかなか接種できないという状況はやはり問題だと思っておりますので、特に町内に居住されている方について、希望されている方については全員接種されているかどうかというのはお分かりでしょうか。お願ひします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

富岡町におきましては、接種の希望がどの程度あるかという確認を行っておりません。ですので、今のところ接種を希望されている方がどの程度接種が進んでいるかは把握はできていない状態です。一方、今回64歳以下の方について、接種の予約を受け付ける際に町内におきましては7月中に町内在住の方で、町外在住の方について8月からということで分けて希望を受付をしたところでありまして、7月中に予約があった方については約60%の方が予約をされているというところでありまして。これに加えまして職域の接種など含めれば、8割程度の接種率にはなるのではないかという見込みをしているところでありまして。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） やはり富岡町としては、町外で避難して居住されている方が多いということで、なかなか数字の状況も見えづらいところがあると思うのですけれども、一方県内でも早いところはほぼ接種が終了しているところもございまして、ワクチンが間に合わないのか、人が足りていないのか、そういったところも原因を分析していただいて、今後3回目のワクチン接種についても検討されているようですので、町で対応できないものについては国、県にしっかり要請していただいくように、ぜひお願いしたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。報道などでもワクチンの供給が一部滞っておったようなものがありまして、なかなか接種が進んでいないという状況でございました。町内におきましては、ある程度のワクチンの確保は見込みが立っておりまして、こちらについてはある程度大丈夫だと思っているのですけれども、避難先に住んでいらっしゃる方、特にいわき市に避難されている方が多い状況でありまして、いわき市においてはなかなか接種が進んでいないという状況でございましたが、こちらにつきましても9月の頭をもって接種券が全て発送し終わっている状況でありまして、徐々に加速をしていくという状況、また福島県におきましてもいわき、郡山、福島市において大規模接種会場を設けるということになっておりますので、こちらについては徐々に接種は進んでいくのではないかと考えているところです。

それから、ご質問にありました3回目の接種につきましてですが、こちらについていろいろな報道など飛び交っている状況ではありますが、具体的な国としての方針がまだ出されていない状況であります。こちらにつきましても、国の考え方などをしっかりと捉えながら、町にとってどういったやり方がいいのかと、これまでのやり方どおりではなくて、別なやり方もあるのではないかとということはお指摘のとおりでありますので、その点についてしっかり情報収集しながら、迅速な接種が進んでいくように準備をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。いろいろ取り組んでいただいて、要望等も出していただいているということで、引き続き、接種がどんどん進むようお願いしたいと思います。

続きまして、医療の体制についてお伺いしたいと思いますけれども、2回目のワクチン接種が完了するというので、大体11月ぐらいに終わるのではないかということも言われておりますけれども、県をまたぐ行動制限を緩和することも検討されておまして、また変異株の増加によって今後感染の再拡大も危惧されていると思います。それに従って、医療の逼迫の危機につながっていきまじし、ふたば医療センターとかでも受入れをしていると思うのですが、厳しい状況になってくるのではないかなど。また、病床の逼迫によって重症者と中等者以外の方については現在自宅療養の対応となっていると思うのですが、富岡町においてもそういった自宅療養の対応になるのかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

ご存じのとおり、町内においてはふたば医療センター、それから富岡診療所、富岡中央医院と、この3つの医療機関が主に内科等の対応を行っているところでありますが、ふたば医療センターにつきましては救急ということで、通常についてはなかなか難しい部分もございます。町内については、こういった医療機関の状況でございますので、なかなかコロナの患者が出たときに受付ができるところは少ないので、重症者等の感染が出たときの入院先の調整などについては福島県が行っているところでありまして、保健所に聞いたところによれば相双地区において対応できない場合については、一部いわき市であったり、中通りであったりという事例が過去にはあったとは伺っております。これにつきまして、県としても重症者が増えるに従って収容する施設がないと困るところで、宿泊病棟を増やしたりとか、そういった対応を徐々に広げてきております。一方で、相双地区においてはそういった宿泊病棟がないということもございますので、これについては保健所でも相双地区の医師会と相談をしながら県に要望していくと伺っておりますので、今後感染の拡大に合わせて宿泊療養の病床などについても増加していくのかなと思っておりますが、現在のところ町内においてはなかなか対応ができる状況ではありませんので、その辺は保健所と対応しながら、自宅療養も含めながら進めていくことになるかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。富岡の近隣の医療体制というか、そういったところはやはりちょっと脆弱な部分があるのかなと思っておりますし、あとは宿泊療養も近くではなかなか厳しいかなという答弁が今ありましたけれども、やはり感染、今第5波と言われておりますけれども、

第6波がもしかすると来るかもしれないし、結構それに対して準備は進めていかなければならないと思うのですけれども、今自宅療養になるということをお聞きしましたが、自宅療養についてですけれども、家族が陽性になって自宅療養になった方が実際にいたのですが、その方にちょっと話を聞いたのですけれども、感染防止対策が家族の中ではかなり対応が厳しいという話がありました。その内容ですけれども、その方は子供さんと奥さんが感染したということで、保健所から血中酸素濃度計、あとは感染防止のしおりが届いて、そのしおりに基づいて対応していったといった状況だと聞いております。電話での相談、健康相談と、あと10日間の自宅療養になったということなのですから、一番困ったところは家族全員が濃厚接触者になったということで、外出ができない状況になって、なかなか毎日の食料品であったり、あとは日用品の調達に困ったという話を聞いております。そういったところで行政として何か困った方に対応できるかどうか、そういったところは検討されているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

まず、前提といたしまして、町では感染された方の個人的な情報、どなたが感染をされたかとかということについては保健所から情報が来ないということですので、町ではどの方が感染をされているか分からないという状況でございます。一方で、町としても災害に限らず、こういった感染症対策としても食料であったり、日用品の備蓄を行っておりますので、これについては保健所に対していつでも町としては支援として物資を出すことができますとお話はしてありますので、保健所から要請があればいつでも対応ができる体制にはなっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） やはり個人情報の問題もあると思いますので、なかなか保健所としても富岡町の誰々さんがということは情報は出せないのかなと思いますけれども、やはり連携していただいて、食料品だけではなくて生活必需品であるとか、あとは感染対策用品、そういった部分も買いに行けなくて困ったという話も聞いておりますので、できればそういうところも本人の希望も保健所に行くと思いますので、ぜひ支援をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。今ほどございましたとおり、食料だけでなく日用品ということで、例えば赤ちゃんのおむつであったりとか、それからタオルとかティッシュとか、それから感染防止という点ではマスクであったりとか、こういったものについては町で備蓄しているものをお出しすることは可能ですので、これについて保健所に再度準備ができていますという話をさせていただいて、町民の方が困るようなことのないように対応していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。対応をしていただけるということで、町民の安心につながると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、感染防止の観点で質問させていただきますが、本人の気づきという面でもモニターつきの体温検知システムというのですか、非接触で対応できるようになっておりますし、感染症対策は今後何年か続く可能性もあります。感染者の早期発見、早期対応を図るために有効な手段だと思ひます。町長答弁にもありましたように、既に学校や総合体育館、地域交流館などには設置されていますけれども、こういった設備をぜひ役場庁舎の入り口であったり、その他町所管の不特定多数の方が来所する施設に設置してはどうかと思うのですが、これについて追加等の計画はあるか教えていただきたいと思ひます。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご提言いただき、大変ありがとうございます。町といたしましては、学びの森であるとか、不特定多数の方々にご利用されるところにまずモニターつきのサーモカメラを設置いたしまして、学校もそうですが、様子を見ていたところでございます。今回感染拡大という、全国的な拡大ということで、議員おっしゃるように今後においても、第6波、7波というものも考えなければならないと、こういう状況になってきましたので、今回9月補正予算の中において、いわき支所には既に設置しておりますが、庁舎、それから郡山支所にモニターつきのサーモカメラを購入し設置するという予算を補正追加しておりますので、ご議決いただいた後には遅滞なく購入して設置するという計画にしております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） いわき、郡山にも設置していただけるということで、感染拡大、なかなか発症する、そこを防止するというのはちょっと厳しいのかなと思ひますけれども、やはり誰かが発症した後に拡大を防止することがどんどん大切になっていくのかなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、もう一点提案なのですが、これは職員の方のご協力になるのですが、役場庁舎、あとはいわき、郡山支所、今ほど言った不特定多数の方が来所する施設において抗原検査キットを配備しておいて、職員が具合が悪くなった場合、あとは業務などで緊急事態宣言が発出されているところ、そういった地域に移動しなければならないといった場合に職員に対して出勤の際に早期に簡易検査できる体制にしたらどうか、これについてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 抗原検査につきましては、検査をしたいウイルスの抗体を用いまして、ウイルスが持つ特有のたんぱく質、抗原でございますが、を検出する検査方法と聞いておりまして、

PCR検査に比べて検出率は劣るものの、少ない時間で結果が出るというところから大変有効な手段であると言われていて、一般的には使われていると認識するところです。しかしながらになります、抗原検査においてはウイルスの検出に一定以上のウイルス量が必要であるとも言われておりました、検査キットなどにおいてはウイルスの定性的検査、あるかないかだけの検査になるということになりますので、自分の中のウイルス量が少ないと発症以前の1週間以上前においてはなかなか検査してもほとんどが陰性であるというような状況になっていると聞いております。ということでございますので、出張直後に抗原検査を行ったとしてもほとんどが陰性という形の結果になると聞いておりますので、我々といましては職員の日々の体調管理をしっかりと個々やっていただいで、常と変わる体調であるということが出勤前に確認されれば、その際にはもう出勤しないようにという通達を出しております。その状況を見ながら、かかりつけ医であったり、それから相談センターにそれぞれ相談するようにという指導をしているところでございます。

なお、出張につきましては、県内外にかかわらず出張以外に出張目的を達成する方法がないのかというところを検討した上で、どうしても出張にならざるを得ないという場合だけを出張を認めているというところでございます。それから、公共交通機関の使用についても極力制限して、どうしても行かざるを得ないということであれば、遠方であっても公用車で行っていただいでいる、接触機会を極力減らすという観点からそういうような対応をしているところでございます。今後においてになりますが、抗原検査は先ほど申し上げたようなものではございますが、行政で職員用というよりは必要があれば提供できるような体制を取るかどうかについて担当課、健康づくり課ともよく相談しながら検討してまいりたいといったところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 今ほど答弁がありましたけれども、なかなか見つかる確率がちょっと低いということなのでしょうけれども、あとは抗原検査キットにつきましては使い方の問題もあると思いますので、そこのところをしっかりと検討していただいで、今後の補正予算等にもありますけれども、新型コロナウイルス感染症の対応地方創生臨時交付金ということで、そちらも最大限に活用していただいで、感染防止対策に努めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、(2)番の学校、こども園の対策についてということで、こちらなのですが、学校の感染拡大防止策として先生方のワクチン接種というのはどの程度やられているか教えていただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教育総務課所管としまして、こども園も含めて三春校、富岡校、それから三春の幼稚園と教職員がでございます。その中で、一部事情による数名を除いては、全て2回ワクチン接種を終えているところ

でございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。これは、必ず受けてくださいということは恐らく言えないと思いますし、基礎疾患の問題もありますので、そこはちょっと難しいのかなと思いますけれども、ほとんどの方受けられているということで安心しました。ありがとうございます。あと、ハード面につきましては、先ほど答弁にもありましたとおり、洗面所ですね、自動給水器ですか、そちらもどんどん設置されていくということで、対応されていらっしゃると思います。ありがとうございます。あと、教育長から先ほど最後に学びを保障していくという答弁もありましたけれども、まさしく感染症対策を講じながら学校、こども園の現場において子供たちの成長につなげていくことが大切だと思いますし、あと各行事なども子供たちの思い出づくりという面では、できるのであればやらせてあげたいという私自身の気持ちは持っております。学びを止めないといった部分でも、ぜひ物的支援を町としてもバックアップしていただながら感染状況を見極めて、必要なものについては早急に整備する必要があると思いますので、予算措置も含めて引き続きの対応をよろしくお願いしたいと思います。

続いて、大きな2番、特定復興再生拠点の避難指示区域解除に向けた準備について再質問させていただきます。まずは特定拠点の解除に向けましては、町執行部はじめ職員の皆様のこれまでの取組に対し感謝を申し上げます。先日の全員協議会においても、経過報告について様々な意見が出されました。その内容も踏まえまして、来年春の準備宿泊、再来年春の避難区域の解除が迫っておりますので、その課題について再質問させていただきます。まず、環境省の除染工事の報告がございましたが、除染完了についてはまだまだ至っておりません。来年以降解除予定の近隣町村ということ比較しても、やはり一番遅れている状況だということで、特に宅地においては71%、全体では79%というような状況で、線量が低減しないことに加えて、実際町民が居住した際に身近に線量が高いところが残るといった部分になります。未除染の住宅において、町として今後どのような対策を講じるのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（高橋 実君） ハード部分で生活環境課、ソフト部分で企画課と答弁に回ってください。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 環境省が行っております除染工事の関係でお答えいたします。

まず、環境省に対しましては先日の議会全員協議会におきましても準備宿泊開始時に全体の9割完了を目指すというような話があったのですが、町といたしましてはやはり100%の除染完了を準備宿泊開始時において目指していただきたいという気持ちに変わりはなく、そこを目指していただいて、環境省には除染工事を進めていただくよう引き続き強く求めてまいります。なお、宅地に関しましては、やはり解体が伴うようなところもございますので、その部分に関しまして個人の財産なので強く言うことはできないですけれども、大分危険な家屋になってきていますのでというところから、解

体も少しずつ促していくような形で宅地の除染も進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解方
よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員おっしゃられたとおり、令和5年の避難指示解除を目指して今取り
組む中、段階的な立入規制の緩和や準備宿泊の話先般説明させていただきました。その中で、解除
に向けて大前提となるのは2つあります。除染による線量の低減、それから社会インフラの整備、こ
れが成り立って初めて生活が成り立つというものでございます。根本的な部分をしっかり解決しなけ
ればいけないと思っております。今ほど生活環境課長からもありましたとおり、環境省に対しては強
く求めているところでありますが、それは町にとっても指摘受けていると考えてございます。町がで
きることを共に行っていき、線量低減に向かって取り組んでいくことが大事なことかと思っておりますので、
これからも求めながらも町としてできることを限りなく努めていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 今ほど解体を促してという言葉なのですけれども、所有者に対して解体とい
う重い決断ということもありますので、そういった部分でなかなか難しいところあるのですけれども、
やはりここは明確に申請の期限を決めて、ここまでに何とか残すのか、解体するのかということで、
町からもそういうアプローチというのですかね、そういうこともしていったほうがいいのではないか
なと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

申請の期限を切って解体を促すという方法につきましては、やはり解体の件数を増やしていくため
の有効な手段であると考えておまして、解除済み区域におきましても申請の期限について設けてや
ってきたところではございます。議員おっしゃられたその方法について、町としてということも当然
でございますが、環境省としっかりとその辺の期限についてお示しして、解体を促していきたいと考
えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。そこについては、やはり町と環境省と、あとは家の
持ち主と、そういったところの話合いがやはり十分にできていないと達成できないと思っておりますので、
引き続きよろしくお願したいと思っております。

もう一点、除染に関して、一度除染したところのフォローアップ除染なのですけれども、今のとこ
ろ報告においては解除の目安である年間20ミリ、あとは3.8マイクロといったところはクリアしてい
るということなのですけれども、やはり安心という意味でさらに高いところについてはスポット的に
やっていかななくてはならないと思うのですが、その基準をある程度決めて、例えば1マイクロシーベ
ルト以下はここ高いのでやってくださいといったような方法で、ぜひ町からもお願してもらいたい

などと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） フォローアップ除染につきましては、宅地も含め、全ての地目においてやはり住民の方が安心、安全に生活できる、そういったものをクリアしていかないと、今後の避難指示解除後に生活をするということが不可能であると考えておりまして、その基準を設けるということに関してなかなか数値的なもので環境省も示すことができないということでもありますので、やはりその中で平均値、今回除染の状況で事後モニタリング等の結果を踏まえて、宅地で平均0.47なんていう数字が出ておりますが、そこちょっと離れているような状況の箇所がありましたらば、やはりその数値を目指してフォローアップをしていただくような働きかけといたしますか、その辺りしっかり求めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。フォローアップ除染なのですけれども、今後も恐らく続いていくと思うのですけれども、区域、解除しているところ以外でもやってございますし、そういった意味では今回の区域解除の部分、今まで帰還困難区域ということがやはり一番だと思っておりますので、そこについてはやはり居住を希望している住民の方も一番気にしているところかなと思っておりますので、しっかりと連携を取ってやっていただきたいと思います。よろしく願いします。

あと、先ほど企画課長からもありましたけれども、インフラ整備なのですけれども、大体あらかじめ計画どおりに進んでいるということで全員協議会でもお聞きしましたけれども、バリケード解除によって夜間の防犯体制、防犯対策が重要になると思っておりますが、街路灯及び防犯カメラの整備の警備体制の強化、そういった部分についてはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 街路灯につきましては、都市整備課から回答させていただきます。

特定復興再生拠点内の道路照明につきましては、職員による現地調査を行い、全429灯のうち270灯について不具合が確認されたことにより、この270灯の機能回復について福島避難解除等区域生活環境整備事業として国と協議を進め、現在年度内の回復を目指し調達の準備に入っているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 防犯カメラ等々の防犯、防火といたしますか、その辺の観点でお答えいたします。

帰還困難区域内、特に特定復興再生拠点区域内においても現在防犯カメラは設置されております。その台数につきまして、現在精査をしているところでございますが、当課といたしましては現在の台数で十分に特定復興再生拠点区域内、そこの部分をカバーできていると認識しております。なお、当

課で発注しております夜間警備、こういったものの特定復興再生拠点区域内の強化というところで、現在どこまで強化できるかというところについて協議をしておるところでございまして、この点につきましては準備宿泊、その前の立入規制緩和、その際に強化できるような体制を取ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。防犯対策についてもいろいろ検討されているということで、引き続きよろしく願いしたいと思います。

あと、時間もなくなってきましたので、にぎわい創出の関連なのですけれども、それに伴って移動販売今検討していただいているということで、とてもありがたい政策かなと思っております。ぜひ実現目指してお願いしたいと思うのですが、できれば追加で高齢者、あとは交通手段がなくて移動が難しい方に対して、注文販売、あと自宅まで、そこまでは難しいかなというところもあるのですけれども、そういったところさらに便利になると思いますが、その辺の構想というのですかね、そういったところはできますでしょうか。よろしく願いします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） さきの全員協議会でも説明させていただきましたが、今般の移動販売車を使った販売調整につきましては、まず避難指示解除を目指していくという夜の森地区を中心とするところで営業ができないかという視点、その話を基にスタートさせていただきました。加えて、地元の企業再開、それから交通弱者への支援などの点も含めて、総合的に町全体での買物弱者への支援という点でいろいろ協議を進めた経緯がございます。今ほどおっしゃられたとおり、注文を受けて販売ができないか、それから自宅に寄ることができないかということについてはもう少し詰めなければいけない部分があるかと思いますが、既に地元再開関係でいうと産業振興課、それから社会福祉協議会、地域包括センター等による交通弱者等々の名簿とございますか、マップを作って、それでもって相手方に話をしたところ、すぐに対応していただけるように、町側の丁寧な姿勢が伝わったと思っております。その話の中で、御用聞きもできるだけ対応したいという話の言葉をいただいておりますので、今具体的に注文販売等々の話を受けましたので、今後もまたその点についてできるか、できないかということをお会社に相談をさせていただきたいと思っております。実現に向けて、企画では調整をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。使い勝手といった部分でも、かなり先方とも交渉していただいているということで本当にありがとうございます。引き続きよろしく願いしたいと思います。

最後に、町長答弁にもございました、町職員が一丸となって来春の準備宿泊を目指して取り組んでいるところですが、期限間近になって解除はやはり難しい状況だとならないように、国、県、

関連機関との協議に当たっては町としてもしっかりと強く要請していただいて、さらには区域解除に向けた町民の安心につながるようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君の一般質問を以上で終わります。

10時45分まで休議します。

休 議 （午前10時30分）

再 開 （午前10時42分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

続いて、1番、堀本典明君の登壇を許します。

1番、堀本典明君。

〔1番（堀本典明君）登壇〕

○1番（堀本典明君） ただいま議長より発言の許可いただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは7月の町長選挙での山本町長、ご当選おめでとうございます。多くの町民の皆さんの負託を受け、今後4年間山本町長が先頭に立ち町政運営を担われることになりました。今回の町長選挙においても、多くの町民の皆さんが全国に避難を続けている状況で、投票率も過去最低となりました。県内に避難されている方は、町長の公約、方針など聞く機会があったかもしれませんが、コロナの影響の中公開討論会も実施されず、選挙公報等の情報しか受け取れない町民も多かったと思います。そこで、今回今後の町の方向性として私が重要と考えていることについて、町長の方針、思いをお聞きいたしたく、一般質問をさせていただきます。

1、町政運営について。（1）、今後4年間の町政運営について、町長の思い描く具体的な政策を伺いたい。

（2）、一部地域の避難指示解除後、町内居住人口も徐々に増加しているが、全国的に移住、定住の事業があり、震災前のようなにぎわいを取り戻すのは厳しい状況である。今後近隣町村との合併も検討する必要があると考えるが、現在の町長の合併に関する考えを伺いたい。

（3）、町では現在健康増進施設の検討をしているが、町民からは反対や慎重の意見も少なくない。この施設について、現在の町長の考えを伺いたい。

2、広域連携について。（1）、イノベーションコースト構想での各市町村で行われている各種事業を広域的に協力しながら、浜通りが一つになって取り組むことにより将来の浜通りの復興への近道と考えるが、広域連携について町長の考えを伺いたい。

以上、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 1番、堀本典明議員の一般質問にお答えいたします。

1、町政運営について、(1)、今後4年間の町政運営について、町長の思い描く具体的な政策を伺いたいについてお答えいたします。私は、本町の現状を町民の皆様をはじめ、本町に関係する皆様のご努力、国内外からの温かいご支援により、未来につなげる基礎ができつつあると捉えております。この10年間で築き上げた基礎に、確かな復興を一人一人の声を丁寧にお伺いしながら積み重ねてまいる所存であります。町の本格復興に向けては、未来を切り開く新たな事業を組み立てることに加え、現在取り組んでいる様々な事業を改めて評価し、効果的かつ経済的にも事業を展開することになりますが、まずは産業、暮らし、教育に係る取組を重点的に進めるため、その一部の事業に係る補正予算案を本定例議会に提出しております。1つ目の産業としては、需要と供給を高め、地域経済を好循環させる農業、産業の育成に取り組むため、新規就農者の育成を含めた農業復活へのチャレンジや、民間企業との協働による地域農産物等を生かした商品の研究開発を、新たな雇用を生み出し、地域が活気づく企業誘致などに取り組めます。2つ目の暮らしとしては、人が人を呼び込む流れを町内に築き、その広がりをもって地域全体のにぎわいを形づくる帰還促進と移住促進に取り組むため、お試し住宅から始める富岡暮らしや民間賃貸住宅の長期一括借上げなどによる安定的な公共住宅の提供、特定復興再生拠点区域に居住していただくための政策的居住戦略などに取り組めます。3つ目の教育としては、自ら考え、行動できる子供を地域で育て、楽しく進んで学び、その保護者が学校や地域に子供たちを託せる子供たちの居場所づくりに取り組むため、放課後児童クラブ等の開設や子供たちの個性を大切に伸ばす生涯学習プログラムの作成、学力向上を図る学習環境の充実などに取り組めます。このほかにもより具体化し、推進しなければならない取組は多々ありますが、私にとっての最大の責務は真なる復興であります。帰還困難区域の再生なくして真の復興なしのとおり、本町をしっかりと未来に引き継いでいくためにも、特定復興再生拠点区域の円滑な解除と小良ヶ浜、深谷地区の早期避難指示解除の実現は何としても成し遂げなければなりません。町民の皆様の負託にしっかりとお応えすべく町長の職を務めてまいりますので、議員の皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、(2)、一部地域の避難指示解除後、町内居住人口も徐々に増加しているが、全国的に移住、定住の事業があり、震災前のようなにぎわいを取り戻すのは厳しい状況であるから、今後近隣町村との合併も検討する必要があると考えるが、現在の町長の合併に関する考えを伺いたいについてお答えいたします。町内一部の避難指示が解除されてから4年余りが経過する中、さらなる生活環境の充実を図る様々な取組が実を結び、9月1日時点での町内居住人口は1,226世帯、1,755人と着実な復興を進めているものと実感しております。しかしながら、震災以前のにぎわいには到底及ばず、将来を見据えた中長期的な取組を国や県、関係機関のご協力をいただきながら進める必要があると考えており

ます。近隣町村との合併については、地域が持続的に発展していく上で意識せざるを得ない状態となっておりますが、この地域全体が本格的な復興に向かうためには各自治体の置かれている様々な状況を相互に理解し、連携を密に、補い、協力し合うことから始めていくことが双葉の夢ある未来づくりを目指す上で重要と考えております。

次に、(3)、町では現在健康増進施設の検討をしているが、町民からは反対や慎重の意見も少なくない。この施設について、現在の町長の考えを伺いたいについてお答えいたします。町が整備を計画している健康増進施設につきましては、町民の健康増進とコミュニティー活動の拠点であったりフレ富岡が被災し、その復旧に多額の費用を要することから建て替えることとなった経緯があります。この新しい施設につきましては、特定復興再生拠点区域の復興のシンボルとして、当初は令和5年春の開館を目標としておりました。職員によるプロジェクトチームの検討を経て、昨年3月に町民による施設整備検討委員会を立ち上げ、施設の規模、機能など、様々ご論議をいただき、12月には検討委員会としての基本計画案がまとめられ、意見書を付して提出されました。意見書の内容としては、町の財政状況を十分勘案し、未来の世代に過大な負担を強いるような施設としないということであったことから、これを踏まえて開館目標を半年程度先に延ばし、改めてその規模や機能等を検証、検討することとしておりました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により、基本計画案や意見書が提出された時期とは社会情勢が大きく変化しております。新型コロナの感染拡大防止を図りながら、レジャーや余暇においても感染対策に留意しなければならない、いわゆるアフターコロナにおいては現在見込んでいる年間の集客目標や収支計画を達成することは困難であり、今後の利用者の動向が予測できない中であっては施設整備について再度慎重に検討する必要があります。そのためには、集客目標や必要とされる施設の規模を含めた前提条件とともに、建設や維持管理に要する費用の低減についてもいま一度考え直さなければならず、これらの検討を十分に行うためにはさらに時間を要することとなります。当然のことながら、これまで行われてきた検討の内容は重要な成果でありますので、この検討内容を踏まえつつも新型コロナによる状況の変化をしっかりと見極めて、町にとっても必要かつ適切な内容となるよう、町民の皆様のご意見を伺いながら丁寧に検討してまいります。

次に、広域連携について、(1) イノベーションコースト構想での各市町村で行われている各種事業を広域的に協力しながら、浜通りが一つになって取り組むことにより将来の浜通りの復興への近道と考えるが、広域連携について町長の考えを伺いたいについてお答えいたします。福島イノベーションコースト構想は、東日本大震災と原子力災害で失われた浜通り地域などの産業を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトであり、ロボット、エネルギー、廃炉、農林水産等の分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に取り組まれています。廃炉研究分野では、本町の廃炉環境国際共同研究センターを含む3つの施設が整備され、またロボット分野では福島ロボットテストフィールドが整備されるなど、関連拠点施設の整備がなされており、本構想の実現に向けては拠点施設間の連携はもちろんのこと、地元企業の参画や

研究者や企業の誘致に地域全体で取り組んでいくことが大切なことと考えております。町としては、近隣自治体と共に関連拠点施設オンラインツアーへの参画や、地域の子供たちを対象とする新技術体験イベント開催告知などの若者の心に響く情報発信などに連携、協力いたしております。また、現在国で検討が進められている国際教育研究拠点については、本構想の実現に向けた司令塔であり、浜通り地域の復興の要として、また広域連携の拠点としても大きな期待を寄せております。今後も国際教育研究拠点の誘致とともに、交流人口の拡大や地域経済の活性化につなげる取組を広域的に観点を持ちつつ、関係機関と連携を密にし、本構想の効果が立地自治体だけでなく、浜通りや県内外に波及するよう取り組んでまいります。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ご答弁ありがとうございました。今回最初に申しましたとおり、町民の皆さんに町長がどういう思いを持って当選されて町政運営になるのかというのを聞いていただきたいなという単純な思いであります。町長はもちろん議員経験もございまして、我々よりも詳しい部分多々あるかと思いますが、4年間議員からも離れておられましたので、今当町における財政状況とか、そういったところを細かく把握できていない部分もあるのかなと思いますので、財政面であるとか国、県の補助など、予算措置的なものも含めた中でいろいろと思い描いていたことが、そこはなかなか優先順位下げなければいけないなんて考えなければいけない部分はあると思いますので、今フレッシュな町長の思いを聞きたいというのが私の本音であります。先ほどご答弁いただいた中で、特に町長は農業系はかなりお強いので、新規就農者を増やすとか、企業とタイアップしてやっていくのだとか、新しい農産物アピールしていくのだとか、これはまさに町長の得意分野でイメージできているのかなと非常に感じます。あと、学校、放課後児童クラブというのは以前、前町長のときにも議会からいろいろとそういったご意見あったのは、恐らく町長もそれをご存じで前向きに進めていただけるのかなと、非常にそこは評価させていただきます。やはり私一番よかったなと思ったのがお試し住宅を今回補正で出されるということで、非常にいい試みだなと考えています。いろいろまだ制度は決まっていないのかもしれませんが、こういったことをやらないとなかなか富岡に来ていただけないのだと思いますので、ここはぜひ成功できるような動きをしていただきたいと思っています。町長がおっしゃっていたところ、多様な交流の促進というような、先ほど一般町政報告の中でおっしゃっていました。この辺りの何か、細かなくてもいいので、大きなビジョンでこういうところで交流促進していきたいというのがあればぜひお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 交流促進につきましては、様々な移住定住の方々が思いを持ってこの富岡町に来られるかと思っております。そこで、お試し住宅も含めてなのですが、我々のこの富岡町の魅力を十分に伝えることができるように交流する方々といろいろとお話合いをするなり、それからいろん

な見学施設もございます。富岡町も夜ノ森駅と富岡駅があって、この2つのにぎわいも考えなければならぬので、その辺も含めて町を回遊するというのですかね、町の中をずっと見てもらうという、そういう交流ツアーみたいなのも含めて考えていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。しっかり思い描いた構想があるなと感じました。先ほども申したとおり、いろんな情勢の中で優先順位は変わってくるかもしれませんが、しっかりそういった熱い思いを忘れずにぜひこれから町政運営を担っていただきたいと思っています。

（2）の再質問をさせていただきます。人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい財政基盤の確立を目的として平成の大合併が、これは政府主導で行われてきました。実際私も震災前は合併すべきではないかというような、一般人として考えを持っていましたが、やはりこの震災、原子力発電所事故以降は議員となって、先ほども答弁の中にありましたが、各町村の復旧、復興の状況にかなり差があること、また財政状況も違いがあり、なかなか合併、まず議論すらできない状況だというのはひしひしと感じている状況であります。しかしながら、これからやっていかなければいけない移住、定住に力を入れるというのはもう全国各地で行われていることであって、当町を含む原子力発電所の被災地域は大きなハンディを背負っていると思います。国や県からの支援がありましても、移住、定住の結果が出てくるというのは相当先だろうと感じていました、やっぱり避難している町民の皆さんを守っていかなければいけない、その責任がありますので、基礎自治体としては行政サービスをしっかり継続していく必要があります。そのためには、先ほど平成の大合併の大前提でもありました、行政基盤の確立についてやっぱり合併ということは私は割と優先順位の高いところなのかなと考えているのですが、先ほど合併にはあまり触れられていなかったのですけれども、町長は合併についてというのはどういった考えをお持ちなのかということをお聞かせいただきたいです。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 私個人的な考え方を申させていただきますと、双葉郡はいずれ大熊町、双葉町も帰還してくるのだらうと思います。そういったときに各町村がどのような状況になっているのか。それから、今後例えば10年、20年後どういう状態になっているのか、その辺をしっかりとシミュレーションをしながら見極めて、そのときが来れば多分合併という話が出るのだと思っております。ですから、本当に個人的な考え方を申させていただければ、近い将来とは言いません、でも遠い将来には合併ということがあるのだとは考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） ありがとうございます。私も今議員の立場としては町長と同じ考えで、いず

れはそこは議論をしなければいけないタイミングが来るだろうとは思っております。そのときになってみないと分からないと思いますし、町長が合併を全然考えていないというわけではなくて、しっかりお考えをお持ちで、これは本当に周りの状況がどうなるか、国や県の支援がどこまで続くのかといったところの問題もあると思いますので、今すぐ、例えば新町長、急にほかの市町村に声かけて合併の話するというのもなかなか厳しいところだと思いますので、その辺りは理解しました。そのタイミングが来たらしっかり議論し、そのときに山本町長が現職でいられた場合にはしっかり議論の中心になって、富岡ばかりがいいではなくて、双葉郡全体なのか、その合併しようと考えている市町村がみんながよくなるようなところで合併の話引っ張っていただきたいと思うのですが、その辺りの心構えというか、お考えをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） ありがとうございます。その辺は財政の状態とか、それから各町村のありようというその辺をしっかりと考えながら、まして富岡は双葉郡の中心であります。ここは、何としても双葉郡の中心ということでリーダーシップをきっちり取って、もしそういう合併の話が出てくれば、最初のトップは富岡から出したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。町長が合併の話をするというのは非常に勇気の要る話でありまして、しっかりお答えいただいたことに非常に感動しております。これは避けて通れない部分あるかもしれませんので、そのお覚悟を聞いたということでこの件は終わりにさせていただきます。

次、(3)、健康増進施設の話、すみません、今検討中だというのは分かっている中で町長の思いを聞きたいなというところで、この話というのは富岡町ではよく川南、川北なんていう話があって、私はあまりそれは好きではないのですが、どうしてもそういったところで話が進んでいってしまうことがあって、何となく今回の選挙、その前からかもしれませんが、リフレの跡地を利用した健康増進施設というのは必要ないのではないかというような声と、やはり地域によってはここに何もなくていいのかという話があって、富岡地区は曲田中心にいろいろ広がりを見せてきていました。あの地域にお住まいの方は、それなりの自分の持っている土地、建物を含めて大きな損害はないのかなと今は感じるのですが、例えば夜の森地区、駅は開通していますが、今何もない状況の中で、本当に公平性の立場から見たときにこのまま夜の森地区、住居だけのスペースでいいのかなという思いはあります。やはり夜の森地区にも核となる何か施設あってもいいのではないかと考えておりますので、その中で質問をさせていただきました。しかしながら、私が思っていた以上にコロナの影響などをさらに考えながら検討しなければいけないというのは非常に重いお話でありまして、それに対して早急に意見まとめて出してくれというようなことは言えないと感じてしまいましたが、その中で町長かなり正直にお

答えいただいているので、やはりリフレというか、健康増進施設、夜の森地区に私はあってもいいのではないかと考えているのですが、現時点の考えでいいです。いろんな条件で変わってくると思うのですが、そういった施設、健康増進施設がいいのかなと私は思っていますが、その他の施設も含めて、やはり夜の森地区にも核となるものが必要だというところの考えについて、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 私も夜の森については、やっぱり拠点となるものが必要だろうとは思っております。今現状で言いますと、リフレをそのまま同じようなものをつくるというのはちょっと厳しいかなという認識をしております。それにしても、何か核となる、夜の森のそこが中心となるようなものは整備していかなければならないとも考えております。ただ、もうちょっと時間をいただかないと何とも申し上げることができませんが、思いとしてはそういう思いでおります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長、今の協議状況を説明して。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 現在の協議の状況ということで、町長の答弁の中にもございましたが、昨年暮れに施設整備検討委員会からの基本計画案が出されると同時に、財政等の状況も勘案した上でしっかりと検討してくれという意見書を頂いたということで、この中で宮本前町長で決断をいただいて、開館時期を延ばしてしっかりとした検討をするというふうな状況でございました。この検討につきましては、役場庁舎内で関係各課の意見をもらいながら徐々に進めておりました、その点につきましては3月の全員協議会の中でも進捗状況をご報告したところでございますが、その後新型コロナの情勢が当初想定していたよりも悪化をできておりました、ワクチンの接種がまずは町民の生命、健康の維持に重要ということで、そちらを事務方としては優先せざるを得ないという状況でございましたので、現在その検討は止まっているという状況でございます。ですので、3月に全協で報告したところからその先は今のところは進んでいないという状況であります。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。賛否あって、まさにコロナがあつていろいろ動きが止まってしまったというのはやむを得ないし、今そこを早急に進めて検討結果を出してくださいと言う気もないのですが、対応しなければいけないところに早めに対応する、コロナの状況を見ながら検討結果は変わってくるというようなお話、非常に納得するものでありますので、それに対しては特に急いで出しましょうなんていうような話ではないです。やっぱり健康増進施設、いろいろ批判というか、慎重論があるのも確かなのですが、私としてはやり方の問題であつて、どこに目を向けるかというところで、やはり交流人口を増やしていきたいというのが一番だと思って前の議論のときは聞いて

おりましたし、そういった意味での発言もさせていただいてきておりました。交流人口の、今コロナの話があるので、そこは見越せないのかなというところはちょっと感じるのですが、いろいろ知恵を絞って交流人口を増やすというようなやり方はできると思っていますので、本当にアイデアを絞り出して将来町のためになる施設になると思えば私は賛成して、ぜひそういったものを推進していきたいなと今でも思っておりますので、その辺は検討結果に期待するというか、ちょっと難しい状況だというのは理解できていますので、そこはあまり突っ込んでもしようがないのかなと思いますので、そこは私はそういう思いを持っていますので、一つの意見として聞いていただければと思います。ありがとうございます。

では最後に、広域連携についての再質問をさせていただきます。先ほどの合併の話とちょっと近いところで、町長の合併のところのご答弁の中にも広域連携というようにお話しされていたと思うのですが、私以前にも広域連携をもっともっと深くしていく必要があるのではないかなというような質問をさせていただいております。特にイノベーションコースト構想というのは、浜通りを中心に県内でいろいろと事業展開がされていますが、もっともっと連携していけばいいのではないかな、できることが増えるのではないかと、盛り上がっていくのではないかなと思えるのです。いろいろイノベーションコーストの進捗状況などを確認すると、ロボットの実証実験みたいなものは浜通りを中心に県内でいろいろと広がりを見せているなど。あと、子供たちの教育の中にもいろいろと連携されてきているなどというのは見てとれるのですが、やはりもっともっと発展させていくためには浜通りでももっと全体的に推進していくというような意識が足りないのではないかなと感じます。一例で言えば、以前農機具が何かを、自動運転か何かのやつ、富岡でも多分実証実験されていたなんていうのがあったと思うのですが、そういうのを広がりを見せていけばもっともっと盛り上がって行って、例えば農業に関しては農業機械の最先端地域になったりとかアピールポイント増えてくるのではないかなと思います。また例えばになってしまうのですが、今浪江町で大規模水素エネルギー研究フィールドというような事業始められていると思うのですが、例えば当町において水素ステーションを設置して水素の利用促進していくとかというような考えはあるのかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今ほど議員がおっしゃられたイノベ関係の広域連携という点で、ポイント的に水素という話がありましたので話をさせていただきたいと思います。

その水素の普及関係については、オリンピックの聖火台に活用されたということもあって、全国的にも再エネというものに関心が高いものでございます。水素ステーションについては、実際浪江町を中心にいろいろと協議をさせていただいているところではございます。県内でもまだ数か所、いわき、郡山だと思っておりますが、数か所にとどまっているということはそれだけ水素を活用した自動車という部分も関係してございます。その需要と供給の兼ね合いもありますし、水素の安全性をしっかりと確立していくということも大事かと思っております。当然協議を進めているのは間違いのないという

ことでありますが、その実用化という点についてはまだ踏み込めないというような状況でありますので、この点についてもしっかりと協議を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。これは一例で申し上げました。もっともみんな協力し合いながら、これはもしかすると国とか県に少し指導していただきながら、もう少し浜通り全体で盛り上げていこうよというような話が出てこないとなかなかまとまっていけない部分はあろうかと思っております。そんな中で、今回もまた町長にお願いになってしまいますが、ぜひリーダーシップを発揮しながら、そういった浜通り連携、広域連携は実際は双葉郡の連携になるかと思いますが、その垣根を越えて、イノベの連携強化に向けてぜひそういった思いがかかどうか、まず聞かせていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 先ほども言いましたように、富岡町がやはり双葉郡浜通りのもちろん中心の場所と思っております。歴史的にもここ富岡って双葉郡の中心であったということもありますので、ぜひともそれを地の利を生かしながらリーダーシップを発揮して、連携を取っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。まさに先ほど申したとおり、町長にはリーダーシップをしっかりと発揮していただきながら、ぜひもう少し連携強化、見える形での連携強化、すぐく連携されてきているなというのを体感できるぐらいに引っ張っていただきたいという思いがございます。特に今大きな事業でいうとイノベーションコースト構想になってくると思っておりますので、その辺りが個々でやっているのだけで完結されてしまうのではなくて、それが特に浜通りではどんどん広がってきているねというものになっていかないと、なかなかこれ自体が絵に描いた餅みたいになってしまうのかなという、そういった危惧もありますので、そういう思いを私は思っておりますので、ぜひ町長にもいろいろお考えいただきながら、そういったところの連携強化にリーダーシップを発揮していただければと思います。

今回町長まだ就任されてから間もない中で町長の思いをお聞きしたいという思いで、町民の皆さんに届けたいという思いでこんな質問をさせていただきました。もう少し慎重なご意見が多いのかなと思っておりましたが、かなり踏み込んでいただいて、いい答弁いただいたなと感謝申し上げます。今後もしいろいろと町長の思い描く政策実現するために、議会ともいろいろ議論して、もちろんいろんな反対意見が出るかもしれませんが、しっかりまとまって町民の皆さん、そして町のためにやっていければと思いますので、ぜひ議論させてください。ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君の一般質問を以上で終わります。

続いて、5番、高野匠美君の登壇を許します。

5番、高野匠美君。

〔5番（高野匠美君）登壇〕

○5番（高野匠美君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

- 1、男女共同参画について。（1）、男女共同参画プランを町としてどのように捉えているのか。
- （2）、審議会等委員への女性登用の目標設定と具体的な取組など、町としての考え方を伺いたい。
- （3）、男女共同参画の視点を生かす推進体制の取組について、町の考え方を伺いたい。

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会を形成することを定義されております。性別を理由に不当に排除されてきた分野への参加、促進のため、性差別をなくし、様々な制度を整備する社会のことで、職業への女性の参加と家庭への男性の参加を促す施策がメインテーマです。女性への暴力の根絶や男女共同参画による地域社会の活性化など、あらゆる分野が対象となっております。男女共同参画は、生きがいのある社会を目指す上で重要な課題です。そして、ふるさと富岡の発展と人が生き、町が生き、未来が生きる富岡をつくる上で男女共同参画を進める必要が大いにあると考えております。答弁よろしくお願ひいたします。

次に、2、新型コロナウイルス感染症防止対策について。（1）、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、こども園、幼稚園、小中学校等が休校となった場合、独り親世帯や共働き世帯では休業を余儀なくされることから、町独自の支援や子供を預けることができる施設確保などの対策を考えているのかお伺ひいたします。

（2）、コロナ禍における自然災害発生に対して、避難所や避難先の感染防止対策はどのように検討されているのか。

以上のことをお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 5番、高野匠美議員の一般質問にお答えいたします。なお、2の（1）については学校運営に関わることで、教育長からの回答とし、1及び2の（2）については私からのお答えといたしますので、ご了解をお願いいたします。

1、男女共同参画について。（1）、男女共同参画プランを町としてどのように捉えているのかについてお答えいたします。本町では、平成16年7月に富岡町男女共同参画推進条例を施行し、男女共同参画の理念に基づいて男女が共に活躍できる地域づくりを推進してまいりました。その後平成19年に

は富岡町男女共同参画まちづくり基本計画を策定し、富岡町の現状を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってきたところです。この計画では、10年間の計画期間の間に社会情勢の変化に的確に対応するため、5年ごとに見直しを行うこととしておりましたが、東日本大震災、原子力発電所事故以降残念ながら見直しを行うことができませんでしたので、今後災害復興計画との整合性を図りながら女性の意見を十分に反映し、計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、(2)、審議会等委員への女性登用の目標設定等、具体的な取組など、町としての考えを伺いたいについてお答えいたします。富岡町男女共同参画まちづくり基本計画では、女性の積極的登用における参画促進、男女共同参画に向けた人材発掘と育成が取組の方向性として定められております。附属機関における審議会等の委員や行政の女性職員を管理職へ積極的に登用したりするなど、政策、方針決定の場へ女性の参画を促すとともに、企業や団体に対して女性の能力活用を積極的に働きかけること、男女共同参画社会の実現を目指して活躍できる人材の発掘や育成に取り組むことがうたわれております。こうした計画に沿って女性の登用を積極的に進め、地域で活躍する女性が増えることは地域の活性化に必要不可欠なことと考えております。現在町の附属機関等における女性委員の割合は計画で定めておりませんが、富岡町男女共同参画審議会においては富岡町男女共同参画推進条例で女性委員の割合が10分の4未満であってはならないと定めておりますので、地域で活躍する女性の皆様にぜひご参加いただき、様々なご意見を頂戴したいと考えております。今後も計画策定の中で、政策方針決定の場への女性の参画促進についても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(3)、男女共同参画の視点を生かす推進体制の取組について、町の考えを伺いたいについてお答えいたします。男女共同参画社会の実現に向けた取組は非常に広い分野にわたることから、行政、町民、地域の団体、事業者等の参画が不可欠であり、この理念を理解し、相互に協力し合って積極的に取り組んでいくことが重要と認識しております。このため、町民の積極的参加を広く働きかけるとともに、一人一人が十分能力を発揮することができ、多様な生き方が選択できるよう、環境や条件の整備を進めてまいりたいと考えております。なお、本町においては行政が率先して男女共同参画の推進に取り組むことが必要であると認識し、女性が職業生活と家庭生活とを両立し、個性と能力を十分に発揮できるよう、令和2年4月に女性活躍推進法に基づく富岡町特定事業主行動計画により、男性職員の積極的な育児参加や育児休業制度の活用促進など、女性が働きやすい環境づくりに努めているところです。引き続き、男女差なく家庭、職場、地域における活動と責任を担うことができる職場環境の創造、維持に努め、男女共同参画の推進体制のさらなる強化を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2、新型コロナウイルス感染防止対策について。(2)、コロナ禍における自然災害発生に際して、避難所や避難先の感染防止対策はどのように検討しているかについてお答えいたします。避難所等における新型コロナウイルスの感染防止につきましては、基本的な対策を徹底していくことが最も有効かつ唯一の手段であると考えております。町では、町内の避難所や避難先における感染防止対

策に活用するため、マスクやアルコール、消毒液を備蓄しており、避難所等において避難者へ配布するほか、国内外の物流が滞ることなどの非常時において必要とする町民に配布することとしております。避難所等を利用される方にはマスクの着用、アルコールによる消毒、検温の実施といった基本的な感染防止対策を徹底した上で受入れを行います。避難所内においては、避難者同士の間隔の確保、間仕切りの設置、室内の換気、共用部のアルコール消毒といった対策を講じ、感染リスクを可能な限り下げる避難所運営を行ってまいります。また、避難所の開設に当たりましては、文化交流センター学びの森のほか、災害の種類、規模、想定される避難者数などの状況に応じ、定員に余裕を持たせて避難所を追加することとしております。避難者の体調管理につきましては、避難所入り口での検温の際発熱が確認された場合、別の動線にて個室へと受け入れます。避難所内で体調不良者が出た場合についても個室へと移動していただき、いずれの場合も町保健師と情報共有の上、適切な対応を取ってまいります。なお、容体が急変するなどの緊急時にはふたば医療センター附属病院と連携を図り、避難者の生命を守る対応を取ってまいります。今後とも感染防止対策をしっかりと図りながら、自然災害から町民の生命を守る災害対策に万全を期してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 実君） 教育長。

〔教育長（岩崎秀一君）登壇〕

○教育長（岩崎秀一君） 2、新型コロナウイルス感染症防止対策について、(1)、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、こども園、幼稚園、小中学校等が休校となった場合、独り親世帯や共働き世帯では休業を余儀なくされることから、町独自の支援や子供を預けることのできる施設確保などの対策を考えているのかについてお答えいたします。

昨年度において本町も対象として発令された政府の緊急事態宣言に伴い、人と人との接触を最小限として感染拡大を抑え込むため、町立のこども園、幼稚園、小中学校を4月21日から5月17日までの間休校としたところであります。休校の実施に当たっては、保護者に休校措置の趣旨を事前に周知して協力を要請するとともに、子供たちだけの留守番や保護者が無理に休業することがないように、学校施設において児童をお預かりすることを併せてお知らせし、こども園で15日間、延べ110名、小学校で2日間、延べ4名の受入れを行いました。今後とも子供たちの学びを保障するため、学校やこども園で新型コロナウイルスの感染を発生させないようにしっかりと対策を行っていくことに加え、今後休校措置が必要となった場合においても保護者のご意見を丁寧に伺い、学校施設でお預かりするなど、それぞれの家庭の状況を勘案して必要な支援に努めてまいります。

○議長（高橋 実君） 再質問に入ります。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ご答弁ありがとうございました。では、再質問ということで、(1)、男女共同参画プランを町としてどう捉えているのかの答弁の中で、今後災害復興計画との整合性を図りなが

ら女性の意見を十分に反映し、計画の見直しをしていくとの答弁でした。質問です。今の段階でどのように進めていこうと考え、方策を考えているかお伺いいたします。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） ご質問ありがとうございます。今後どういう形で計画を策定するかということですが、計画を策定するに当たって富岡町男女共同参画審議会というものを立ち上げ、委員の皆様のご意見をいただいて、さらには町民の皆様に男女共同参画に関するアンケートや各団体にヒアリング等を行って、またパブリックコメント等を実施して、広く皆様のご意見をいただいて計画を作成してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。力強いお言葉です。男女共同参画の策定に向けてスタートが切れる、これは本当にうれしいことです。法律ができて20年、町が率先して進めていただけないとやはり前進しないと思います。本当に予算が計上されて、早く進めていただけたらうれしいと思います。ただ、決定したら、やはり行政としてはスピード感を持ってそれに対して対処していただきたいと思います。今後進捗の状況を見守りながら、私も協力できるところはさせていただきたいと思いますので、頑張ってくださいと期待を込めて後押ししますので、よろしくをお願いします。

次に、(2)の審議会等委員への女性登用の目標設定等、具体的な取組についてお聞きいたします。答弁に対しての再質問をさせていただきます。審議会等の委員や行政の女性職員を管理職へ積極的に登用、政策、方針決定の場へ女性の参画を促す、地域で活躍する女性の意見を聞くとの答弁でした。大変希望が持たれます。そこで、お聞きしたいことがあります。質問です。町は帰町されてから4年、女性の意見、話、情報収集、交換、取得に努め、女性会議等など開催され、招集されたことなどはおありでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 町は復興途上の中、昨年、令和2年3月でございますが、後期計画というものを検討させていただきました。その中で、男女限らず多くの関わる全ての方々に意見を聞いたところであります。また、そのほか例えば企画課所管になります富岡駅前にぎわい関係であります、委員構成は残念ながら女性1名という形で10%という構成率であります、その中でも出た意見として、女性の声、若い人の声を聞かなければいけないのではないか、これからの未来を考えるとそういう駅前でなければいけないということをご指導いただきました。それをもって、町内に住んでいる女性の方々に個別にちょっとお話をさせていただいて意見を聞き上げるとかいう形でちょっと取組を進めさせていただいております。いかんせん町内に居住されている方々の男女比率からいうと、男性2であり、女性が1という、2対1でございますので、ご意見を聞くという機会というのを、こういうご時世もありますのでなかなかないものであります、積極的に聞かなければ社会の明るい実現は成り

立たないと思っておりますので、これからも情報収集等々、その機会を設けたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。私自身も町内でいろいろな方とお話しする機会が多々あります。特に女性の方、若い方ももちろん、私と同世代の方ももちろん、子育てされている方ももちろん、高齢者の方ももちろん、その中でよくお話に出てくることは、新たな町づくりを進めている富岡町でどうしてこう女性の意見というのは反映されないのか、どうしてそういう場をつくってくださらないのかというお声も本当に多く受けております。やはり今の富岡町は、女性の意見が反映されているとは思えないのです。新たな町づくりのこの計画を進めるには、人とお互いに理解するためには直接意見を交換する機会が大切だと思います。そこで、質問なのですが、今後富岡町の目指す男女共同参画の在り方を町民の暮らしに密着した職場、家庭、地域の3分野において、情報収集、意見聴取を取りまとめるためにも、私は女性会議という、そういう場が必要だと考えておりますが、そういう考えは町ではおありでしょうか。お聞きします。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） ご質問ありがとうございます。今議員から地域、家庭等で女性の意見を尊重できる、そういう女性会議のようなものはないのかというお話でした。今回女性の男女共同参画プランを策定するに当たりまして、そういった町内に住んでいるような女性からのご意見もいろいろ伺って計画も策定していきたいと考えておりますので、そういったところでふだん女性の皆さんが考えているようなことを計画に反映させてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。計画を進めていただけるなら、本当に情報収集は大切だと思います。今後男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すことには、本当に大変重要かと思えます。町民の方が暮らしやすい富岡をつくるためにもぜひ進めていただきたいと要望します。そこで質問ですが、本町の審議会等などに占める女性委員の割合はどのくらいになっておるのかお伺いいたします。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） 現在富岡町の附属機関になりますが、附属機関等における女性の割合は全体で見ますと約17%という形になっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。やはり思ったとおり、女性の社会進出はまだ不十分かと思えます。昔ながらの男は仕事、女は家庭といったような意識は大分変わってきていると思えますけれども、当町に限らず、やっぱり社会全体において様々な組織や地域活動における女性の参画は

まだまだ少ないと思います。少子高齢化の進展と生産年齢人口減少に伴う社会構造への悪影響も懸念されている中、今以上にやはり女性の社会進出を促すことは大変重要なことだと認識しております。今後プランを進めるに当たり、ぜひとも加えていただきたい課題があります。近年多発する自然災害による課題に向けての男女共同参画です。国の目標では、地方防災会議に女性委員の比率を3割としていましたけれども、自治体では女性委員はいない、また少ない自治体が主です。また、今月で発生から10年と半年となる東日本大震災では、避難所では着替えや授乳の場がないなど、女性の配慮が欠けた避難所もありました。災害時に女性の視点を生かし、反映する体制が求められていると私は思います。そこで質問です。今町は、防災分野に女性委員はいらっしゃるのか、その他の分野に対して女性委員を増やす施策などを考えているのか、町の現状と今後についてお伺いいたします。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいま議員ご質問のとおり、東日本大震災等々の避難の際には、やはり女性が利用しにくい環境というのが多々見られたと私自身思っているところでございます。そういったところの観点からも、そういったことを最小限にするためにも、女性の意見というのは必要かなと考えているところでございまして、現在地域防災の委員、こちらに女性の登用というのはないところでございますが、今後女性の意見を上げていただくような機会を設けたいと考え、女性の登用も考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。そういう大切な場所にも、やはり率先して女性を登用していただくことを本当にお願ひしたいと思ひます。なかなか女性は前に出にくいところがあります。行政が関わる事業には特に率先して前に出ない、そういう人たちにやっぱり花が咲く方策を多く出していただきたいことを要望いたします。まずは町において、それにはまず役場での管理職等に女性の登用を進めていただきたいと思ひます。積極的に男女共同参画に取り組めるよう、組織の見直しや選出方法などに先進的な取組、男性の理解と協力を得るための啓発や女性の積極的な参画を推進するための意識啓発を推進することが大切かと私は思ひます。そこで質問です。今町としては、管理職の女性登用はどのようにお考え、そして方策を考えているのかお聞きします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 職員の女性登用についてというご質問でございました。一言で申し上げますと、我々積極的に女性の登用を行っているといったところになります。結果としてでございますが、課長相当職に占める女性の職員の割合が現在10.5%、課長補佐職に占める女性職員の割合が14.3%、それから係長職に占める女性職員の割合が27.6%という結果になっております。全職員に占める女性職員の割合が34.6%、それから男性職員と女性職員の平均年齢で約6歳ぐらいの開きが、女性のほうが6歳ぐらい低いと、こんな状況でございますから、実は係長職に占める女性職員の割合が27%、30%弱でございますが、年齢構成を考えれば係長職に対しては男性職員の構成比率と女性職員

の構成比率、ほぼほぼ同じような状況になっている。それから、年代が上がっていくというよりは、経験年数の関係を考えてどうしても経験年数が多い方が女性職員に少ない現状にありますので、管理職に占める割合が少し下がっていると捉えていただきたいと思います。我々といたしましては、積極的に登用を行うというその基本的な考え方とともに、内部独自研修を定期的に行って、知識の習得、それから学習をする機会を確保するなどして、女性職員にかかわらず職員の意欲と、それからキャリア形成の一助となるように内部研修をしっかりと継続して回数を重ねているといったところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。今答弁の中で、随分とそういう女性登用に関してはやっているという話なのですけれども、それに対して女性の職員の方々の考えというのはどんな感覚というか、分かるところでいいのですけれども、そういう声かけたときあるのだからどうか、そのときの対応というのをちょっとお聞きしたいです。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 非常にお答えしにくいご質問だと、ちょっと歯切れが悪い答弁になりますから、そこは答えにくいのだろうと想像していただきたいのですが、我々先輩職員、特に女性職員、我々が若いときの先輩女性職員だと私は昇格したくないという方がたくさんおられました。そういう状況から今大分変わってきて、当然議員おっしゃるように同じ業務をこなして同じ責任を持つというのが女性としても大事だというような考え方皆さんお持ちだと思いますので、それを阻害しないような人事配置、それから人事政策というか、人事事務をしっかりとやっていくというのが私どもの考えでございます。詳しいお話は、申し訳ございません、いろいろ差し障りもあるので、この辺で止めさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。なかなか難しいところもあると思います。男だからとか女だからといった性の違いによって縛られないこと、やはり自分らしさを見つけ、自分を育てながらほかの人と違う生き方をしている人を認めることも大切ですよね。しかし、私としては少しでも女性が社会に参画していただきたいと思いますので、一人でも多くの女性管理職を望みますので、よろしくお願いいたします。

次の質問です。男女共同参画の視点を生かす推進体制の取組の件についてですが、町の考えに確かに同感です。積極的に取り組んでいただきたい。その答弁の中で、男女職員の育児参加や育児休業制度の活用促進ですが、当町の職員では今まで取得された方はいらっしゃるでしょうか。また、取得されやすい環境が整っているのかお伺いいたします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 町長答弁の中に特定事業主行動計画を策定してあると、その中で様々取り組んでいますというような答弁がありました。町においては、令和2年4月に法律第19条に基づいて、特定事業主行動計画を策定いたしまして、ワーク・ライフ・バランスの推進と、それから長時間勤務の是正、それから男性職員の育児等への参画の促進、女性職員の仕事への意欲とキャリア形成というところを重点項目ということにして、当然のことながら養育する子が3歳に達するまでの育児休業の取得はもとより、育児短時間勤務制度や部分休業制度の積極的活用を皆さん、女性、男性にかかわらず促すとともに、子育てに関する特別休暇など9つの特別休暇制度を創設しまして、働き方改革推進慣例法の施行に伴う職員の超過勤務の上限時間の設定だったり、毎週水曜日をノー残業デーとして定時の退庁を促すなどしてワーク・ライフ・バランスの推進と長時間勤務の是正、また男性職員の育児への参画を促すなどの取組をしているところでございます。このような取組の中において、今年度において男性職員1名が育児休業を取得しました。それから、男性職員の勤務時間前後における45分間の特別休暇取得なんていうのもされております。加えて、子育て休暇につきましては、積極的に皆さん、男性、女性にかかわらず取得いただいて、例えばお子さんの授業参観に行く、それからお子様の病院に付添いするというような形で、育児にも参加いただいているといったところを承知しております。このような状況でありますので、徐々にですが男性職員の育児への参画への意識が高まってきたと私どもは捉えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。今後女性も男性も育休、介護休ですが、取得しやすい状況を整えることがやはり大事だと思います。町役場も分かるのですけれども、私はやはりこの富岡町に……一緒なので、町内の事業所の状況を把握することも必要なのではないかなと思うのです。このことについて、町はどのようにお考えになるか。また、そういう企業所との情報交換等などはされているのかお伺いいたします。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） ご質問ありがとうございます。各団体等の女性の状況等のヒアリングは、今のところ実施していない状況でございます。先ほども申し上げましたとおり、計画策定に当たりましてそういったところのその段階の各団体に今の現状とか課題、あるいは今後どう持っていくといいのかというようなところもいろいろお聞きしながら計画の策定に当たってまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。ちょっと私の質問の仕方がまずかったような気がします。要するに今役場での男性の育児休暇、介護休暇の取得に関しての流れでちょっとお聞きしたの

ですけれども、町での業者の方々もやはりそういう……なかなか各企業は休暇制度……育児・介護休業法に基づいて、各企業は休暇制度つくらなければならないとされていますが、中には制度があっても運用されていない。また、特に小規模企業などでは制度自体がないこともあるということをお聞きします。このような場合には、基本的……各都道府県の労働局の助言や指導勧告を行うとなっていますが、やはり町としても状況把握というのはしておいたほうがいいのかと私は思いますが、その辺の企業とのそういう話というのは出たときはあるのか。それとも、今後そういう話でやはり男性の方にもそういう育児参加を促すというか、啓発というか、積極的に町としてそのように求めていく考えがあるのかどうかお聞きします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 各事業者様に町から何かそのことについて求めていくということについては大変難しいことだと思っています。当然のことながら労働局等々においては、その状況を定期的に把握しながら一つ一つご指導いただいていると捉えておりますが、町から真っすぐ各事業者様にどうなっていますかという問いかけについては少し難しいだろうと。我々としては、労働局の行動を確認しながら、我々ができることは何かというところを労働局としっかりと協議していく、できることはしっかりとやっていくという態度でおります。申し訳ございません。真っすぐのお答えになりませんが、そういう状況です。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。大変困らせてしまいまして申し訳ございません。育児休暇、そういう取得に関しての要望としてなのですけれども、町としても積極的に広報とか啓発をしていかないと、みんなで分かってくべきことなのではないかと思っておりますので、その辺よろしく願いいたします。やはり私が思うには、一人の人間として尊重し、また能力が発揮できる暮らしやすい町、子供を育てやすい町、若い人が喜んで住んでくれる町、移住、それは本当に今のこれからの富岡町には大変必要だと思います。そうなるように、いろんな男女、特に女性の意見を私は聞いていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2、新型コロナウイルス感染防止対策についての1についてです。

○議長（高橋 実君） 1時まで休議します。

休 議 （正 午）

再 開 （午後 零時55分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

午前に引き続き、5番、高野匠美君の一般質問を始めます。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 2番の新型コロナウイルス感染防止対策についての（1）についてお伺いたします。

先ほどの答弁の中で、休校になった場合、保護者の意見を伺い、学校と協力しながらの対応とご答弁いただきましたが、そこでどのような対応を予測というか、こんな意見があればこういう対応をするようなことがあれば、少しお話お願いいたします。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） お答えいたします。

まず、休校にならないことが一番いいことなのですけれども、万が一休校になった場合、保護者が、これは特に低学年の子供の親御さんに多いのです。一人でお家に置くのはちょっと心配である、だからどこかで預かってくれないかということがありますので、その場合には学校と協議をして、富岡一中の校舎は南校舎と北校舎と分かれております。子供の数にしては校舎が広いですよ。空き教室もありますので、そこに子供を登校させ、そこで学校教職員が指導するという形、そういう形で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。お子さんを預けて、そこでまた学校で見ていただくということは父兄にとってはとても安心できるかと思いますが、預かる時間も限られているとは思いますが、努めてそうしていただくとありがたいと思います。ふだん学校では、要するにご父兄、PTAというのはおありではないので、そういうご父兄の意見を聞くというのはどのようにされているのか、それとその意見の中で要望とか、こういうことをしてほしいということで対応されたことなどあるのか、今後その要望に対して対応していきたいなとかということがあるのかどうかお聞きします。

○議長（高橋 実君） 教育長。

○教育長（岩崎秀一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今富岡の学校では三春校とともにPTAの組織がございません。では、いつ保護者と話をするのだといいますと、年に数回でありますけれども、授業参観を活用しております。その授業参観のときに終わった後必ず全体会を開き、その後富岡校であれば低学年、中学年、高学年の3つのブロックに分かれて担任の先生と保護者が話をするという時間を取っております。今までいろんな要望等、それほど大きなものはなかったのですけれども、例えば今日突然ちょっと親の介護をしなくてはいけないから子供を見てくれないかということが1回だけありました。そのときには、学校教職員がその保護者が迎えに来るまで学校でお預かりして保護者に渡したということがあります。ただ、そのような要望というのはあまりなく、これから子供をどうしていくかという、そういう前向きな議論があったと聞いております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。ただ、今の現状を見ますと、学校には春休み、夏休み、冬休みと長期のお休みがありますよね。そんな中で、独り親世帯とか共働き世帯では、特にお子さんの休みはとても本当にご苦労されていると思うのです。その中で、特に母子家庭の方々は、低学年のお子様を持っている方は本当に家に一人では置けないのです。置けないのだけれども、どうするのかというと、やはり自分が仕事を休まなければならない。時間休を取らなければならない。そうすると、女性にとってはとても大きな影響になっているのです。経済活動だと思うのですけれども、経済状況的に苦しい方が本当にいらっしゃると思うのですよ。だから、もうそういうことは感じていらっしゃると思いますが、町としてはどのようにすべきかということを考えておられるのか、先ほど児童クラブを考えているということなのですかけれども、それも早急にできるのか。これからの見通しとしては、いつ頃やり始めるのか、もし差し支えなければ答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問、独り親世帯、そういった苦しい窮状、重々承知しておるつもりでございます。その中で、今ご質問では児童クラブ等開設というような中身かと思えますけれども、そちらの問いにつきましては何度かこの議会でも答弁させていただきましたが、早急に対策を講じてまいりたい、開設してまいりたいと申し上げてございます。現在それら児童クラブを私どもでできますよというようなお話を業者からいただいているところもございますので、今具体的な中身などをどうしたらいいかということでアドバイスもいただいているような段階であります。早ければ来年度ということになってしまいますけれども、来年度早々、当初からはやりたいという方向で進めているところでございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。ぜひ進めていただきたく思います。それと、母子家庭とか、独り親の方々の経済的援助というのは町の中ではあるのかどうなのか。それと、もし、ないと思うのですけれども、それに対してのどういう方法があるか、そういうことをちょっと分かる範囲で教えていただきたいと思えます。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ありがとうございます。独り親世帯への、町としての援助というものでございますが、金銭的なものはございませんが、独り親世帯の方が通院等に要した費用の補助は行っております。なお、今であればコロナの給付等も国を通してやっているところではございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） もう一問あったのですけれども、生活が苦しくなったときに、町としては補助的なものはないということなのですかけれども、であればそれ以外の方法とはどういうことがありま

すかということを再度お聞きします。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 経済的なものの補助については、先ほど申し上げましたもののほかは現在のところ持ち合わせてございませんが、独り親世帯の方々、いろいろな悩みがあると思います。そういった方の悩みに傾聴しまして、我々ども横の連携を取りつつ、その解消に向けての手助けというのは積極的に今行っているところでございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。ただ、要するにこちらからちょっとお聞きしますけれども、社会福祉協議会とかでも貸付けとかもございますよね。なかなかそういうのは女性の方は相談しにくいし、富岡町のホームページを見ていてもどこにコンタクトを取っていいのか、それもちょっと分からないのです。あるということなので、いろんな方に関してもそうなのですけれども、介護でも何でもそうなのですけれども、ホームページの中を見てくださいますとおっしゃるのですけれども、なかなかそれがぴんとこないところがあって、そういういい制度があるのであれば、見るほうにとっても見やすいように、分かりやすいような形で書き方をしたほうがよいのではないかなと思うのですけれども、その辺は検討していただけるのかどうかお聞きします。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 確かに行政が即発信するという中身ではホームページ、それからSNSを通して、介して通知させていただいております。ご指摘のホームページの中身の検索しにくいという部分については、深く反省をしております。この件については、例えば載っておりますというだけではなくて、広報紙で特集を組んでみたり、やはり一次的なもので、特集というもので町の支援策というふうな、いろいろあるのだよということをお知らせしていきながらこの事業の浸透を図っていきたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 今企画課長が周知方法についてお答えをしたところでございますが、我々福祉課としまして足を使って対象となるの方々へ動いて、直接会って話を聞いて、我々でもアドバイスができればと考えてございますので、そちらの辺もなおのこと充実させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。大変ですが、そのような対応もよろしく願いいたします。

次に、(2)、自然災害に際しての避難所、避難先の防犯、感染防止対策、前からも質問にもいろいろ出ていましたが、まさしくマニュアルどおりなのかななんて思いましたけれども、もし避難所で、

これはさっきも出ましたね、感染者が出た場合ということなのですからけれども、それに対してもう少し詳しくお聞かせください。避難所で感染した場合のいろいろなそれに対しての仕切りとか、対策に対しての人事の配置とか、そういうのというのは事細かく町ではシミュレーションはなさってらっしゃいますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 避難所内におきましてのそういった感染防止対策、これに関しては町の訓練の中においても、コロナウイルスに感染の疑いのある、そういった症状のある方が出た場合であるとか、そういったものを想定した形で、こちらに誘導するとか、もともとつくる間仕切りをこう設置します、そういった方を個室へと誘導しますといったシミュレーションを含んだ訓練を町で職員訓練ということで実施しておるところでございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。ただ、一番は町民がどこまで把握するかということだと思います。富岡の暮らしのしおりの中の防災の関係を読ませていただいたのですけれども、確かに避難所はいっぱいあります。ただ、町民は避難所となると学びの森イコール、でもそのほか近所にあるのにそれもちよっとあまり分からない。コロナ対策にとっては、やっぱり分散避難というのも大変必要だと思います。であれば、第一、第二、第三、この3か所だけはいつも開けますよみたいな感じで進めていくとか、そういうことを町からきちんと町民に周知していただければスムーズに避難というのもできるのかなとは思っています。やっぱり学びの森が遠い人もいるし、集落にとっては集会所の近くにお住みになっている方もいらっしゃいます。車で移動しなくても歩いて行ける範囲というのも大切かと思いますので、その辺の考えはどうでしょうか。おありになるでしょうか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 避難所についてでございますが、先ほど町長答弁にもありましたとおり、まずは避難所の開設に当たっては学びの森というのはまず開設します。それ以外の避難所についても、災害の種類であるとか想定される避難者の数とかを考えて、さらには今の新型コロナウイルスの状況下ということも加味して、その定員を絞った上で避難所を追加することとしておるということで、先ほど町長答弁で申し上げたところでございます。今盛んに言われている、分散避難という言葉についてでございますが、避難所の混雑を緩和しながら自身の身の安全を確保するために言われていることだと思っております。避難所以外の安全な場所へと避難することが可能になると認識しております。その分散避難につきましては、大きく3つ選択肢があると言われておまして、まずは自宅に滞留すると。自宅は高台にある頑丈な建物等に、そういった方にお住まいの方については自宅にとどまるほうが安全なケースも少なくないということで、そういった方についてはそこにとどまていただくと。ただし、避難所に比べると救援物資が届きにくいという可能性もありますので、その辺りについては町としてもしっかりと考えていかなければならないことだと思っております。2つ目に

つきましては、車中泊というのもございます。実際に前回、今年ありました台風の際にも学びの森を開設したのですけれども、車の中にいるという方がおりました。車で安全な場所まで移動しまして、そこで過ごそうということで、感染リスクも抑えられますし、避難所に比べますと心理的なストレスも軽減できるということでございます。ただし、道路が冠水したり、陥没したりというような危険性も伴いますので、常に早めの避難がそういった方には必要になると考えています。最後の選択肢は、高台など安全な場所に建っている友人、知人宅への避難ということで、こちらも有力な選択肢になると考えております。こちらもふだんから何か起きてから急に押しかけるということではなく、災害が起きたら避難させてくれというような呼びかけも必要となるかと思っておりますので、その辺りについてはしっかり周知したいと考えております。町といたしましては、今後避難所への避難についてはもちろんのことですが、こういった避難所以外への分散避難につきましても町民へ周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。災害に対しての防災というのは、町だけがこうですではなくて、家庭でも話し合っていたいただきたいことだと思います。それに関しては、町としてもこういうことをしますけれども、やはり災害に対しては家族で再度そういう話をすべきだということを、周知啓発していただけたらいいと思います。ただ、富岡は家族といっても年寄りの方以外、若い方と離れて暮らしていらっしゃるの、その辺はやはり十分に話してほしいということを周知していただくことを要望して、私の質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（高橋 実君） 次に、日程第7、選挙第1号 富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 実君） この選挙につきまして、委員等の推薦は慣例により議長に一任され、その後議会運営委員会の答申を受けることとなっております。議会運営委員会の答申につきましては、さきの議会運営委員長報告のとおりであります。

お諮りいたします。富岡町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定より指名推選の方法で行い、指名推選は議長指名により当選人を決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、議長において選挙管理委員には、中田寛君、坂本久美子君、遠藤則政君、郡山泰明君を指名いたします。

以上の4名を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中田寛君、坂本久美子君、遠藤則政君、郡山泰明君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員及びその順位は、第1順位、猪狩隆君、第2順位、西山栄子君、第3順位、横田貢一君、第4順位、猪狩富行君を指名いたします。

以上の4名を当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位、猪狩隆君、第2順位、西山栄子君、第3順位、横田貢一君、第4順位、猪狩富行君、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、日程第8、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第11号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 報告第11号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてで、令和2年度の一般会計における健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、ご報告を申し上げます。

報告書を御覧いただきたいと思います。まず、健全化判断比率についてでございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字が生じていないことから該当がなく、また将来負担比率につきましても充当可能財源が将来負担額を上回るため、平成23年度から引き続き該当なしということになっております。実質公債費比率につきましては、前年度から0.9ポイント改善の2.3%となり

ました。次に、資金不足比率についてご報告いたします。資金不足比率につきましては、いずれの特別会計においても資金不足が生じていないため該当はありません。

なお、このことに関する監査委員の意見につきましては、お手元に配付されております健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりでございますので、ご確認をくださるようお願いを申し上げます。令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第11号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を終わります。

次に、報告第12号 令和2年度富岡町継続費精算の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 報告第12号 令和2年度富岡町継続費精算の報告についてで、令和2年度において継続年度が終了いたしました継続費の精算をご報告いたします。

ご報告いたします継続費設定事業は、富岡産業団地整備事業、東日本旅客鉄道株式会社負担金の2事業でございます。

まず、富岡産業団地整備事業についてご報告をいたします。第7款商工費、第1項商工費、事業名、富岡産業団地整備事業は、平成30年度から令和2年度を事業年度として事業が行われたもので、年割額の総額45億4,575万円に対し、支出済額の総額45億3,451万7,000円として精算をいたしました。

次に、東日本旅客鉄道株式会社負担金についてご報告をいたします。第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、東日本旅客鉄道株式会社負担金は、平成30年度から平成2年度を事業年度として事業が行われたもので、年割額の総額8億1,744万2,000円に対し、支出済額の総額8億1,744万2,000円として精算をいたしました。

以上、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりご報告をいたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第12号 令和2年度富岡町継続費精算の報告についての件を終わります。

次に、報告第13号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 報告第13号 専決処分報告についての内容を説明いたします。

報告第13号別紙、専決第10号専決処分書を御覧ください。ご報告申し上げます専決処分は、町管理車両が第三者車両に与えた損害について、賠償により和解したことでございます。本件は、令和3年3月26日正午頃、富岡町大字小浜字中央416番地、さくらモール駐車場において地域交流館完成に伴う内覧業務を終え帰庁しようとして駐車区画より後退した町管理車両が右後方から接近した車両と接触し、双方車両の接触部分が損傷した車両事故でございます。本件については、双方に過失があるものと認められたものの、後退車両に大きな過失があると町管理車両7割、相手車両3割の過失割合とされ、相手車両の損害額18万1,192円の7割に相当する12万6,834円を町が負担することとして、この負担額より町管理車両の損害を相手車両が負担する1万8,192円を差し引いた10万7,908円を町負担の実質額として和解が調ったことから、町長の専決処分事項の指定についてで指定されていることにより、令和3年6月7日に専決処分したものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告をいたします。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今事故比率は7・3ということで、妥当かなと思います。それで、お互いけががあったかどうか、その辺を教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お互いにけがはございませんでした。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） やはり気の緩みか、またはそこはちょっと車が混雑しているということで再発防止策、総務課長から嚴重注意とか何かあったのかということと、あと以前私提案させてもらった公用車のダッシュボードには事故対応マニュアル、こういったものを備えたほうがいいと提案させてもらったのですが、そういう事故があった場合の連絡の仕方、そういったことが迅速に行われたかどうか、その辺も教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） まず、後段の事故対応マニュアルでございますが、各公用車には備えつけ、今回そのとおりご報告をいただいたというところになります。

それから、今回事故の反省ということでございますが、車両は1人ではなくて同乗者がいたと。同乗者がいれば後退時に誘導するというのが基本だろうと、それから事故防止のためには大事なことだろうと思いますので、その点も含めてしっかりと注意したと。それから、今年度においても、この後になりますが、JAF等々の専門職員に来ていただいて交通安全の講習をするというような計画をしておりますので、近年数が多くなってはおりますが、引き続きしっかりと職員には指導して、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

これをもって報告第13号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第14号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、報告第14号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本工事請負契約は、令和3年6月18日、第3回定例会議案第70号、第2回変更契約として工事請負契約の同意をいただき、進めておりましたサケやな場整備工事の内容に変更が生じたので、町長の専決処分事項についての4項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

別紙資料1ページ、報告第14号別紙資料を御覧ください。本工事の主な変更内容を資料左側中段に記載しております。まず、1つ目としまして、資料右側上段の写真のとおり、赤枠で囲みました右岸側コンクリート護床復旧工事において、旧構造物の破損形状に差異が生じたため、現況に合わせて数量を変更し、工事を実施したことによるものであります。

2つ目としまして、やな場工事周辺で実施されている福島県発注の河川改修工事との事業間調整により、大型土のうの小運搬及び残土処理の数量に変更が生じたことが主な変更内容となっております。

請負金額につきましては、前回変更請負額7,360万6,500円から358万4,900円を増額し、7,719万1,400円とするものです。増額率4.87%かつ500万円以下の増額であるため、指定事項に基づき専決処分をしたものであります。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第14号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第15号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、報告第15号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本工事請負契約は令和3年6月18日、第3回定例会議案第67号、第1回変更契約として工事契約の同意をいただき進めておりました椿屋第1ため池ほか放射性物質対策工事その2の内容に変更が生じたので、町長の専決処分事項についての第4項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

別紙資料3ページ、報告第15号別紙資料を御覧ください。今回の主な変更内容として、資料右側、椿屋第2ため池対策範囲図中、黄色の着色部において設計した深さまで施工しても汚染濃度が基準値である1キログラム当たり8,000ベクレルを下回らない箇所が確認されたため、施工範囲を定め再施工をしましたが、放射能濃度が資料右側の表のとおり、最大で1万474ベクレルという結果になりました。その後の調査で、再施工箇所は池の底が固結粘土層となっていることが確認されたため、今回の施工方法では除去が難しいことから、工事を完了とし、資料左下に記載の今後の対応といたしまして、農閑期にため池を落水させ、詳細な調査を実施しまして、施工範囲、深度を確定させ、改めて予算を確保し、再対策工事を実施したいと考えております。

本工事に係る数量の変更といたしまして、再施工分による底質除去範囲102平米の増加と工事实績による発生土処理が132袋から121袋となり、前回請負金額1億5,200万1,300円から約270万9,300円増額し、1億5,471万600円とするものであります。増額率1.78%かつ500万円以下の増額であるため、指定事項に基づき専決処分したものであります。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第15号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第16号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、報告第16号、工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本工事請負契約は、令和2年12月17日、第9回定例会議案第95号として工事契約の同意をいただき、進めておりました北郷第2ため池ほか放射性物質対策工事その2の内容に変更が生じたので、町長の専決処分事項についての第4項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

別紙資料5ページ、報告第16号別紙資料を御覧ください。本工事の主な変更内容を、資料の上段に記載しております。今回の主な変更内容は、北郷第2ため池の作業実績及び北郷第3ため池の施工範囲、仮設計画を見直したことによるものであります。

工事数量については、資料左側中段に記載のとおり、北郷第2ため池で発生土処理が304袋から129袋に、北郷第3ため池において施工範囲内に波除工が確認され、施工範囲を見直したこと、進入路に仮設フレコンを設置することで土壌改良材なしで施工が可能となったことから数量を変更したものであります。

このことにより、本工事の請負、請負金額1億3,970万円から283万700円を減額し、1億3,686万5,300円とするものです。減額率2.03%かつ500万円以下の減額であるため、指定事項に基づき専決処分したものであります。

説明は以上です。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第16号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、報告第17号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、報告第17号、工事請負契約の変更についてご説明いたし

ます。

本工事請負契約は、令和3年6月18日、第3回定例会議案第68号、第1回変更契約として工事請負契約の同意をいただき進めておりました家老ため池ほか放射性物質対策工事その2の内容に変更が生じたので、町長の専決処分事項についての第4項の規定に基づき専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

別紙資料7ページ、報告第17号別紙資料を御覧ください。今回の主な変更内容は、資料上段に記載のとおり、当初ポンプしゅんせつで計画していた範囲の一部でバックホーによる直接掘削が可能となったこと、ポンプしゅんせつ範囲において設計深度まで施工しても基準値である1キログラム当たり8,000ベクレルを下回らない場所が確認されたため、現予算の範囲内で追加施工したものであります。先に報告をいたしました椿屋第2ため池とは異なりまして原因及び対策方法が明確であり、追加施工により基準値を超えた土壌の除去が可能であるため、今後の対応といたしまして資料左下に記載のとおり、汚染濃度の低下が見られない範囲につきましては本議会に上程しております補正予算の承認をいただいた後に別工事として発注し、対応したいと考えております。

今回の専決処分に係る工事数量の変更につきましては、資料左側中段に記載のとおり、バックホー直接掘削工、底質除去445㎡から491㎡、ポンプしゅんせつ工、底質除去3,444平米から3,260平米など変更しております。

前回請負金額1億4,383万500円から438万9,000円増額し、1億4,821万9,500円とするものです。増額率3.05%かつ500万円以下の増額であるため、指定事項に基づき専決処分したものであります。

説明は以上となります。

○議長（高橋 実君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第17号 専決処分の報告についての件を終わります。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日15日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 1時51分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議 長 高 橋 実

議 員 佐 藤 啓 憲

議 員 渡 辺 正 道

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和3年第4回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和3年9月15日(水) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第73号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第74号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第75号 富岡町と双葉町との下水道事業に関する事務の委託に関する規約について

議案第76号 工事請負契約について

議案第77号 工事請負契約について

議案第78号 工事請負契約の変更について

議案第79号 動産の取得について

認定第1号 令和2年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第80号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

議案第81号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第82号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第83号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第84号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第85号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第86号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第87号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第73号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第74号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第75号 富岡町と双葉町との下水道事業に関する事務の委託に関する規約について

議案第76号 工事請負契約について

議案第77号 工事請負契約について

議案第78号 工事請負契約の変更について

議案第79号 動産の取得について

認定第1号 令和2年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○出席議員（10名）

1番 堀本典明君

2番 佐藤教宏君

3番 佐藤啓憲君

4番 渡辺正道君

5番 高野匠美君

6番 遠藤一善君

7番 安藤正純君

8番 宇佐神幸一君

9番 渡辺三男君

10番 高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
生涯学習課長	佐藤邦春君
郡山支所長	斉藤一宏君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君
総務課課長補佐 兼秘書係長	松本真樹君
産業振興課 課長補佐	大森研一君
産業振興課 課長補佐兼 農業振興係長	畠山信也君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議事事務局局長	小林元一
議事事務局主任 兼庶務係長	杉本亜季

議 会 事 務 局
庶 務 係 主 査

黒 木 裕 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 高野 匠 美 君

6番 遠藤 一 善 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第73号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで代表監査委員より発言を求められておりますので、許可いたします。

代表監査委員。

○代表監査委員(坂本和久君) 当議案は私ごとでございますので、議場より退席するご許可をお願いいたします。

○議長(高橋 実君) ただいま代表監査委員より発言がありました。

発言のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

退席をお願いいたします。

〔代表監査委員(坂本和久君)退席〕

○議長(高橋 実君) 総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さんおはようございます。議案第73号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、監査委員の坂本和久氏が10月12日をもって任期満了となりますので、引き続き坂本和久氏を監査委員に選任いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

坂本氏は昭和29年1月に本町に生まれ、年齢は67歳であります。昭和51年に東海大学工学部を卒業され、福島富岡簡易裁判所に勤務後、昭和57年からは坂本登記測量事務所を開設し、その経営に専念する傍ら、富岡第二小学校、富岡第二中学校PTA役員、スポーツ少年団サッカー部の指導者など社会教育活動に尽力され、さらには南双葉青年会議所役員や保護司、福島富岡簡易裁判所、福島家庭裁判所いわき支部の調停委員、町社会教育委員の委員長などを務められ、多岐にわたりご活躍されている方であります。平成21年10月からは、監査委員として震災直後の混乱した状況においても的確、適切な監察によって本町を支えていただき、双葉地方広域市町村圏組合及び双葉地方水道企業団の監査委員も務められるなど、双葉郡の復興再生にも尽力されております。このように坂本氏は豊富な知識と経験を有するとともに、人格、識見ともに優れた方でありますので、本町監査委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 実君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許可いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号 富岡町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、堀本典明君、2番、佐藤教宏君、3番、佐藤啓憲君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成9票、以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○監査委員就任挨拶

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま同意をいただきました代表監査委員、坂本和久さんよりご挨拶をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 （午前 9時13分）

再 開 （午前 9時13分）

〔代表監査委員（坂本和久君）復席〕

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

代表監査委員、坂本和久君。

○代表監査委員（坂本和久君） ただいま皆様のご同意の下、監査委員となりました坂本和久です。私の住んでいたところはまだ帰還困難区域で、令和5年春に解除になります。周りの家は取り壊され、野原となっています。そのように富岡町は問題を山ほど抱えております。そのような中、皆様と一緒に富岡町のあしたを切り開くために、微力ではありますが、頑張っていきたいと思っております。皆様のご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 代表監査委員、坂本和久君、ありがとうございました。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋 実君） 次に、議案第74号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 議案第74号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町固定資産評価審査委員会の委員、大畑孝氏が令和3年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き大畑孝氏を本委員会の委員に選任いたしたく、ご同意をお願いするものであります。大畑氏は昭和44年8月に本町に生まれ、年齢は52歳であります。平成2年に旧国土建設学院を卒業し、同年民間企業に就職後、平成3年からは大畑建設株式会社に勤務され、また東日本大震災以降は自営業として建築士の資格を生かし、町内被災家屋の罹災調査に従事するなど、建設事業を中

心に町内で多岐にわたり長年ご活躍されている方であり、平成30年10月からは、固定資産評価審査委員会委員として建築士の知見を生かした適切かつ幅広いご識見をお示しいただきました。このように大畑氏は本町の被災家屋の状況を熟知しており、建築に関する豊富な知識と経験を有した人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高橋 実君） ただいまの出席議員は9名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（高橋 実君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高橋 実君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高橋 実君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、渡辺正道君、5番、高野匠美君、6番、遠藤一善君、以上の3名を指名いたします。

よって、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（高橋 実君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成6票、反対3票、以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、ご了承賜りたいと思いますが、慣例により本件につきましてはご挨拶を省略させていただきます。

次に、議案第75号 富岡町と双葉町との下水道事業に関する事務の委託に関する規約についての件を議題といたします。

この件については、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） おはようございます。それでは、議案第75号 富岡町と双葉町との下水道事業に関する事務の委託に関する規約の内容をご説明申し上げます。

本規約は、当町の下水道事業を将来にわたって安定的に継続するため策定した富岡町下水道事業経営戦略に基づき、双葉町の下水道事業で発生する汚泥を双葉町から負担金をいただき、富岡町で処理するための規約であります。これにより、当町としましては双葉町の汚泥を有償で受け入れることにより現有機器の稼働率が上がり、維持管理費の効率化が図れること、また双葉町としても脱水機等の機器の後送りができ、維持管理費の効率化が図れることとなります。

それでは、規約の条項についてご説明申し上げます。規約は、1条から8条までとなっております。まず、第1条として本規約の目的を記載しており、目的については地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、双葉町の下水道事業の事務の一部を富岡町に委託することを記載しております。

次に、第2条では委託事務の範囲としては汚泥の脱水事務であること、第3条では委託事務の管理と執行方法については富岡町の条例、規則その他規程で定めるものとする旨を規定しております。

次に、第4条では経費の負担については本委託事務の管理及び執行に係る経費は双葉町の負担となること、第5条では予算の措置として、本委託事務の予算は富岡町の予算として計上することとし、第6条では決算措置については富岡町が決算要領を公表した場合は当該委託に関する部分を双葉町に通知する旨を、第7条では条例等の改正の場合の措置として、富岡町の関係条例等に改正があった場合は双葉町に通知すること、第8条では補則として本規約に定めるほか、委託事務に必要な事項は両町の協議により定めることを規定しております。

また、本規約の附則として、本規約は令和4年4月1日から施行するものとし、双葉町は本委託事務に関し、富岡町の条例が適用される旨を告示することとしております。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号 富岡町と双葉町との下水道事業に関する事務の委託に関する規約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） 皆さん、おはようございます。それでは、議案第76号 工事請負契約について説明いたします。

過日富岡町総合体育館受変電設備等改修工事の入札を行い、別紙資料1のとおり仮契約をいたしましたので、議会の議決をいただくものです。

別添資料の9ページ、議案第76号別紙資料1を御覧ください。工事請負契約の締結に関する工事請負契約書です。工事の番号・名称は、第21-7101-14001号です。富岡町総合体育館受変電設備等改修工事であります。工事の場所は富岡町小浜地内です。末工期を令和4年3月11日としております。工事請負金の額は5,927万9,000円です。請負者はワタナベ電建株式会社、代表取締役、渡邊雄一です。

なお、10ページには本契約の特約条項、11ページには入札状況調書を添付しております。

次に、資料13ページ、議案第76号別紙資料2を御覧ください。本工事請負契約に係る工事の概要となります。本工事は、文化・スポーツ振興基金の取崩しにより老朽した設備の入替えを行う工事であります。左上の位置図を御覧ください。総合体育館の南側の別棟の建物になります。本工事では、現在倉庫の部分に、資料③、④の部分になりますが、屋内キュービクル及び発電機の入替え、基礎の新設を行います。その設置後、耐用年数を過ぎた①、②の既設受変電設備、発電機及び基礎の撤去を行い、空いたスペースを倉庫として使用していきたいと考えております。そのほかに建屋の一部改築も行います。体育館の利用に支障のないように、また安全を第一に工期内の完成を目指し工事を進めていきたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 中身については分かりました。この入札調書を見ますと失格者が出ているようですけれども、この失格者の内容をちょっと教えてください。低価格、下回ったのかなと思うのですが。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご質問の中でおっしゃっていただいたそのとおりのことでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 私も入札の関係のところをちょっとお伺いしたいのですが、建設工事であると請負というか、発注金額によって少しランク分けみたいなのがあるかと思っておりますが、この電気工事の場合ちょっと見ると企業の規模に若干差があるのかなと思うのですが、どのような形で指名されているのか、その辺の内容を教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 基本的には建設工事、土木工事等々と同じようなランクに基づいた指名ということになります。しかしながら、電気工事については事業者の数がそれほど多くないものですから、該当するランクの前後をも含めた形で指名をして、入札に参加いただいたというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。そういう形なのかなという想像はしておりました。ただ、やはり規模によっては受けたはいいが、本当にできるのかというところの不安もあるかと思うのですが、その辺りはしっかり指導していただきながら進めるかと思うのですが、その辺りの見極めとか指導方法とかあれば教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご懸念のようなことが起こらないようにということで、指名内申をいただく際には同様の業務の実績がありやしやというところも当然確認を担当課にさせていただいて、その後の指名委員会においてもそのことをしっかり確認し、実績があり、それから法令違反等々を犯していないというところの確認の後に指名をしているといったところになります。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） それでは、議案第77号 工事請負契約についてをご説明いたします。

過日富岡町文化交流センター舞台照明設備更新工事（2期工事）の入札を行い、別紙資料1のとおり仮契約をいたしましたので、議会の議決をいただくものです。

資料の15ページ、議案第77号別紙資料1を御覧ください。工事請負契約の締結に係る工事請負契約書でございます。工事の番号・名称は、第21-7101-14005号、富岡町文化交流センター舞台照明設備更新工事（2期工事）であります。工事の場所は、富岡町大字本岡字王塚地内です。末工期を令和4年2月28日としております。工事請負代金の額は5,533万円でございます。請負者は、松村電機製作所東北支店、支店長、元白弘和です。

なお、16ページには本契約の特約条項、17ページには入札状況調書を添付しております。

次に、資料19ページ、議案第77号別紙資料2を御覧ください。本工事請負契約に係る工事の概要になります。本工事は、原子力発電設備等立地地域基盤整備支援事業交付金により、平成16年度より使用している舞台照明を2か年に分けて更新を図る2期目の工事となります。資料左側にはホール断面図とホール後ろ側の1期工事で既設改修済みである主幹盤・調光器盤の位置の平面図を記載しており、右側には2期工事の主な内容を記載しております。今年度工事では、1期工事で行った主幹盤、調光器盤に接続する照明器具やアンサーバックシステムの追加やワイヤレス機器を接続する工事を行います。そのほか天井反射板ライトのLED化を行うものです。文化交流センター大ホールの利用に支障のないように、また安全を第一に工期内の完成を目指し工事を進めていきたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 19ページのこの資料のところで、一番上の1のところなのですか、これは間仕切りも変更しながらやるということなののでしょうか。ちょっと四角がそれともただずれているだけということなののでしょうか。

○議長（高橋 実君） 技術的に生涯学習課でいいの。答弁できる。

暫時休議します。

休 議 （午前 9時46分）

再 開 （午前 9時47分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） ただいまのご質問でございますが、1番の間仕切りのところは今回の工事ではいじらない形になります。ちょっとこの赤い四角がずれてしまったということで、皆さん

にご迷惑をかけてしまいました。そういった形でご了承いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 1つ確認させていただきたいのですけれども、19ページの資料の中で一番下の部分、一部老朽化した各種ライトのLED化、あと機器の交換ということで、今年の震度5の地震のときに結構総合体育館だとか照明機器も脱落したということもありますので、丈夫に取りつけている機器の交換ということで耐震安全、そういったものについて重さが大分変わってきたりすると耐震性も変わってくると思いますので、その辺の確認はされているかどうかお聞きいたします。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） ご質問ありがとうございます。舞台上部にある電灯でございますが、こちらにつきましては前回の地震でも被害はございませんでした。今回の工事に当たりまして、その強度等業者に確認いたしまして、今回の仕様で大丈夫ということで伺っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということで、これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時5分まで休議いたします。

休 議 （午前 9時50分）

再 開 （午前10時00分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

次に、議案第78号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、議案第78号 工事請負契約の変更について内容をご説明いたします。

今回提出いたしました本工事請負契約は、令和3年3月9日、第1回定例会で議案第19号として工事請負契約の変更の同意をいただき進めておりました富岡町カントリーエレベーター整備事業建築工事の第2回変更契約であり、変更内容といたしまして完成期日を延長するものであります。

別紙資料21ページ、議案第78号別紙資料1を御覧ください。本工事における第2回工事請負変更契約の写しであります。工事の名称は富岡町カントリーエレベーター整備事業建築工事、契約相手方は株式会社サタケ、代表取締役社長、松本和久です。本変更契約における条項において、第1条におきまして工事の完成期日を令和3年9月30日から令和3年11月30日とするものであります。中段に特約条項を記載しており、第1条中ほどに「ただし、令和2年度福島再生加速化交付金の工期延長の承認を得られなかった場合は富岡町議会において可決された日から本契約として成立するものとする」とありますが、9月13日に農林水産省より承認の内諾の連絡があったことを申し添えます。

次に、資料23ページ、議案第78号別紙資料2を御覧ください。1つ目の変更内容は、先ほど申し上げましたとおり、末工期を9月30日から11月30日にするものであり、2つ目の変更理由を記載しておりますが、①としまして開発行為が必要であることが判明し、約2か月の遅れが生じたこと、②としまして国の交付金の性質上、その都度末工期に規制が生じること、③としまして国の財源調整を継続した結果、11月末までの工期延長が認められたことであります。3つ目、3の工程の欄におきましては先ほどの変更理由、①、②、③のそれぞれの理由、時期についてお示しをしておりますので、ご確認をお願いいたします。資料下側になりますが、4つ目としまして町内の今年産米の対応についてご説明いたします。対応策といたしまして、①としてご自身で米の乾燥調製設備を持っている農業者への受入れのお願いと浪江町カントリーエレベーターへの受入れ打診についてそれぞれ調整が済みであります。また、②としましてこのたびカントリーエレベーターの稼働が困難になったことに伴いまして、米の全量全袋検査機の導入もできないことから、検査につきましても浪江町にお願いし、了承をいただいております。具体的な対応といたしまして、当町のカントリーエレベーターの利用を予定していた農業者については浪江町のカントリーエレベーターを利用することとし、JAが運搬車を手配し、町からもみを搬送します。また、自己完結型の農業者の分につきましてもJAが運搬車の手配を行い、全量全袋検査を受けるために浪江町に搬送いたします。この具体的な対応策につきましては、9月8日に開催いたしました農家の皆様の説明会において詳細な説明をしたことを申し添えます。今後JA福島さくらと連携し、生産者の影響と負担の最小限化に努めてまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） 今ご説明の中で、発注者の代表者の名前ちょっと間違っただのか、ここに書いてあるのが間違いないのか、1 点教えてください。

それから、これは所管外でご説明いただきました、常任委員会で。ですが、最終的に生産者への影響負担を最小限に努めますということになっているのですが、あれから2週間程度たっているのですが、こういった形で相手方とのやり取りがされているのか、決定はされていないのかというところ。もう間もなく刈取りの時期になると思いますが、そこまでに方向性というか、どういうふうにするのか決まるのかどうか、その辺りのご説明を下さい。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、1 つ目、契約書の契約者の相手方ですが、こちらにつきましては当初契約の佐竹利子より代表者が変更になっておりますので、今回変更契約につきましてはこちらの松本和久ということで契約をさせていただいております。

2 つ目ですが、委員会でそれぞれ対応策、そちらについて協議をしていくということでお話をさせていただきました。その後9月9日にJA福島さくらの菅野代表理事、組合長が町長を訪問されましたので、その際にもJAまたは全農の協力といいますか、こちらの運搬費等の負担についても強く求めております。ただ、今についてはどちらがどのぐらいというのは決定はしてはおりませんが、そちらについては継続して調整をさせていただいて、農家には負担がないようにしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） 我々のところに来ている資料が、以前の方の名前、佐竹利子さんということで8月23日に変更契約されているという資料が来ているのですが、これは間違いだということではあるのかどうかもう一度話していただきたい。

あと、9月9日に一度お話をされているということなのですが、今後の対応について。それについて、いつ頃決まるのかという目鼻が立ってなくて、農業者の方に負担が最小限でかからないようにできますよというようなお答えなのですが、ちょっとそれだと弱いと思うのですが、いつ頃までにその話が決まるのか、目鼻が立っていないのかどうか、その辺も教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） それでは、2 つ目のいつ頃その内容について決定するかということですが、こちらにつきましては現在、先ほど申しましたように、負担割合等については決定をしてはおりません。JAが浪江まで米を運ぶということは決まっております、その数量等によりまして、ま

ず金額が算定できない部分があります。現在J Aの試算で送料等につきまして、約270万円ほど町内の運びましてかかるということになっております。そちらにつきましては、まずはJ Aにそれを負担いただくのですが、その後どのような負担割合になるかというところですが、そちらについては早急に決めたいと思いますので、引き続きJ Aと全農しっかりと共有してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前10時11分）

再 開 （午前10時12分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

1 番、堀本典明君。

○1 番（堀本典明君） すみません。1つ目の件は私の勘違いでした。大変申し訳ありませんでした。

費用負担の件でまだ決まっていないということなのですが、これ例えば町でこの分の費用が何か出るというときに予算的なものって取っているのかどうか、補正予算のところに入っているのかどうか、その辺りのことも聞きたくなってしまいますので、その辺りのところを確認させてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 今回J Aと今協議中ということで決定をしていないということでありまして、今回の補正については予算は計上させていただいておりません。今後最終的に精算ということになりますので、そちらにつきましては12月以降の補正予算の計上になると思いますので、できるだけ町負担を少なくするように協議は進めていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかに。

7 番、安藤正純君。

○7 番（安藤正純君） 議案78号別紙資料2の2番の変更理由、これの1番に変更理由3つあったのですけれども、①の開発行為が必要であることが判明したということで、着工前から遅れたということなのですが、やはりこういった開発行為が必要であるということはイロハのイだと思うのです。そういったときに事前の調査委託会社に原因があったのか、あとは例えば全農だったり、J Aだったり、サタケだったり、そういった民間会社に原因があったのか、発注者の富岡町がもっとしっかりしていれば何とかなかったのか、まずその原因究明というものをきっちりやって前に進まない、これやはりいろんな課でいろんな発注があると思うのです。そういったときに事前調査で委託料というものも結構な金額払っていますので、そういったところも隅から隅までチェックしないとまた同様な問題がこれから発生するのではないかと思うのです。そういったことを考えた場合に、将来のこの再発防止を考えたときにどこに原因があったのか、明確な答えが所管外で私はちょっと聞けなかったのかなと思って再度お尋ねしますので、その辺の町の考え方を聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） お答えいたします。

まず、開発行為の申請が不要であったということにつきましては、まず基本設計を行いました全農の担当からいただいております。当初は農業用施設の建築ということで、開発行為は不要であるというようなことで計画が進んでおりました。その後造成工事、建築工事の事業者が決定しまして、打合せの中で開発行為の申請が必要ではないかというようなことで再度確認した結果、提出するようというようなことでお話がありました。こちらにつきましては、事業者の責任というのもあると考えておりますが、最終的には町で許可権者への確認をしなかったところも責任がありますので、申請等これからいろいろ出てくると思いますので、町でしっかりと確認を取って、確実な結果を聞いて事業等は進めていかななくてはならないということで、反省をしているところであります。今後いろいろと産業振興課につきましては事業もまだありますので、そういうところでそれぞれの申請等の内容についてしっかりと確認をして今後事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 私は犯人捜しとか、誰が悪いとか、そういった質問ではなくて、やはりこれ産業振興課だけではなくて、例えば特老だったり、リフレだったり、あと例えば町営住宅だったり、いろんな課にまたいでいろんな発注ありますよね。発注前に、やっぱり委託料というのを払ったり、調査料というのを払ったり、専門家に高額なお金を払って、それでゴーサインが出るとか、そういったときに、役場職員の方が全て理系というか、1級の人ばかりではないから、文系の人もいるので、それは目の届かないところもある、これは私も承知しています。そういったときに、やはりこういったものを学習して、それでちゃんと調査の段階で、ここはこういうことが必要だなと、それはやはりマニュアルチェックではないけれども、そうしていくべきかなと思いますので、さらにワンランクアップの注意力を発揮してください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご指摘ありがとうございます。この件にかかわらず、様々な整備事業だったり、ソフト事業もそうですが、政策決定の場としている復興推進会議で段階、段階で担当課からご説明をいただいて、それを各課の課長、いろんな経験をしている課長が、町長、副町長も含めてですが、チェック、それから意見を申し上げて修正をしていくという流れにしております。その中で今回については開発行為必要ではないですかという確かに質問が職員からありまして、再度全農に確認をいただいたという流れの中でございます。結局は許可権者の考え方一つもありますので、今回ちょっと不幸なことというのは全農の話をうのみにして許可権者に確認を怠ったというのが反省点だと思いますので、前段で我々いろんな経験をしている職員が大きな事業になれば一つ一つ説明をいただいてチェックを入れていくという作業の中で、議員がおっしゃっていただいたような精度を高めていく

という作業をしてまいりたいと思います。反省点は、最終的な許可権者の確認が漏れていたということが今回の反省点だと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） 1 番さんと今の7番さんの関連になるのですけれども、まず今の7番さんの意見なのですけれども、答弁は理解はしているのですけれども、造成工事まで全農さんが設計しているのかどうか。あと1点は、カントリーエレベーターが完成しないがために浪江に運ぶ経費とかもろもろ270万円くらいかかるということで、先ほどのやり取り聞いていると多少は町とか生産者に案分の負担が来るのかなという感じで私答弁聞いていたのですが、これは全く全農のミスで町とか生産者に案分の負担が来るということは私は考えられないのです。そういう部分でやっぱりきちっとしてもらわないと、総額で270万円ですから案分の負担来てもそんな大きな金額にはならないと思いますが、やっぱりはじめとしてその辺はしっかりつけるべきかなと思うのです。その辺よろしくをお願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課課長補佐（大森研一君） 1つ目の質問にお答えいたします。

造成工事の設計につきましては、全農ではなく委託者は株式会社ふたばとなっております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 2つ目のご質問にお答えいたします。

輸送料について約270万円発生するというので、そちらが農家の方に負担になってくるのではないかということですが、産業振興課でもその辺を協議しておりまして、農家には負担がないように今後J A、全農と協議をすることで決定しておりますので、決して負担がないということで進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） 費用負担に関しては生産者には、負担のないように努力していただければ、よろしくをお願いします。

あと、開発行為問題、これ全農の議論していますけれども、実際は株式会社ふたばではないのですか。まさに私犯人捜しではないですが、造成工事やる規模が株式会社ふたばで設計しているわけですから、その時点で開発行為になるよということは恐らくプロですから分かっているはずなのです。それが何か全農に振られているような気がするのですが違いますか。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前10時22分）

再 開 (午前10時23分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

産業振興課長補佐、畠山君。

○産業振興課課長補佐兼農業振興係長(畠山信也君) ご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおりのところもございますけれども、我々としてまず全農が農業用施設だから開発行為が不要だったというところをうのみにしてしまったということがございまして、我々としては全農の落ち度が強いのかと。あとは最終的に町の最終確認を怠ったところも大きいと思っております。

以上です。

○議長(高橋 実君) 9番、渡辺三男君。

○9番(渡辺三男君) 全農の話をするのみにしてしまったということがやっぱりパーセンテージでいうと一番大きくなるという説明ですが、私の理解はやっぱり最初造成工事の設計をやった時点で全農が要らないと言ったから要らないのだと、それがこれだけの設計やる会社には私はちょっと理解できない部分があるということなのです。パーセンテージ私から言わせれば、株式会社ふたばが一番大きいのかなと、私はそういう理解します。違いますか。

○議長(高橋 実君) 総務課長。

○総務課長(林 紀夫君) どこにどれだけの責任があるのかということを考えることは必要、大事なことだとは思いますが、この造成設計に関わった方、それから基本設計全農でやられていますから、基本設計に関わった方、それから発注者、それぞれがそれぞれの責任があるということだと思えます。造成工事をやりながらも、測量設計をしている会社からは必要ではないですかという問いかけもあったように聞いていますし、それを農地に農業施設を建てるということについては基本的に全農が言うように、ごめんなさい、私も実は必要がないだろうと思っておりました。ただ、念のために必要なではないですかという問いかけはしてございまして、それを皆さんこれまでのことを考えると、全農で携わった他県においては必要ありませんでしたという回答をそのままのみにしたというのが正直な流れでございます。繰り返しになりますが、反省点としてはそれぞれが、ごめんなさい、基本設計をやった会社も、造成設計をやった会社も、それを統括して発注し、管理していた町もそれぞれがそれぞれにおいて許可権者である福島県に確認を怠ったというのが今回の一番大きな原因なので、どこに責任があるかといえば最終的には町に責任があるのだろうとは思えます。ただ、若干流れ的には致し方ないというか、そうやってしまっただけは大変申し訳ないですが、ちょっとそれぞれがそれぞれ不幸なところもあったとご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長(高橋 実君) ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） それでは、議案第79号 動産の取得についての内容をご説明申し上げます。

別紙資料25ページ、議案第79号別紙資料1を御覧ください。こちらは、物品購入契約書です。契約番号第21-0502-17020号。今回取得しようとする動産は、水槽付消防ポンプ自動車1台です。契約金額は、消費税を含め4,930万2,000円。納入期限は令和4年3月18日。契約の相手方は、住所、福島県いわき市内郷綴町金谷15番地4、氏名、東部産業株式会社自動車部、代表取締役、菊地一隆であります。

26ページは、入札状況調書になります。

続きまして、資料27ページ、議案第79号別紙資料2を御覧ください。今回取得する水槽付消防ポンプ自動車の購入目的と車両種別、主要装備品等をお示ししております。本町消防団には、水槽付消防ポンプ自動車2台が配備されております。これらは昭和58年、昭和59年の登録であり、導入からそれぞれ38年、37年が経過しており、ポンプ性能の減衰や修繕の際に正規部品の調達不可といった現状となっております。水槽付消防ポンプ自動車は、火災現場の近くに消火栓や防火水槽等の水源のないところにおいて積載した水槽からの直接放水が可能な車両であります。また、後方からの給水支援を受けた中継操作も容易にできるものとして、火災現場の第一線で放水体制を確保するために必要不可欠な消防車両であります。次に、車両の諸元ですが、ディーゼルエンジン、オートマチックミッション、2輪駆動、定員6名、総重量8トン未満となっております。主要装備品として積載するポンプの性能を日本消防検定協会が認定するA-2級とし、水槽貯水量1,500リットルのPPタンク、赤色散光式

LED蛍光灯、LEDサーチライトや反射ステッカー等の安全装備を備えております。車両の特徴として、細かな資機材まで整然とした収納が可能で、収納性と操作性を両立した半ボックス型とし、また軽量かつ強靱で薬品や熱にも強くさびないPP貯水タンクを採用するものです。資料27ページ右下に今回採用する車両のイメージ写真を掲載しております。今回導入する車両の半ボックス型につきましては、水槽の外周部分をシャッターで囲む造りとする事で必要資機材一式を収納できるスペースを確保したものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ポンプ車の導入ということで非常にいいことだとは思いますが、この内容の中で駆動方式でオートマチックミッションと2輪駆動なのですが、4駆にはならなかったのですか。私もダンプになんか乗る機会はあるのですが、まずオートマチックの4トンダンプとかいろいろあるのです。オートマチックというのは、どうもギアミッションとは違って走りがスムーズにいかないというような感じなのです、ある程度年数たってくると。こういうものは、かなりの年数多分使うのではないかなと思うのです。そうした場合に4年、5年たつとかなりその辺の走り方がすごく悪くなるような考えを私は持っているのです。あと、どうしてもこれ消防ポンプ車ですので、ぬかるみに入るときなんかもあるかと思うのです。全部が全部舗装道路走るわけではないですから。そのときこれだけ重い重量のものと、もうスリップしてしまったらもう決まりですよ。有事の際に途中でスリップして現場まで届かないなんてことあってはならないことですので、やっぱりこれは少々高くても4輪駆動にすべきかなと私は思うのですが、その辺は検討したかどうかお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ご質問の車両の機能装備ということでございますが、車両の規格、総重量等、あとはオートマチック車、2輪駆動だということでございますが、これにつきましては現在の主流であります駆動方式、あとは当町の気候条件等からオートマチック、2輪駆動としたということで検討した結果でございます。また、その総重量の8トン未満ということで区分は中型自動車の区分となりますが、2007年の免許制度を改編以前に普通自動車免許を取得した者であれば運転可能な重量でありまして、多くの団員が運転可能なものとして設定したものでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） オートマチック車に関しては、オートマチック車は運転しやすいから、新しいうちは結構スムーズでいいのですが、先を考えた場合には違うほうがいいのではないかなという私の考えです。あとは、2輪駆動は、これはやっぱり避けたほうがいいと思います。これだけの装備つけるわけですから。普通の搬送車だったら2輪駆動でいいと思いますが、当町の気候に合わせた

って、では当町では雪は降らない、ぬかるみの道路がないという考え方ですか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） まず、オートマチックということで、こちらについては通常のマニュアル車よりはやはり劣化のスピードといいますか、そういったものは確かに早いかと思imasので、その辺りについてはしっかり点検等で今後対応してまいりたいと考えております。

それから、2つ目の2輪駆動ということでございますが、こちらについても4輪駆動にするかというものの議論は確かにそちらのほうがという意見も出されたところではございますが、やはりほかの町村等の比較等で我が町の場合2輪駆動でも十分そういった火災現場等に向かうには足りるのではないかなという判断をいたしまして2輪駆動と決定したものでございます。ご理解をお願いします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） よそを比較対象にして、よそも2輪だからいいや、そんなことを考える必要はないと思うのです。これ人の生命、財産を守る設備ですから、人の生命、財産を守る設備だったら、最大限にやっぱり生かすべきです。私はそう思うのですけれども、これ消防団の人たちと協議重ねた結果、2輪で十分だという話になったのですか。そうだとすれば、私は理解できないのです。人の生命、財産守るのにこのくらいの装備でいだろうという話は私はないと思います。その辺がどうしても理解できないのですけれども、これ4輪にはできないのですか、今からは。できるのであれば4輪してほしいと。どうですか。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午前10時38分）

再 開 （午前10時40分）

○議長（高橋 実君） 再開します。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 今回2輪駆動と決定した背景には、やはり消防団の幹部とも十分に協議を重ねた上で決定したものでございます。なお、4輪駆動という話もございましたが、こちら4輪駆動実施いたしますと総重量8トン未満というところで、8トンを超えてしまうような仕様になってしまいまして、8トンを超えるとやはり消防団の操作できる方に限りが出てしまうということもあって、現在消防団員の85%程度が操作可能な中型自動車の区分である8トン未満ということで決定したところでございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号 動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和2年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。決算の認定については、一般会計、特別会計を続けて朗読を求め、会計管理者より併せて概要の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

それでは、認定第1号から第9号まで続けて総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 次に、会計管理者より一般会計、特別会計併せて決算の概要についての説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（植杉昭弘君） それでは、令和2年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

令和2年度一般会計、特別会計歳入歳出決算概要説明書を御覧いただきたいと思っております。初めに、令和2年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきましては、出納閉鎖期日である令和3年5月31日をもって出納を閉鎖し、歳入歳出予算について調整し決算をいたしました。

地方自治法第233条第1項の規定により、関係書類を添えて令和3年7月1日付けで富岡町長に提出しております。

それでは、令和2年度富岡町一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明をいたします。1枚おめくりいただいて、1、2ページをお開きください。まず初めに、歳入についてご説明いたします。予算現額243億9,038万4,000円に対し、調定額は244億3,399万6,507円、収入済額は222億5,168万8,055円であり、予算現額に対する収入割合が91.23%、調定額に対する収入割合は91.07%でした。次に、調定に対して収入未済となった総額は21億7,005万3,013円であり、内容は記載のとおりとなっております。このうち国庫支出金18億7,319万5,700円と県支出金2億3,993万100円は、令和3年6月に開催した第3回富岡町議会定例会において報告をいたしました令和2年度から令和3年度への繰越明許費及

び継続費の財源であり、今後事業完了に合わせ交付されるものでございます。ご参考にさきにご説明した調定額に対する収入割合をこの国、県支出金を踏まえて算出いたしますと99.72%となります。次に、不納欠損は町税におきまして1,225万5,439円であります。基金からの繰入金の総額については73億5,399万8,522円であり、内訳は記載のとおりとなっております。

次に、歳出についてご説明いたします。2ページを御覧いただきたいと思っております。予算現額243億9,038万4,000円に対し、歳出総額、これは、支出済みの金額になりますが、191億8,818万8,557円であり、予算現額に対する執行率は78.67%でした。なお、この執行率につきましては、先ほど歳入の収入未済においてご説明させていただきました繰越財源同様、令和3年度へ繰越した繰越明許費事業及び継続費事業が含まれておらず、これらの事業費の合計額46億1,362万6,500円を踏まえて歳出の執行率を算出いたしますと97.59%となります。次に、不用額の総額は5億8,856万8,943円であり、50万円以上の不用額が生じた件数は104件で、款ごとの内訳件数は記載のとおりとなっております。予算流用につきましては55件、3,312万3,000円、予備費充当は9件、2,257万9,000円でありました。

次に、実質収支の状況について申し上げます。歳入総額222億5,168万8,055円、歳出総額191億8,818万8,557円、歳入歳出差引額30億6,349万9,498円、次年度へ繰越すべき財源25億135万5,000円、実質収支額5億6,214万8,998円、基金繰入額3億円となっております。令和2年度財産に関する状況につきましては、令和2年度富岡町歳入歳出決算書160ページから167ページへ記載のとおりとなっております。

次に、特別会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。なお、特別会計における説明につきましては、3、実質収支の状況についての実質収支額のみとさせていただき、その他につきましては、記載内容をご確認くださいようお願いいたします。

それでは3、4ページをお開きください。令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額は1億8,868万1,803円でありました。

5、6ページをお開きください。令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額はゼロ円でありました。

7、8ページをお開きください。令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額は1,496万5,021円でありました。

9、10ページをお開きください。令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額は964万3,747円でありました。

11、12ページをお開きください。令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額は5,685万5,911円でありました。

13、14ページをお開きください。令和2年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額は9,923万1,645円でありました。

15、16ページをお開きください。令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、実質収

支額は131万9,000円でした。

17ページを御覧ください。令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額は99万2,136円でした。

以上で令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 次に、代表監査委員より決算審査意見書の朗読を求めます。

なお、特別会計も併せてお願いたします。

代表監査委員、坂本和久君。

○代表監査委員（坂本和久君） それでは、令和2年度一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書をお開きください。1ページをお開き願います。

令和2年度決算について、決算審査意見書。1、審査の概要。(1)、審査の対象。①、令和2年度富岡町一般会計歳入歳出決算書。②、令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。③、令和2年度富岡町整備蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。④、令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。⑤、令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。⑥、令和2年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。⑦、令和2年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書。⑧、令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。⑨、令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書。⑩、令和2年度における基金の運用状況について。

(2)、審査の期間。令和3年8月4日水曜日、5日木曜日、6日金曜日までの3日間。

2、審査の基本方針。令和2年度の決算審査に当たっては、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況について。①、決算の計数は正確であるか。②予算の執行は、関係法令及び議決の趣旨に沿って適正に行われたか。③、収入支出事務は、会計法規に基づいて処理されているか。④、決算書は、目的に沿っているか。⑤、補助金は、目的に沿っているか。⑥、財産の管理は適正か。⑦、予算に定める目的に従って、事務事業が効果的・経済的・合法的に執行されているか。⑧、基金の設置目的に沿って、適正かつ効果的に運用されているか。また、計数的に正確であるか。

以上を基本方針として、歳入歳出決算書及び基金の運用状況調書並びに各課等から提出された関係書類や資料を照査し、また関係職員の説明を聴取するなど、さらには例月出納検査の結果も参考にし審査した。

3、審査の結果。初めに、総体的な審査結果について、令和3年8月3日までに町長から送付された令和2年度の各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令等に準拠して調製され、決算の計数は会計管理者所管の証票書類と一致し、正確であり、予算の執行については、一部努力を要する部分があると見受けられたが、おおむね適正に行われ、所期の成果を収めたものと認める。また、令和

3年7月20日に町長から送付された令和2年度における基金の運用状況については、設置の目的に沿って適正かつ効果的に運用され、計数的にも誤りはなく、その運用は適正であると認めた。

4、決算の総括、4ページの5、審査内容、10ページの6、補助金の審査について、11ページの7、基金の運用及び管理状況については、各項目にコメントを記載しております。11ページ、むすびを朗読いたします。今回の決算審査は、昨年度の決算審査や例月出納検査等において指摘、指導した事項を改善しているか。また、条例や規則などの例規に遵守し、厳格さを持って事務執行に努めているかに着眼し、審査を行った。

本町においては、帰還困難区域を除く避難指示が解除されてから4年5か月が経過し、徐々ににぎわいも戻りつつあると感じられる。そのような中で、帰還困難区域の復興に向けた特定復興再生拠点区域の避難指示解除が令和5年の春を目標に復旧・復興の取組が進められており、今後も多くの施策が求められる。また、定住人口や交流人口の増加を促進する施策、さらには特定復興再生拠点以外の区域の再生や国際教育研究拠点の本町への立地に向けた施策が主要な政策になるものと推測され、量的にも質的にも既存の枠組みにとらわれない斬新かつ果敢な行財政運営が引き続き求められるところである。

令和2年度決算においては、一般会計の決算規模は歳入222億5,168万8,055円、歳出191億8,818万8,557円、特別会計が歳入55億2,017万8,176円、歳出51億409万513円で、一般会計と特別会計を合計した決算総額では歳入277億7,186万6,231円、歳出242億9,227万9,070円となっており、総体的にはおおむね適切に事務処理が行われたものと判断する。

また、財政状況においては、実質公債費比率が昨年度より0.9ポイント減となる2.3%となっており、町債においても一般会計及び特別会計を合わせた現在高の総額は24億2,207万4,000円で、前年度より4億6,211万3,000円減少するなど、着実に財政の健全化が図られていると評価する。

歳入においては、一般会計の歳入決算総額における収入未償額が21億7,005万3,013円となっており、その内訳は町税3,910万8,028円、使用料及び手数料1,382万900円、国庫支出金18億7,319万5,700円、県支出金2億3,993万100円、財産運用収入390万1,785円、諸収入9万6,500円となっている。

これらのうち、繰越事業に係る未収入特定財源を除く収入未済については、町税及び町営住宅使用料が大半であり、受益者負担の公平性の観点に加え、今後納税意識の低下による滞納者の増加も懸念されることから、各担当部署で保持する滞納者の状況等の情報共有や行政組織内の連携強化を図るとともに、適正な法的対応を含め滞納を解消する創意工夫と地道な努力を引き続き要望する。

また、一般会計において26億5,804万759円の歳入欠陥が生じており、内容を聴取した結果、本件についてはやむを得ない事務処理であったと判断したが、歳入欠陥は歳出予算の執行を阻害するおそれもあることから、安易に歳入欠陥を生じさせることのないよう、引き続き適正な予算要求と執行管理に努めていただきたい。

歳出においては、一般会計の予算未執行額の割合が2.4%で、不用額の総額は5億8,856万8,943円

となっており、前年度より割合及び不用額は減ってきている。不用額を出す要因としては、年度末までの支出の可能性があるため予算を確保しておくべきものや事業の改善、工夫による節減によるもののほかは過大な積算によるもの、契約差金が生じたもの、他官庁との協議による遅れ等で事業未了となるものなどが考えられる。以前の決算審査において指摘した支出見込みがないにもかかわらず減額補正せず、安易に不用額を生じさせている事案については改善も見受けられたが、これらは効率的な予算の再配分を阻害し、貴重な予算をみすみす不用額として処理する結果となってしまうので、引き続き最後まで丁寧に予算管理を行っていただきたい。

震災以降予算規模が増大する中で、ともすると予算計上、予算執行に緩みが生じる傾向も否定できず、予算編成に当たっては明確な事業計画に基づく精密な予算見積りによる予算計上、情勢の変化に伴う構成や追加などを適宜行い、安易かつ過大な予算要求は厳に慎むものとともに、予算主義の原則を厳守し、適切な予算要求を心がけていただきたい。そして、その執行に当たっては、前例にとらわれないより柔軟な創意工夫により、地方自治法の趣旨である最少の経費で最大の効果を上げるよう努めていただきたい。さらには、担当職員の財務に関する知識不足や経験不足に起因すると推測されるミスが散見されたことから、引き続き職員研修やOJTの実施等、職員の実務能力向上のための対策を強化されるよう要望する。

また、限られた財源を有効活用し、健全で将来にわたる持続可能な行財政運営を目指すためには、財政シミュレーションを示す必要があると思われる。試算するには非常に苦慮するものと考えられるが、前向きに検討していただきたい。

以上、適切かつ柔軟な事務処理の継続と本審査における指摘、要望事項の改善を望み、令和2年度の決算審査の意見とする。

以上です。

○議長（高橋 実君） それでは、この際お諮りいたします。

決算審査の参考に資するため、この後休議をし、現地調査を実施したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

現地調査の詳細については、事務局長より報告をさせます。

暫時休議します。

休 議 （午前11時11分）

再 開 （午前11時12分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

それでは、先に地域交流館、次にアーカイブ・ミュージアムの現地調査を行いますので、各自速や

かに現地に集合していただきますようお願い申し上げます。

それでは、1時まで暫時休議します。

休 議 (午前 1 1 時 1 2 分)

再 開 (午後 1 時 0 0 分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

それでは、これより認定第1号 令和2年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての審議に入ります。

この際、審議の順序についてお諮りいたします。慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。12ページをお開きいただきたいと思います。12、13ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番(遠藤一善君) 町税の2番というか、不納欠損のところなのですけれども、大分不納欠損が大きい額、滞納の不納欠損が出ていると思うのですけれども、少し内容等、どのぐらいの件数があつたのかちょっとお聞かせください。

○議長(高橋 実君) 税務課長。

○税務課長(志賀智秀君) それでは、お答えいたします。

不納欠損でございますが、まず法人町民税が本税で15件、あと手数料関係で5件、合計で金額が129万339円、それと固定資産税が本税3件で、金額が1,089万6,700円と手数料5,500円の合計1,090万2,200円、それと軽自動車税が本税が1件で2,200円、あと手数料が8件でそれぞれ3万100円と3万7,400円、合計で6万9,700円となっております。これらにつきましては、納税義務者が所在不明ですとか、差押えする財産がないといったような理由で徴収不能と判断したものについて、時効により不納欠損処理を実行したものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長(高橋 実君) 6番、遠藤一善君。

○6番(遠藤一善君) 説明である程度分かったのですが、固定資産税の一番大きい1,000万強のところのですけれども、今課長の説明で3件というのがあつたのですけれども、これは何か大きいところがあつて、もうどうしようもないということなのでしょうけれども、ある程度年数をかけて頑張ってきたということなのでしょう。

○議長(高橋 実君) 税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） ご指摘のとおり固定資産税で3件あるのですが、そのうち1件が大きくて金額が1,038万8,800円。そこが一番大きくて、合計で1,089万6,700円となっております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 私も町税なのですけれども、不納欠損だけでなく収入未済についてもどのように税務課として分析されて、今後どのように対応されるのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） お答えいたします。

収入未済でございますが、やはり今般のコロナですとか景気の悪化といったものが影響しているかと思えます。税務課といたしましては、やはり滞納額を減らすために適宜催告書を送付したり、あと県税のお力を借りまして、県税に直接徴収という仕組みがありまして、県税を滞納している方については町税も一緒に徴収してくれるという、そういった仕組みを利用したり、あとは悪質滞納者については昨年度より差押えを実施しております。そのようないろいろな手段を用いまして、収入未済の解消に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。コロナ禍で大変なことは重々承知しておりますので、ぜひ引き続き対応をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 税務課長。

○税務課長（志賀智秀君） ご指摘ありがとうございます。そのように努めてまいりたいと思いますので、これからもご指導よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（高橋 実君） 22、23ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 24、25ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 26、27ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 28、29ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 30、31ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 32、33ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 34、35ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 36、37ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 38、39ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 40、41ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 42、43ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 44、45ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 46、47ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 48、49ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 歳出に入ります。50、51ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 52、53ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 58、59ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 59ページの23、償還金、利子及び割引料というところで、不用額2,000万円なのですけれども、恐らく3月補正でこちらを計上されたかと思うのですけれども、このまま不用額として落とされたということで、どういった経緯があるのかお教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） この2,000万円につきましては、平成24年度に交付決定を受けました震災復興特別交付税のうち、小中学校の仮設校舎土地建物賃借料、それから仮設教室トイレの設置費用等々で約1,800万円について、これは実は東電賠償として受けて重複していたということで、後にこれが判明したものですから、令和2年度において重複分を国庫に返還するというで予算を計上しておりました。その後福島県と様々協議をした結果、令和2年度に返還するというのではなくて、令和3年度の震災復興特別交付税で交付される見込みの額から重複分を相殺するというような処理をするということになりまして、これが3月補正後の結論でございましたので、不用額として残ってしまっているといった状況です。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 62、63ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 企画費の63ページ、004企業誘致なのですが、大分産業団地の企業誘致が進んでいるというような話はあるのですが、協定までいっているところはまだそんなに報道というか、町からの発表はないのですけれども、それ以外についても募集する区画は残っていないということなのですけれども、その辺の実績はどういう形になっているのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 企業誘致につきましては、産業団地に8社から立地協定を締結させていただいて、さらにそのほかの企業についても立地協定に向けて準備を進めているところでございます。しかしながら、例えば昨日の経済関係だと建たないで終わっているなんていう話もありまして、新型コロナの影響を受けている企業も数は多くございます。立地協定締結に至るまで、その動向をちよっ

と注視する部分がありますので、しっかりと慎重に見ながら進めているというような現状であります。商談は100%、全区画やっているものの、その過程においてしっかりと審査をしながら慎重に進めているというものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 審査を十分していただくのは大変重要なことなのだと理解しております。ただ、募集ができない状態で少ない空きならまた再募集というのもあるかと思うのですけれども、他町村もどんどん産業団地ができていの中で、当然審査が終わらなければ空きが出るとか、空きが出ないとかということが分からないと思うのですけれども、その辺も慎重かつ速やかに進めていかないと、空きが出たときにまた募集をかけたとかって大変なことになろうかと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 議員おっしゃるとおり、この浜通り地帯で産業団地が急激に伸びてきて、140ヘクタールもの産業団地があり、各自治体はその企業誘致に取り組んでいるところでございます。おっしゃるとおり慎重になり過ぎては企業誘致は進まないとも思っておりますし、そこの見込みが甘いと今後の展開に難しい部分があります。このさじかげんというのは非常に難しいところではありますが、町としては地域に根づいていただく、そして町のためになればという企業を一生懸命選択しているところでございますので、その件については全員協議会等でも話をさせていただくなど、しっかりと企業の将来を見据えた展開、そちらも議員と一緒にしながら研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そのさじかげんというのが非常に難しいところでもあります。今はよくても後ほどということもありますし、また今後の将来性もありますので、そこのバランスというのは十分に慎重に考えながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 64、65ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 72、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 74、75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 76、77ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 77ページの一番下の国勢調査なのですけれども、1回速報で何かぱっと出た後何も出てきていないのですけれども、実際にこの国勢調査の状態というのは今どんな状態なのでしょう。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 速報値につきましては、各自治体の人口、それから世帯数が出たものでありまして、その後のいろいろ調べた点につきましては11月頃かと思います。現在国でそれをまとめているという情報をいただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 78、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 90、91ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 92、93ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 96、97ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 98、99ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 100、101ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 102、103ページ。
4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 103ページ、一番下の備考欄の環境モニタリング委託料、この事業内容についてご説明いただけますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 環境モニタリング委託料の中身でございますが、142か所行っている町内の放射線の定点測定、それから土壌調査ということで、昨年度につきましては拠点内の宅地、農地、それから公共施設、こちらの30か所の土壌調査、それから町が行っております歩行モニタリング、放射線測定機を背負って放射線の測定をする歩行モニタリング、この3種類の中身でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。事業内容について私お尋ねしたのは、実は令和2年度はこれ1,000万円近く、令和元年度の決算書を見ると700万円、30年度がまた1,000万円と増減しているのですが、特定復興拠点とか、そういうところのスポット的に測定箇所が増えたのであれば納得はできるのですが、その増減の説明きちっとできますか。

○議長（高橋 実君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 中身につきましては、その時々、その年度年度において若干異なってきたりして、そのときに必要なものというところでモニタリングを重ねておるところでございます、その差というのがそのやり方の違いとかによるものでありまして、その辺りでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 何かちょっと僕理解しづらいのですが、過去3年度まで遡及して、事業内容がすごく変わっているような、恐らく300万円規模で減になって増えているのです。ですから、その測定箇所数が増えたであるとか、測定技術の何か変更があったであるとか、その辺のご説明をお願いしますということなのですが。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 (午後 1時16分)

再 開 (午後 1時19分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

生活環境課長。

○生活環境課長(黒澤真也君) 大変失礼いたしました。令和元年度と令和2年度の違いということで、歩道等モニタリングを行う際の回数、そこら辺にちょっと今回拠点の部分を強化しようということで、その部分の歩く距離といたしますか、そういったところを増やしたということで金額が増えたということでございます。

○議長(高橋 実君) 104、105ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 106、107ページ。

7番、安藤正純君。

○7番(安藤正純君) 農業振興費の不用額2,554万6,019円なのですけれども、これの主立ったものは負担金補助及び交付金となっているのですけれども、こういった事業が中止とか何かあったのであれば説明してください。

○議長(高橋 実君) 産業振興課長。

○産業振興課長(坂本隆広君) お答えいたします。

不用額の主な内容としましては、農業者の支援事業ということで、現在町内の農家の方いろいろと作業していただいて、県補助金を使って交付をさせていただいております。その中で、3月いっぱい作業をやるというような意見もありまして、その辺で3月までの予算をまず計上していたところがあります。また、町独自でやっております新規就農者の補助金等につきましても取りあえず3月分までの予算を確保したところもありまして、そちらについて募集等がなかったということで、こちらの不用額となっております。

以上です。

○議長(高橋 実君) ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 108、109ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 110、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 112、113ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（高橋 実君） 114、115ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 116、117ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 118、119ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 120、121ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 122、123ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 124、125ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 126、127ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 128、129ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 130、131ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 132、133ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 134、135ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 136、137ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 138、139ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 140、141ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 142、143ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 144、145ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 146、147ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 148、149ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 150、151ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 保健体育費の負担金補助及び交付金の不用額1,900万円、こちらについて金額等大きいので、内容をお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤邦春君） ご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、さくらスポーツに出している補助金でございまして、それで今回令和2年度に新型コロナウイルス感染症等によりまして各種イベントが中止になった、あるいは大きな大会ですとロードレース大会とか、そういったものの中止により減額になったというところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 152、153ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 154、155ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 156、157ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 158、159ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 160、161ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 162、163ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 164、165ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 166、167ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町と事業者の土地の賃借契約、こういった場合において万が一事業者が倒産に至ったような場合、町の債権を保全することを契約時に担保すべきだと思うのです。というのは、やはり赤木の工業団地において例えば万象ホールディングスのような地代が取れないとか、事業を継承してくれる会社が出てきたので固定資産税は回収できたけれども、地代は未収というか、取れない部分があるので、今いろんなところ、富岡駅前の土地だったり、これから産業団地だったり、ある程度事業者との契約を結ぶときに万が一地代を回収できないということが考えられるので、その辺町ではどのように考えますか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 全般的なお話になります。個別はそれぞれいろいろあると思いますが、今ほどご指摘いただいたところ大変大事なことでございまして、これまでにおいてはそこまでの対応について町では行ってないというのが実情でございまして、どのような回収補償の対応ができるかについて少し研究させていただきながら検討したいと思います。今のところは、その対応は全く行われていないというところになっております。

それから、これから企画課長からもお話があるかもしれませんが、申し訳ございません、一番大きなものが出やすいということになれば、大きな面積を貸し付けるという産業団地、工業団地になろうかと思っておりますので、そのところの対応は早急に検討いただくということで、全庁を挙げて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 総務課長の答弁のとおりでございまして、それを未然に防ぐということも企画課で執り行ってございます。まさに産業団地進出における企業におかれましては、個別訪問という形で年2回ほど一人一人職員が当たってお話をいただき、不安の解消につなげる、それから安定経営になっているかということも確認してございます。また、今般の反省を生かしまして、賃借料は今までは年一括でお支払いしていただくような形で取っておりますが、これを例えば四半期納期ということもできないかということを検討を進め、企業とも相談をしております。また、そのほかにもその点にたけている福島相双復興推進機構、いわゆる官民と言われているところでございますが、解消する策は何かないかということも相談させていただきながら、しっかりそういうことがないような形の取組を進めているところでございます。加えて、先ほどの決算でも答弁させていただきましたが、やはり慎重になる部分はそこだと思っております。慎重かつ大胆にこれからも企業誘致を努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 賃料の回収もそうなのですが、例えば倒産した場合に建物を残された

まま事業継承するところが出てこない、町が強制的に、例えば契約のときに解体、更地できるよと言ってもそれただでできないから、そういった債権の保全というか、それは日本全国いろんなところに工業団地もありますし、そういったときにどういう対応を取っているか、こういったところもやはり顧問弁護士だったり、いろんな……確かに進出してきてもらいたい、喉から手が出るくらい。けれども、事業内容とか業績とか、そういったものを十分審査した上で進出をお願いしますと、それは企画でやっていると思うのです。ただ、今回のコロナのように、日経平均株価これだけ上がったよと、何十年ぶりに最高値だ、景気はいいのだと、でも実態は違います。そういったときに、あれっ、あの会社何で最近まで景気よかったのに倒産したのということもなきにしもあらずなものですから、そういう解体で建物を残されたような場合に今現在どのように対処するお考えなのか、その辺もちょっと聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まさに経済は生き物だと思っております。今般ちょっとそういうことになりかねない事象ができたということも事実でありまして、非常に手が出ないというのが現状でございます。それらも含めて、町で取り壊し、更地にしてまた新しい企業ということになると赤字になってしまうのは目に見えておりますので、その点まだ研究不足な部分があります。これからはしっかりとその点のことがないように慎重に審査しながら、企業誘致に努めてまいりながら、さらに債権という部分も加えてまた研究を深めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかに。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 今回決算に伴いまして、参考資料、財政分析された参考資料を頂きました。こちらを見させていただくと、令和元年度と令和2年度合わせて40億円程度財政調整基金が崩されました。このまま取崩し続きますと、将来の世代に基金を残せないというような状況が出てくる可能性がございます。この財調の中には、前もって交付された震災復興特別交付税、こちら含まれているということは承知しておりますが、復興事業が少なくなればこのまま何十億も取り崩すということはないかなと思いますが、今後財政調整基金にあまり頼らないような財政運営を目指していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご指摘いただいた点については、全くそのとおりだと我々も考えております。財政調整基金に頼らない財政運営というのは、非常に大事な観点だと思っております。しかしながら、一定程度の取崩し、それから調整というところは今後においても必要なところでございますので、単年度に大きな取崩しがないように、出るほうの事業の調整をしっかりとやっていくというところがまずは大事なのだらうと思っております。令和2年度においての25億円につきましては、ご質問の途中で復興特交が入れてあったものがまた事業が終了したのでそこに充てたというご指摘いただい

たそのとおりのことをございますが、繰り返しになって恐縮ですが、議員がご質問いただいでご指摘いただいたところはそのとおり大変重要なところだと思っております。そのように財政運営をしていくというのが基本だろうと思えます。繰り返しで本当に恐縮なのですが、しかしながらというところもありますので、取崩し額を可能な限り小さくしていく、そのためには事業を調整していく、単年度で大きな事業が重なっていかないような調整をしていくというところが大事なのだろうと財政担当課では考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。なるべく財政調整基金に頼らないという中で、復興も進めなければいけないということで致し方ないと思うところもございます。循環型のまちづくりを進めていく中で、私からも職員の皆さんが疲弊していることは重々承知しているところですが、職員のスキルアップ、こちらにも力を入れていただいて、なるべくほかに委託で出すような、そういった事業をなるべく少なくして、資金もなるべく抑えるような形も取っていただきたいと思っております。やはり職員の技術力、知識、そういったものが形成されていかないとこのままずっと同じように、委託を外に出さなければいけない、そういった流れは断ち切れないのかなと思っておりますので、そういった部分についても今後大事になってくるかと思っておりますので、大変な中だとは思いますが、ぜひそういった職員のスキルアップにも力を注いでいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 職員のスキルアップというところの関係は非常に大事だと思っております。本格的には3年前からにはなりますが、内部の独自研修を定期的に行っている。これは、財務、契約、それから税務もそうですが、法制執務等々についても行っているところでございます。これしっかりと継続しながら、研修機会、それから研修内容も充実させながら、取り組んでいくといったところが基本的な考え方になります。大変申し訳ない話にはなりますが、我々財政事務を確認する際に従前であればこれがよかったのとおっしゃる職員もおります。ただ、従前そうせざるを得ないことがあったから、それが正しいのかどうかというところは、その都度都度お話ししておりますが、職員の皆様には従前そうだったからそれがいいのだということではなくて、本来こうあるべきだということをしかりご理解いただくように、研修その他についてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 最後に財産の調書がついてたのですけれども、解体が進んである程度の広さの土地が、言葉は悪いのですけれども、野ざらし状態になっているところもあるのですけれども、土

地を短期で貸したりとか、いろいろあろうかと思うのですけれども、少し建物を建てるということではなくて、土地そのものを有効に賃貸料を取って利用するというのも考えていかないと、なかなか町の利用が決まっていけない中でただ荒れさせておくのは、非常に場所もいいところが多いので、もったいないと言うと語弊があるのですけれども、やはりちょっと有効活用の筋道を考えたほうがいいと思うのですけれども、去年のところそのまま財産としてこれだけの土地があるので、その辺はどうお考えですか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 土地に関していえば、財産2つ種類あると思っています。普通財産と行政財産。行政財産で更地になっているところについては、現在更地であるけれども、同様の使い方をすることでまだ行政財産の状態になっていると思います。普通財産につきましては、議員おっしゃるように有効的な活用が必要だということは、我々も同様に認識をしているところでございます。しかしながら、例えば拙速に事業者の方に貸してしまうということになると、その期間町が実は別に使いたいとなってもなかなか難しいところもありますので、その兼ね合いと、場所と使用目的次第によっては賃貸しないわけではないですが、その内容次第によってそれぞれの活用を考えていくということになろうかと思えます。基本的には町有地を町の施策の中で、しっかりと使っていくという考えが基本だろうと思えますので、今後移住、定住の促進に向けた各施策というところが展開される、そこで町有地の活用ということが非常に有効なものになると思えますので、総合的にしっかりと考えてまいります。なかなか活用の道が見えないところは大変申し訳ないところでございますが、少し長い目で見ていただくと大変ありがたいと思えます。ご指摘ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第1号 令和2年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

審議の方法については、一般会計に準じて進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。174ページ、175ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 176、177ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 178、179ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 180、181ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。182、183ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 184、185ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 186、187ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 188、189ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 190、191ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 194、195ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 196、197ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第2号 令和2年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第3号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、歳入の部から入ります。204ページ、205ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。206、207ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 208、209ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 210、211ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第3号 令和2年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件については、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。218ページから229ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を承ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第4号 令和2年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。236ページから247ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第5号 令和2年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。254ページから259ページまで
ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第6号 令和2年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時まで休議します。

休 議 （午後 1時46分）

再 開 （午後 1時58分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

次に、認定第7号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議
題といたします。

それでは、歳入の部から始めます。266ページをお開きください。266、267ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 268、269ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 270、271ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 272、273ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。274、275ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（高橋 実君） 276、277ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 278、279ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 280、281ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 282、283ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 284、285ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 286、287ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 288、289ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 290、291ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 292、293ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。
総括質疑を承ります。ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第7号 令和2年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件
を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（高橋 実君） 全員起立であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第8号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件
を議題といたします。

この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。300ページから309ページまで
ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第8号 令和2年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての
件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第9号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件
を議題といたします。

この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。316ページから321ページまで
ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第9号 令和2年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（高橋 実君） 本日はこの程度にとどめ、明日16日午前9時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時02分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議長 高橋 実

議員 高野 匠 美

議員 遠藤 一 善

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和3年第4回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

令和3年9月16日(木) 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第80号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

議案第81号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第82号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第83号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第84号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第85号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第86号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第87号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員(10名)

1番 堀本典明君

2番 佐藤教宏君

3番 佐藤啓憲君

4番 渡辺正道君

5番 高野匠美君

6番 遠藤一善君

7番 安藤正純君

8番 宇佐神幸一君

9番 渡辺三男君

10番 高橋実君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	山本育男君
副町長	高野剛君
教育長	岩崎秀一君
会計管理者	植杉昭弘君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	志賀智秀君
住民課長	猪狩力君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	坂本隆広君
参事兼 都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君
生涯学習課長	佐藤邦春君
郡山支所長	斉藤一宏君
参事兼 いわき支所長	三瓶直人君
総務課課長補佐 兼秘書係長	松本真樹君
代表監査委員	坂本和久君

○事務局職員出席者

議会事務局局長	小林元一
議会事務局主任 兼庶務係長	杉本亜季
議会事務局庶務 係主任査	黒木裕希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(高橋 実君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(高橋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(高橋 実君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 安藤 正純 君

8番 宇佐神 幸一 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(高橋 実君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第80号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐兼秘書係長朗読]

○議長(高橋 実君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長(林 紀夫君) おはようございます。議案第80号 令和3年度富岡町一般会計補正予算(第2号)の内容についてご説明をいたします。

今回の予算補正は、今年度これまでの各種事業の進捗状況を踏まえ、今後の事業展開を精査、調整するなどしたことに加え、移住、定住促進の取組に必要な費用や新型コロナウイルス感染症に対応する経費を追加するなどしたことによるものでございます。これらにより、既定の予算に歳入歳出それぞれ6,764万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ145億1,136万9,000円としたものでございます。

初めに、歳入における予算補正の内容について申し上げます。3ページをお開き願います。第14款国庫支出金1億3,737万6,000円の増額は、第1項国庫負担金において17万9,000円の減、第2項国庫補助金において、移住、定住促進体制基盤構築等事業及びとみおかくらし促進事業や学校給食施設外構等整備事業の申請額の確定などにより、福島再生加速化交付金6,405万9,000円の増、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付見込みにより5,521万9,000円の増などの計上により1億1,827万8,000円の増、第3項国庫委託金において申請額の確定などにより福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金が減となる一方で、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託が増となるなどして1,927万7,000円の増となったことによるものでございます。

第15款県支出金2,214万2,000円の減額は、第2項県補助金において福島県老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助が増となる一方で、福島県事業再開帰還促進事業交付金や避難地域復興拠点推進交付金が減となるなどして2,128万4,000円の減、また第3項県委託金において85万8,000円の減となったことによるものであります。

第16款財産収入、第1項財産運用収入233万4,000円の増額は、富岡産業団地への企業進出決定に伴う土地賃貸借契約締結による土地貸付収入の増によるものでございます。

第18款繰入金2億6,224万7,000円の減額は、第1項特別会計繰入金において、公共下水道事業特別会計繰入金2億8,721万4,000円の増など、各特別会計における歳入歳出の調整により3億3,327万2,000円の増、第2項基金繰入金において歳入歳出の調整による財政調整基金繰入金5億5,904万6,000円の減などにより5億9,551万9,000円の減となったことによるものであります。

第19款繰越金、第1項繰越金2億1,214万8,000円の増額は、令和2年度決算による実質収支額5億6,214万8,998円のうち財政調整基金へ積み立てる3億円を除き、令和3年度予算において活用することによるものでございます。

第20款諸収入、第4項雑入17万5,000円の増額は、団体生命共済配当金などの収入実績によるものでございます。

これらにより、歳入合計6,764万4,000円の増額補正となったものでございます。

次に、歳出における予算補正の内容について申し上げます。4ページ、5ページを御覧いただきたいと思っております。第1款議会費、第1項議会費120万7,000円の減額は、人事異動に伴うなどの事務局職員給与費等の減によるものでございます。

第2款総務費2,187万4,000円の減額は、第1項総務管理費において移住・定住推進事業費やシステム管理運営費が増となる一方で、人事異動に伴う職員給与費等の調整や会計年度任用職員の任用実績による給与費等の調整による減などにより2,866万8,000円の減、第2項徴税費、第3項戸籍住民基本台帳費において人事異動に伴うなどの職員給与費等の調整によりそれぞれ34万9,000円の減、377万6,000円の増、第4項選挙費において衆議院議員総選挙の経費として353万2,000円の増、第5項統計調査費において16万5,000円の減となったことによるものでございます。

第3款民生費1,839万8,000円の増額は、第1項社会福祉費において介護保険及びサービス事業特別会計繰出金の増などにより2,091万4,000円の増、第2項児童福祉費において3万円の減、第3項災害救助費において人事異動に伴うなどの職員給与費等の調整により248万6,000円の減となったことによるものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費6,005万2,000円の増額は、人事異動に伴うなどの職員給与費等の調整によるものでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費2,820万6,000円の増額は、農業水利施設等保全事業費や被災地域農業復興総合支援事業費の増によるものでございます。

第7款商工費、第1項商工費3,884万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、桜まつり事業や商工催事事業を大幅に縮小したことによるもので、加えて人事異動に伴うなどの職員給与費等の調整によるものでございます。

第8款土木費388万9,000円の減額は、第2項道路橋梁費において特定復興再生拠点区域の道路舗装補修工事を計画するなどにより、道路維持管理事業費などの増により4,962万1,000円の増、第4項都市計画費において曲田土地区画整理事業特別会計繰出金5,771万1,000円の減、第5項住宅費において移住、定住促進のための住宅借上料などの計上により420万1,000円の増となったことによるものでございます。

第9款消防費、第1項消防費312万8,000円の減額は、非常備消防一般事務諸経費の減などによるものでございます。

第10款教育費3,014万7,000円の増額は、第1項教育総務費、第4項幼稚園費及び第5項社会教育費において、人事異動に伴うなどの職員給与費等の調整などによりそれぞれ1,092万2,000円の増、321万9,000円の増、1,984万7,000円の増、第6款保健体育費において体育施設管理費などが減となるなどして384万1,000円の減となったことによるものでございます。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費21万4,000円の減額は、人事異動に伴うなどの職員給与費等の調整によるものでございます。

これらにより、歳出合計6,764万4,000円の増額補正となったものでございます。

次に、繰越明許費の設定について申し上げます。6ページ、第2表、繰越明許費を御覧ください。第8款土木費、第3項河川費、事業名、河川整備事業費において5,000万円、同款第4項都市計画費、事業名、公園整備事業において2,000万円のそれぞれについて繰越明許費の設定をするものでございます。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。7ページ、第3表、債務負担行為を御覧ください。学校給食調理業務委託について、令和4年度から令和6年度までの3年間を期間といたしまして、限度額6,600万円と設定するものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。12ページをお開きいただきたいと思います。12、13ページ。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 13ページ、14款国庫支出金の2節総務管理費補助金、こちらの5,521万9,000円、地方創生臨時交付金なのですが、こちらに対する事業内容、何の事業にこの交付金が充てられるのかお教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 今年度におきましては、例えば9月補正において庁舎へサーマルカメラを設置する、それから商業施設へ必要な機器を設置する等々の事業に充当しておりまして、このほかについても細かい事業が重なって交付金で対応していただいているといったところでございます。今回大きなものとしては、サーマルカメラの購入、設置等々ということになります。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 歳出に入ります。20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 22、23ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 23ページの企画費の移住、定住なのですが、大枠は先日の全員協議会で説明を受けているのですけれども、この移住、定住の推進は非常にこれから重要なことになってくると思うのですけれども、取りあえずということで何かお試し住宅はつくるということなののですけれども、お試し住宅はあくまでもお試し住宅だと思ふのですけれども、これからその先に定住化に向けてどう

いう政策を取っていかなければいけないのかとか、どういう対策をしなければいけないのかとか、そういうことを含めてこの委託の中に含まれているのか、それともそれはまた別で企画でやっていくのか、その辺のちょっと方針をお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいまのご質問の中で全体ビジョンも含めた予算が計上されているかという確認でございますが、今回の件につきましてはお試し住宅をはじめ、移住専用窓口の構築ということで初期段階の部分での予算計上でございます。現在考えておりますのは、お試し住宅を経て、今度空き家と言われている部分に、お貸ししたい方々のご希望も多々受けておりますので、そちらに広げていこうという考え方があります。また、さきの全員協議会でも説明させていただきましたが、民間住宅の一括借上げによってそちらを提供していくということも考えておりまして、徐々に裾野を広げていくという考え方を現在持っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 民間住宅の借上げに関しましてもある程度話はあったのですけれども、民間住宅というか、あれは一戸建ての民間住宅ではなかったような話が出ていたと思うのですけれども、委託料の部分のところなのですけれども、そのこのところに、先ほど、もう一回繰り返しになって申し訳ないのですけれども、今後の富岡町の置かれている状況におけるどういう定住政策をしていくのかということは含まれていないということではよろしいのでしょうか。いないということは、企画課が進めていくということではいいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今般のこの事業委託料の中には、現在ビジョンの関係は含まれてございません。これからしっかりと実績というものを見ながら構築していく部分でございます。また、そのほかにも住宅という部分以外にサテライトオフィスの調査という部分、この事業の委託料の中に含まれておりますので、働く場という形の部分も調査をしていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） そうすると、この委託は相談窓口とは別にどこかのコンサルとか、そういうところがきちっと入って、状況を把握して提言をしてきてくれるということではよろしいでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 言葉足らずで申し訳ございません。こちらの4,352万2,000円の内訳を説明させていただきたいと思っております。

まず、移住専用窓口対応、それからお試し住宅の運營業務として約820万円ほど考えてございます。それから、情報発信として移住専門誌の紙媒体、それからウェブ媒体もできるという話も伺っておりますのでその掲載、それからPR動画の作成、SNSへ投稿関係の編集関係で約1,000万円近くかけ

ようと考えてございます。それから、お試し住宅の整備として内装関係のこともございますので、そちらに1,500万円程度、それからサテライトオフィスに500万円という形になっておりまして、スタートの時点での業務委託という形で現在考えてございます。今後の進展については、これらのお試し住宅の実績を踏みながらしっかりと裾野を広げていくという部分がありますし、さきの町政報告の中に、町長答弁でもありましたけれども、これから避難指示解除を目指していこうという部分、夜の森地区にも広げていくという考えの中で、全体的な流れ、町内での周遊、それから移住、定住という流れを組んでいきたいと、これを検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 23ページ、庁舎施設管理費の備品購入費ですが、先ほど話にありましたサーマルカメラかと思うのですが、どちらに設置されるか、改めてお教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） サーマルカメラにつきましては、役場庁舎入り口2か所に31インチモニターつきサーマルカメラをそれぞれ1台ずつ、計2台になります。それから、役場庁舎職員通用口、それから郡山市支所に21インチモニターつきサーマルカメラをそれぞれ1台、計2台、加えて訪問事業において携帯できるようなハンディー型のサーモカメラを1台、これは郡山市支所の訪問事業で活用いただくということで考えておりますが、その費用でございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 32、33ページ。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 33ページ、先ほど総務課長から人事異動による給与費の増額という説明があったのですが、この一般職給与2,990万円、ちょっと金額が大きいような気がするのですが、内容を

もう一度説明いただけますか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） ご説明申し上げます。

本年4月の人事異動において、いわき支所、それから郡山支所に配属をしておりました各保健師、職員を令和3年度からは健康づくり課の所属として、配置はいわき支所、それから郡山支所というような形にしました。それに伴って該当8名分の給与が保健衛生費に計上されたということで、大きな額になっているということでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 今のところと同じところなのですが、令和3年度当初からであるならば9月補正でなくて6月補正だったのではないかと思うのですが、その辺りのことをお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） これは通常という形の話になって大変恐縮でございますが、当然当初予算には反映できないものですから、次年度の補正ということになります。次年度の補正においても、毎年度でございますが、新年度始まってから会計年度職員の任用であるとかというところが続くものですから、その体制が落ち着いた段階で整理して補正をするといった形が9月補正になる、そのようなことでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 38、39ページ。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 39ページの一番上の道路維持管理事業なのですが、先ほど説明の中で拠点内の補修ということだったので、工事の規模と工事の期間を教えてください。お願いします。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

今回の補正の主な内容としましては、先ほど総務課長の説明でありましたように、特定復興再生拠

点内の道路維持管理費における予算の増額補正であります。立入りの緩和と準備宿泊に向けた道路保全に係る現地精査に伴い、今回精査分の工事費が福島避難解除等区域生活環境整備事業として、国との協議が調ったことにより増額補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） そうすると、工事の中身的なものについては決まっていないということでございますか。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

予算上、工事費についてはどのような工事があるかということで工事費は明記していないということもございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。内容的には道路の補修工事ということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 44、41ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 42、43ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 44、45ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 46、47ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 49ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 50、51ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 52、53ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 54、55ページ。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 54、55ページなのですけれども、給食の業務委託で新たに町内で給食の活動ができるほど人数が増えてきたというのは大変ありがたいことで、本当にうれしいことなのですけれども、調理業務も震災以前のような形の調理業務というのは体系というのは難しいということは承知

しておりますし、多分そうではないのだろうと思っているのですけれども、少しでも以前に近づけるということではなくて、町内の農産物とかいろいろなものがやっぱり少しずつできております。人数の制限とかいろいろあるので、なかなか全てというわけにはいかないと思うのですけれども、極力委託をするときに町内で採れているものとか、地産地消を目指した形で、町内だけではなくていいのですけれども、地産地消を目指した形で給食の献立等をつくっていただけるように考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ただいまのご質問でございます。地産地消、それから町内の農産物ということでございまして、すぐに思い浮かぶのが現在のところだと米とタマネギを意識しております。そちら2品目につきましては、産業振興課とも話をし、学校とも当然話をして取り入れてまいりる方向で話が進んでおるところでございます。ほかにもそういったものがあれば、どんどん取り入れていきたいと考えておるところでございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 今課長からは、町内の思い浮かぶものということで出たのですけれども、町内にこだわらず、私の言い方が悪かったのですけれども、地産地消の地を、地産をどのエリアぐらいまでにするのかということで、少なくとも郡内でいろいろと、どんどん、どんどんいろんなことが進んでいますので、できればなるべく郡内も含めての地産地消で進めていただければと思いますので、そういうご検討もお願いできますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） こちらも大変失礼しました。町内という言葉にこだわってしまいましたが、郡内はじめ県等、地産地消を意識した給食づくりをしてまいりたいと思います。また、調理業務の委託仕様書につきましてもその部分の記載はして募集をかけたいと考えております。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長、何かあれば。

産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 給食センターの調理業務につきましては、教育委員会からこれまでそのような地元での食材を使えないかということでご相談はいただいております。富岡以外もということですが、地元の農家と調整したり、できるだけ子供たちに地元でできたものを食べていただけるように、協力して実施をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 総括で質問させていただきます。

今回というか、これから富岡町についての、先ほども出ましたが、移住、定住政策の中においては、まず人が来ていただかなければ移住政策も進まないという形になると交流人口の増大という形も考えていく。そうすると、富岡町を見ますと昨日もアーカイブ、また地域交流館を視察させていただきましたが、ただそこまで行く間の表示板また案内板というのがとても少ないように思われます。それに対して、これはいろんな公安委員会の許可とか例えば必要だと思うのですが、そういうものを設ける必要はもうそろそろ出てきているのではないかということと、関連でやっぱり富岡町を知っていただくためには、今までいろんな町も出してはいましたけれども、今観光協会が出していらっしゃるのですが、こういう案内のしおり、これがもっと広い意味で多くのところに置いていただいて、対外的に来た方に富岡町を知っていただくという形の方法というのも必要だと思うのですが、この2点教えてください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。富岡町復興事業の進捗とともに新たな施設がオープンし、とみおかアーカイブ・ミュージアムだったり、ふたば医療センター附属病院など、積極的に案内をしたい施設が増えたことから、案内標識を修正し、道路利用者に円滑な案内を行いたいと考えています。今現在令和4年度に向けてはそちらの精査をしております。まず国道に関しましては令和5年度の改修を目標で来年度要望するというので、震災伝承施設であるための国のものであれば、国道については標識を設置していただけるということだったもので、今調整しているところでございます。そのほか議員おっしゃるように、今現在町の標識としましてもグリーンフィールドとか合宿センター、こちらにもついています。こちらの看板等についても全体的な見直しを令和3年度やっているところでございまして、令和4年度の予算で計上し、全体的にご案内できるような看板にしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 観光パンフレット等につきまして、町内に幅広く設置をしてはということと捉えました。現在観光協会がパンフレットは作成いただいておりますが、会員の事業所、または飲食店等には当然、配布をさせていただいております。現在の配布状況を確認しまして、もう少し置けるようなところを検討させていただいて、できるだけ多く設置できるように進めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。すみません。私の所管だった課長お二人がお話しいただきまして申し訳ございません。広い意味で関係するかと思って質問させていただきました。それで、一応今の発言の中にもそうなのですが、今大分町内でもいろいろ町を代表するものがおの

個人としても作られてきている。そういう面も考えると、また農業にしても、商業にしても、そういうのももちろんそういう案内、また案内パンフレットに極力入れていただくように、観光協会も作るかもしれませんが、町も指導していただくのも必要かと思います。一例としては農業関係、また産業関係も含めて、今この地域ではブドウ園もやっているし、町長もやっていらっしゃるバラ園もそうですし、そういう個人的なやつも紹介していただくような案内、しおりというのも必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） パンフレットの作成につきましては、随時新しいものを入れて更新をさせていただいているところですが、その時期、時期に合わせてしっかりと調査をして、今の町内の一番新しいものを情報発信できるように、今後作成については実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 総括ということで、過日新聞報道がされている榎葉町における公金横領の事件の件に関連してといたしますか、見て思うことなのですが、当町における外郭団体に対しての会計であるとか監査の関与の状況というのはどのようになっているのかご説明いただけますか。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

様々な団体に運営補助であったり、事業補助であったりというところを現在行っているところでございます。それらの補助、それから交付金等々につきましては、まずは所管の担当課において、最終の確認だけではなくて、事業年度の途中においても定期的に確認をする、監査をするといったことを行っているところでございます。若干監査の回数が足りないというところも担当課においては見られるところもございますが、最終だけではなくて、年度の中途においてもしっかり確認するということが繰り返し申し上げ、指導し、それからそれも実行いただいているといったところになります。詳しいそれぞれの内容についてはそれぞれの担当課となりますので、私からはこれのみとさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） 外郭団体に関しては多くの組織があると思いますので、今回突然私も質問したので、それは一般質問でじっくりやるぐらいのレベルなのかなと思いますが、あってはならないような事件ですので、今まで以上に担当課、所管課で厳正に、事お金のことなので、対処していただけるようよろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 補助金、交付金の監査については今以上に徹底し、それから詳しく確認するように再度指導したいと思います。それから、公金の扱いについてでございます。公金の扱いについても毎年度定期的に職員には通知をして、適正な管理をするようにと、それぞれの担当課においていろんな団体の事務局になって通帳を預かっているというところもありますので、そのこのところについてはしっかりと管理するように、それから通帳と通帳に使っている印鑑については1人が持つのではなくて、それぞれ分けて持つようにというような指導もしているところでございます。これについては、しっかり再度通知をしながら指導してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今回の定例議会でも一般質問で出ましたけれども、新型コロナウイルス、それについての質問をさせていただきます。

今第5波ということで、ピークは過ぎて、だんだん下火にはなってきていますけれども、まだかなりの人数が出ています。蔓延防止等重点措置というものも適用されている状態で、今後もやはり正月、冬場にかけて第6波が心配される場所なのですけれども、どうも富岡町というところは保健所が南相馬にあたり、空白地帯になっているのかなと思うのです。やはりこの地域においては、1Fの廃炉作業だったり、あとは環境省発注の除染解体だったり、心配される種が結構あるものですから、できれば富岡の開業医、診療所とか中央医院とか、そういったところにPCR検査をお願いしたり、コロナ関係のお手当てとか、そういったものをお願いするのではなくて、できるだけ基幹病院である医療センター、県にお願いしてふたば医療センターがこの地区の中核となって、コロナに関しては全てそちらが検査から治療から診てくれるよと県にお願いしてもらいたい。万が一陽性者が発生した場合に、くれぐれも自宅待機、これはやめてもらいたい。というのは、東京のような爆発的な陽性者があるわけではないので、やはりホテルを1棟借り上げて、これ初期段階、去年の段階でいわきでありましたけれども、そういったところに隔離すると、そういう政策を取ってもらいながら家庭感染を抑えていく、そういうことを県に本気になってやってもらいたい。その辺をお願いしたいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。まず、1点目のふたば医療センターを郡内の中核にということでございます。こちらにつきましては、昨年来高橋前副町長を含め、保健所、それから県の病院局などにも申入れを行っているところであります。ふたば医療センター附属病院につきましては、皆さんご承知のとおり2次救急がメインということでありますが、この点につきましては地域の中核になるべき医療機関であるということをご指摘のとおりでありますので、引き続きこの点につきましては県に対して申入れを行って続けていきたいと思っております。

それから2点目の、自宅待機ができるだけないようにということで、ホテルなどの療養施設につき

ましては、先日の一般質問の際にもお話をいたしました。郡内においては今のところホテルの療養施設というのがないような状態です。これにつきましては、相双保健所におきましても若干の問題意識として持っている部分がございます。ここについては相談いただいている部分もありますので、引き続き保健所と協議をしながら、できるだけ地域でそういった施設が充実していけるよう、こちらにつきましても県と協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ただいまご指摘の件でございますが、県としっかりと調整申入れをしていくべきと受け取りました。まず、1点目、除染の方、あと1Fの方、こちらに住所を移さずにいらっしゃる方大変多いという状況でありますので、こういった方たちの対応について引き続き県と調整を図ってまいりたい。こういった住民票を持ってこない方たちにもしっかりとワクチンを打っていただくと、職域接種について進めていただくというところを調整してまいりたいと思っております。

もう一点、医療センターの件、こちらについても県病院局にしっかりと地域での活動を行っていただきたい。あと、ホテル、宿泊療養施設の件でありますけれども、こちらについても地域的なところ、地域的に空白というご指摘ございましたけれども、いわきだけでなく浜通りでの整備について、こちらについては周りの市町村の話も聞きながら相談をしてまいりたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） あともう一点なのですけれども、同じ新型コロナ関係なのですけれども、広域連携という観点から富岡の町民が、基本は移住先で接種を受けるのが基本なのですけれども、薬の配分の関係で富岡でもやってくれるよと、そういうことができるようになりましたけれども、これからやはり64歳以下とか、12歳以上とか、また今何か治験の段階だけれども、小学生とかというのもやっているところも外国ではあるみたいなのですけれども、広域連携の観点から、例えば双葉郡の人間が移住先から戻ってきて、楡葉でも広野でも富岡でも、かじ取りは県になるかなと思うのだけれども、どこに戻ってきても薬を確保してあればワクチン接種できるよと、そういうような働きかけもしてもらえればありがたいと思っておりますけれども、その辺広域でやってもらえるでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） お答えいたします。

まず、ワクチン接種ということですが、現在接種が進んでおります1回目、2回目のワクチン接種、こちらにつきましては既にある程度の接種率になっておりまして、この点について郡内の町村において調整するというのはちょっと時期的にはなかなか難しいところがあるかなと思っております。一方、現在報道等でもされております第3回目のブースター接種というものについて、こちらについてはまだ詳しい接種の方法などについては出ておりませんが、こちらについてはワクチンの供給の状況については今までと一緒でありますので、例えば1瓶のワクチンについて6回接種ということであれば、これを無駄にしないようなという考え方もありますので、こちらについては連携の余地はあるかなと

思っております。加えて、議員からもありましたとおり、12歳、まだお子さんの接種について、郡内についてはお子さんの数がまだ戻っていらっしやらないところもありますので、これについて瓶ごとで打つとまたこれも無駄が出るというところで、こちらについても町村ごとで協力をしながらやるということは可能だと思っております。こういったことにつきまして、周辺の町村と連携をしながら、できるところについては協力をしていきたいと思っております。既に郡内の会議などにおいては、ワクチンの接種のことについては話題に出ることがありますので、そういった際にそれぞれの市町村の担当者と相談をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 課長、現在の進捗状況の説明かなと思うのですけれども、プラスして、例えば第2回目までが一巡して、今度ブースターと言われる3回目スタートするあたりから、あとはいろんな治験もまだその間出てくると思うのですけれども、そういった中で第6波に備えて、いわきに避難している、郡山に避難している、県外に避難している、そういった富岡町民でも広野の体育館に行けばできるよとか、そういう数か月先を見通した、そういった話合いも今から進めてもらえれば、さってばさの話ではなくても準備しておいてはどうかなと、そういうふうな質問だったのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） 失礼いたしました。議員のおっしゃられたようなこと、提案としては非常にありがたいと思っております。これにつきまして、相手方の町村の考え方もありますので、私でできますというふうなお答えはできないところではありますが、非常に有効なやり方だと思いますので、そういった点も含めましてご相談をさせていただいて、準備を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 教育長、12歳以下の話も出たのだけれども、何か話出ていますか。出ていたのであれば。出ていないのならばいいです。

教育長。

○教育長（岩崎秀一君） 子供の接種につきましては、満12歳以上の子供については接種をすること、今富岡校の子供たち、それから三春校の子供たちも接種を進めているところであります。ただ、12歳以下につきましてはまだ国から通達もありませんので、今この場ではちょっとお答えできない感じになります。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 桜について1つ聞かせてください。

37ページに桜保全事業ということで、660万円ですか、これ減額になっていますが、この事業もち

よっと聞きたいのですが、富岡といったら桜とかツツジ、震災前は、もう誰もが分かっておりましたね。それが夜ノ森駅のツツジがもう全部なくなって、桜だけになったわけですが、震災から10年、11年目ですか、かなり桜の木も荒れて、産業振興課は随分苦労していると思うのですが、夜の森の桜については今何とかしていかないと本当に今度ツツジと同じく、桜も全滅してしまいますよ。今一本でも余計に植樹していかないと、今ある桜の木はほとんどもう老木で、いつ倒れてもおかしくない、いつ花が咲かなくなってもおかしくないような状況の中、担当課は苦労して、ちょっとでもきれいに咲かせようとして努力して、ここ最近も枝打ちとか消毒盛んにやっているようですが、もう本来の桜ではないですね。もう桜が伸びないで切られる一方で縮んでくるということで。そういう中で、今年度も桜の植樹は考えているとは思いますが、前年度もかなりの本数は植えたのですが、富岡町内全域にわたってという植え方しているのかな、体育館の前に植えたりと、河川敷に植えたりと。それも必要だとは思いますが、まずは夜の森地区だと思えます。夜の森地区の桜を傷んでいるものを早急にカバーしていかないと、桜の木一気に太くはなりませんから、やっぱりある程度の太さ、10年とか20年たって初めてきれいにもう見事に咲くような花になると思いますので、そういうことから考えると、リフレも工事終わりました、リフレの道路側にずっと植えることによってかなりの本数が植わるのかなと。あとは一般質問でも私やらせてもらっていますけれども、あとは中学校の敷地、道路側、それは当然役場の担当課で考えているということでした。それを年次計画で30本、20本、30本ずつ植えていくとちょっと間に合わないのかなと思うのです、駄目になっていく桜を考えると。あとはおろ抜きで中に植えていくとか、それを早急に私はやっていただきたいと思うのですが、今年度大体夜の森地区に何本ほど植える計画があるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

あと1点なのですが、産業団地の6号線の反対に公園造りましたね。多分あれ将来的には野球場か、片方は、あと片方は今公園とかトイレあるのですが、あそこの公園管理者はどこになっているのかお聞きしたいのですが、そこの公園のトイレに鍵が締まっていると俺2、3人から言われたのです。公園のトイレに鍵締めておいたら造る必要ないだろうと。私も確認はしていないのですが、そういう3人かな、3人に言われたのです。例えば県の管理だとすれば、きちっとやっぱりトイレを開けていてもらわないと困るし、町が管理委託しているのであればその辺の状況を分かっていたら教えてください。

2つです。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 私から夜の森地区の桜について答弁をさせていただきます。

まず、委員からお話がありましたが、夜の森地区の桜の状況については議員と同じような認識を持っております。これまで庁内においていろいろと検討をしてきまして、今後今年桜の検討委員会というものを立ち上げて、いろいろと意見を聞いていきます。検討委員会については、それぞれ町内全域についての検討であります、産業振興課としてはまず夜の森地区の桜をどうにかということ考

えておりますので、本年度も予算を確保しておりますので、できましたら桜並木の植え替え等をまずやっていきたいというところもあります。あと、今後公園内の整備が計画されていますので、そちらは公園のレイアウトできましたらまたそこにも植えていきたいというところ。あと、先ほどお話がありましたリフレとか、中学校敷地についてもそれぞれ管理者と協議をして、そこについてもやっていきたいと考えております。本当に並木が駄目になってしまうような認識は持っていますので、そこをできるだけ維持して、違うところにも植えていくというところは考えておりますので、そこはしっかりとやらせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 先ほどご質問のありました産業団地の東側の公園については、都市整備課で管理しているところでございます。今議員からありましたように、トイレの鍵がかかっていたというところ、大変申し訳ございません、情報が私たちのところまで入っておりませんでしたので、今後十分にその辺を確認しながら、当然皆さんに使っていただく公園ですので、鍵がかかっているということはないように、目的、例えば修理のために一時鍵をかけるというのはございますが、オープンしていますので、そちらの鍵がかかっているということ自体がちょっと問題だとは思っていますので、確認しながら適正に皆さんに使っていただけるように管理していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） その他桜で関係する課はありませんか。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） 桜でもう一点、今産業振興課長からもありましたように、夜の森公園につきましては現在計画を考えているところございまして、夜の森公園の中に、周りというか、東側には松林の松風園がありまして、西側はグラウンドという形になっていたかと思うのですが、その間に遊歩道を造りながら、両脇に桜を植えて、将来的に桜のトンネルになるような形でできないか、当面は議員おっしゃるように小さい桜ですが、将来に向けて十分に根張りができる範囲を広げまして、そちらに桜のトンネルを作っていきたい。また、ちょっと余談になりますが、南側から東側のところには、道路には紅葉を配置し、春、そして、秋、どちらの季節も彩りができるような公園をコンセプトとして今考えて、これから設計に入っていきたいと思っております。桜についてはそんな形で、新たな桜のトンネル、ちょっと短いですが、公園内で今計画していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。桜の検討委員会を立ち上げて、今から全域検討していくということですが、それも大切なことだと思います。町の政策としてやっぱり移住、定住、人に来てもらう町、住んでもらう町を考えるのであれば、富岡町の目玉は今まで何だったのかという

ことを考えると、やっぱり誰もが分かるのは桜、ツツジでしたよね。そのツツジがなくなった以上は、やっぱり桜に全精力をかけなくてはならないと思うのです。今あるものをまずはなくさない。それがある程度目鼻ついたら、新たなものを増やしていくという形が私は一番いいのかなと思います。夜の森公園では新たなものを考えて動き出すような計画、産業振興課長、都市整備課長からもそういう言葉ありましたので、私はすばらしいものをつくってもらいたいなど。そういうものに引かれて、移住、定住にも拍車がかかればいいなと思っています。また、富岡町全域考えた場合にも体育館とか、いろいろな部分あります。西原の桜とか。ただ、そういう部分に関しては西原の桜とか夜の森も一部ありますが、民有地に植わっている桜を早く何とか考えていかないと、今だったらできるということがいっぱいあると思うのです。一番手っ取り早いのは、土地を買い上げるのが一番手っ取り早いのですが、なかなか予算を考えるとそこまではいけないのかなと思います。それに代わるもの、歩道上に植えられるのであればそういうものも考えて、思い切って持ち主が必要がないとなればそういうものをも撤去していく方法しかないと思いますので、その辺をもう先手先手で考えていかないと、今だったらできるって、これ悪い表現ですが、もう今みんな避難して帰ってこない人が多い中で、転売されてしまうとなかなかその辺も思うようにいなくなってしまうので、今だったらできることは今手つけてほしいという思いです。

あと、公園に関してはやっぱり都市整備課長言うように、公園の機能としてトイレを造ったわけですから、その辺は十分町が管理しているものだとなれば、やっぱりきちっとその辺も管理していただきたい。私いつも思うのですが、人がまだいないから産業団地でも埋まってくれば、昼休みに昼食取りながら公園に来たとか、散歩する人とかといろんな人増えてくるのだと思うのですが、今は全く人けいですよね。人けないし、どういう目的の公園だかちょっと分からない部分あるのです。片方は多分スポーツやるように将来的なことを考えて残してあるのだと思うのですが、西側ですね、東側は半分が芝生と、あと半分が、何という工法なのか、あれ、コンクリートのたたきみたいに全面やってありますよね。普通だとああいうところでスケボーやったりまったりということなのだと思うのですが、どういう目的でああしたか私分らないのですが、その目的、例えばスケボーをやるような目的でそういうものもやってもいいような考えでやったのだとなれば、そういうものを案内掲示板で立ててくれないと、普通は公園内でそういうものを作ってはまずいですから。その辺の目的もちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。公園については、議員も何回か行かれて見られているようですので、あそこの公園、確かに6号線側はグラウンドという形で皆さんに…産業団地、これから人が張りつくことになればそこでにぎわいというか、交流が図れるのだらうなと思っております。もう一つの道路挟んで北側になりますかね、そちらの公園については健康遊具をかなり入れておりますので、一般の方ぜひ使っていただいて、背伸びとか、そういういろんな遊具が

ありますので、そういう形でコンセプト的には造った公園でございます。ただ、先ほどありましたように真ん中のところ、確かにコンクリートみたいな形になっております。そういうところでスケボーというのは想定はしていないところでございますので、安全に使えるような形でそういう注意書き、各遊具というか、そういう健康器具についてはこんな形で使いますよというのが張ってありましたが、そういう真ん中の広い部分、そういうところの安全を促すようなサインも考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本隆広君） 桜の件につきましては、私どもも夜の森地区を重点的にまずはやっていくというような考えを持っておりますので、そちらにつきましては検討委員会の意見とは別に、予算を持って整備をしていくという考えを持っていますので、いろいろと調整をさせていただいて、早急に、桜が駄目になるものもありますが、新たなものが育つような環境をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。桜に関しては、皆さん同じ思いだと思いますので、ぜひ一本でも余計に現在ある桜をカバーできるように年々計画して、できるだけ早いスピードで新しい桜に替えていっていただきたいと思っております。また、全域にしてもやっぱり桜の数は減らさないように、常にその辺を考えて増やしていただければありがたいと思っております。

あと、公園に関してはさっきも言ったように、人がどうしても少ないということで、人影がないということで寂しい思いしていますが、いずれはにぎわいが出てくるような公園になるのだらうと思っております。また、公園から防災林とかができれば、堤防のところには防災林ができれば、公園から防災林を縫って遊歩道などを造って、体育館とかグリーンフィールド、昔の、あの辺まで上がっていけるような遊歩道など造れば若い人には人気が出るのかなと思っておりますので、かなり先の将来になってしまうと思っておりますが、やっぱりそのくらい大きいことを考えて、そういうことを町民、国民に発していかないとなかなか移住、定住につながらないのかなと思っておりますので、課全体でそういうことを考えて、全てのものをリンクさせてくれればすばらしい町づくりができるのかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号 令和3年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

換気のために10時10分まで休議します。

休 議 （午前10時04分）

再 開 （午前10時11分）

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、議案第81号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） おはようございます。それでは、議案第81号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の予算補正は、前年度繰越金の確定及び前年度繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などにより、歳入歳出それぞれ1億8,966万3,000円を増額し、歳入歳出の総額を25億2,574万8,000円とするものであります。

59ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第4款県支出金、第1項県補助金39万3,000円の増額は、生活習慣病予防、重症化予防等に資する受診率向上等に係る保険給付費等交付金、保険者努力支援分の増額によるものでございます。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金59万円の増額は、職員給与費等繰入金の増及び高齢受給者証の様式変更による追加発注に伴う一般管理諸経費の増によるものでございます。

第7款繰入金、第1項繰越金は、令和2年度決算による繰越額の確定に伴い、前年度繰越金1億8,868万円を増額するものであり、歳入合計1億8,966万3,000円を増額補正となるものであります。

60ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費59万円の増額は、第1項総務管理費において職員給与費の増及び高齢受給者証の様式変更による追加発注に伴う一般管理事務諸経費の増によるものでございます。

第3款保健事業費39万3,000円を増額は、第2項保健事業費において生活習慣病予防、糖尿病重症

化予防など健康増進、疾病予防のための費用として保健衛生普及費及び疾病予防費を増額するものでございます。

第6款諸支出金874万1,000円の増額は、第1項償還金及び還付加算金において前年度事業確定に伴い特別交付金等に返還が生じたことにより208万6,000円、第2項繰出金において前年度繰入金精算に係るルール分の返還金として一般会計繰出金665万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

第7款第1項予備費において1億7,993万9,000円を増額し、歳出合計1億8,966万3,000円の増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の額を25億2,574万8,000円とするものでございます。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件については項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

64ページから73ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号 令和3年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第82号 令和3年度富岡町公共下水道事業特

別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,643万5,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,112万1,000円とするものであります。

77ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。まず、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金として災害復旧事業に関し、補助率が暫定の66.6%から90.3%にかさ上げとなったため、過年度事業の精査に伴う差額分2億7,206万円が追加交付となったことにより増額補正し、第5款繰越金、第1項繰越金として令和2年度事業費の確定により歳計余剰金1,437万5,000円を増額することにより、歳入総額として2億8,643万5,000円を増額を行うものであります。

次に、79ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。まず、第1款事業費、第1項下水道事業費として人事異動に伴う給与費の精査により77万9,000円を減額し、第4款諸支出金、第2項繰出金において、歳入歳出予算の調整により2億8,721万4,000円を増額し、歳出総額として2億8,643万5,000円を増額を行うものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

82ページから89ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号 令和3年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第83号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入歳出予算について財源更正を行うものであります。

93ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。まず、第4款繰入金、第1項繰入金、一般会計繰入金を財源の調整により890万6,000円減額し、第5款繰越金、第1項繰越金、令和2年度事業の確定により歳計余剰金890万6,000円を増額することで、現歳入予算額2億5,323万円に変更はなく、財源の更正のみを補正するものであります。

次に、94ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。歳出については、第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費、集落排水維持管理費において補正後の財源内訳として特定財源である一般会計繰入金890万6,000円を減額し、一般財源である当特別会計の令和2年度繰越金890万6,000円を増額することで、現歳出予算額2億5,323万円に変更はなく、財源の更正のみの補正を行うものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

98ページから101ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号 令和3年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○参事兼都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第84号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,118万4,000円とするものであります。

105ページを御覧ください。初めに、歳入についてご説明いたします。まず、第2款繰入金、第1項繰入金、一般会計繰入金として歳入歳出予算の調整により5,771万1,000円を減額し、第3款繰越金、第1項繰越金として令和2年度事業の確定による歳計余剰金5,685万5,000円を増額、また第6款県支出金、第1項県負担金、公共施設管理者負担金である河川公管金の確定により65万2,000円を増額し、歳入総額として23万2,000円の減額を行うものであります。

次に、106ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。今回の補正は、第1款事業費、第1項事業費、土地区画整理事業費で人事異動に伴う給与費23万2,000円を減額することにより、歳出総額として23万2,000円の減額を行うものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

110ページから117ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号 令和3年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第85号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、主に令和2年度の決算に伴い、本年度への繰越金の額が確定したことにより、当初の歳入歳出予算にそれぞれ1億1,919万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億6,891万円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。121ページを御覧ください。第7款繰入金、第1項他会計繰入金では、介護給付費保険者負担分並びに職員給与費等における一般会計からの繰入金として合わせて1,996万円を増額するものです。

第8款繰越金、第1項繰越金では、令和2年度の決算により繰越金の額が確定したため9,923万円を増額するものです。

以上のことから、歳入においては補正総額を1億1,919万円の増額とし、歳入予算総額を17億6,891万円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。122ページを御覧ください。第1款総務費における140万8,000円の増額は、第1項総務管理費において介護システムの改修のための委託料で13万5,000円、職員並びに会計年度任用職員の給与費合わせて127万3,000円をそれぞれ増額したことによるものです。

第4款基金積立金では、第1項基金積立金において介護給付費準備基金積立金として622万1,000円を増額するものです。

第5款諸支支出金における1億1,156万1,000円の増額は、第1項償還金及び還付加算金において前年度の精算により国庫支出金等の返還金として7,446万6,000円を増額、第2項繰出金においても前年度

決算に伴う精算金を一般会計へ返還するため、一般会計繰出金として3,709万5,000円を増額したことによるものです。

以上により、歳出において補正総額を1億1,919万円の増額とし、歳出予算総額を17億6,891万円とするものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

126ページから137ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号 令和3年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第86号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の予算補正は、前年度繰越金の確定及び前年度繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額により、歳入歳出それぞれ131万8,000円を増額し、歳入歳出の総額を5,656万3,000円とするものでござい

ます。

141ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。第4款繰越金、第1項繰越金において令和2年度決算による繰越額の確定に伴い前年度繰越金131万8,000円を増額するものであり、歳入合計131万8,000円の増額補正となるものであります。

142ページを御覧ください。続きまして、歳出についてご説明いたします。第3款諸支出金、第2項繰出金131万6,000円の増額は、前年度繰入金の精算により一般会計に返還するためのものでございます。

第4款第1項予備費において2,000円を増額し、歳出合計131万8,000円の増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を5,656万3,000円とするものでございます。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件については、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

146ページから149ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号 令和3年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼秘書係長朗読〕

○議長（高橋 実君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第87号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、本特別会計令和2年度の決算に伴い繰越金の額が確定したことから、当初の歳入歳出予算にそれぞれ99万2,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ678万4,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。153ページを御覧ください。第3款繰越金、第1項繰越金において令和2年度の決算により繰越金の額が確定したため99万2,000円を増額し、補正後の歳入予算総額を678万4,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。154ページを御覧ください。第2款諸支出金、第1項繰出金において前年度からの繰越金額が確定したことで一般会計に返還するため、一般会計繰出金として99万2,000円を増額し、補正後の歳出予算総額を678万4,000円とするものであります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件についても、項目が少ないことから一括して質疑を承ります。

158ページから161ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号 令和3年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋 実君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営

委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、ちょっと忙しいでしょうけれども、11時まで休議いたします。

休 議 (午前10時48分)

再 開 (午前10時56分)

○議長(高橋 実君) 再開いたします。

○委員会報告

○議長(高橋 実君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7番、安藤正純君。

〔総務文教常任委員会委員長(安藤正純君)登壇〕

○総務文教常任委員会委員長(安藤正純君) 報告第27号、令和3年9月16日、富岡町議会議長、高橋実様、総務文教常任委員会委員長、安藤正純。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、9月16日午前10時49分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1)総務課に関する件、(2)企画課に関する件、(3)税務課に関する件、(4)住民課に関する件、(5)教育総務課に関する件、(6)生涯学習課に関する件、(7)出納室に関する件、(8)議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長(高橋 実君) お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高橋 実君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

8番、宇佐神幸一君。

〔産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第28号、令和3年9月16日、富岡町議会議長、高橋実様、産業厚生常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、9月16日午前10時50分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）都市整備課に関する件、（2）いわき支所に関する件、（3）郡山支所に関する件、（4）健康づくり課に関する件、（5）福祉課に関する件、（6）農業委員会に関する件、（7）産業振興課に関する件、（8）生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第29号、令和3年9月16日、富岡町議会議長、高橋実様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、9月16日午前10時51分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、高野匠美君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野匠美君） 報告第30号、令和3年9月16日、富岡町議会議長、高橋実様、議会報編集特別委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、9月16日午前10時53分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第31号、令和3年9月16日、富岡町議会議長、高橋実様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、9月16日午前10時54分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富

岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいま1番、堀本典明君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、堀本典明君より説明を求めます。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（高橋 実君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（高橋 実君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和3年第4回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時08分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

議長 高橋 実

議員 安藤 正 純

議員 宇佐 神 幸 一